令和8年度4月入園のてびき
新潟市認可保育施設（2号・3号認定用）

申請をご希望の方は、てびき記載事項をよくご確認ください！

申請受付期間

１次募集	令和７年１０月３１日（金）　～　令和７年１１月１４日（金）
２次募集	令和８年　１月２９日（木）　～　令和８年　２月　６日（金）

申請対象者

次の要件を全て満たす児童

① 令和８年４月１日時点で新潟市に居住（住民登録）していること
② 令和８年４月より父母のいずれもが保育必要事由（てびき４ページ）に該当すること
③ 次のいずれかに該当すること

申請対象者Ａ（新規申請）	令和８年４月１日付で新規入園を希望する児童（※１）
申請対象者Ｂ（転園申請）	新潟市内の認可保育施設に在籍している児童で、令和８年４月１日付で転園を希望する児童
申請対象者Ｃ（認定区分変更）	令和８年４月１日付で現在在籍している認定こども園内において１号認定から２号認定に変更を希望する児童

（※１）認定こども園に１号認定で在籍している児童で、令和８年４月１日付で２号認定で転園を希望する児童を含む

申請に必要な書類

（→ てびき5ページへ）

【全ての方が必要な書類】
入園申請確認票・入園申請書・こどもの状況票・父母の保育必要事由確認書類
世帯状況に応じて提出する書類

【申請状況によって必要な書類】
申請対象者Ａ（新規申請）：マイナンバー記載用紙＋代表保護者の番号確認資料
申請対象者Ｂ（転園申請）：転園届
申請対象者Ｃ（認定区分変更）：認定区分変更届

申請書類提出先

（→ てびき5ページへ）

１次募集	申請対象者Ａ（新規申請）：第１希望の保育施設 申請対象者Ｂ・Ｃ（転園申請・認定区分変更）：申請時点で在籍する保育施設
２次募集	全ての方：第１希望施設が所在する区の区役所健康福祉課

利用調整（選考）結果通知時期

※事務作業の進捗状況により、変更となる場合があります。
その場合は、ホームページ等でお知らせします。

１次募集	令和８年１月２６日（月）発送予定
２次募集	令和８年２月２７日（金）発送予定

結果は通知作成時点の住民票の住所へ郵送します。（通知作成時点で新潟市外に居住している方へは、申請時点の住所へ郵送します。）結果通知時期に住所の異動を予定されている方は、郵便局へ転送届の手続をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

令和8年4月入園　ホームページのご案内

- 令和８年４月入園に関する最新の情報を掲載しています
- てびき48～８８ページに掲載している様式のデータを掲載しています。
- 申請に関する説明動画をアップロードしています。

「令和８年４月　認可保育施設への新年度入園について」

新潟市　令和８年４月入園　検索

オンライン申請のご案内　※申請受付開始日に上記ホームページにリンクを掲載します

- 新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）でも申請の受付を行います。
- 必要書類のうち、父母の保育必要事由確認書類・世帯状況に応じて提出する書類をあらかじめデータ（写真データ、ＰＤＦ）でご準備の上、申請してください。

※必要書類については、てびき５ページ以降をご確認ください。

※アップロード枠が不足する場合は、追加提出フォームから提出してください

◆注意事項◆

- 一定時間（６０分）経過するとタイムアウトします。（入力データが消えてしまいます。）
- あらかじめ『てびき』を読み、時間がかかる際は「一時保存」をしてください。

郵送受付について

- やむを得ない事情により提出先への申請が難しい場合に限り、郵送での受付も行います。
- 郵送先はてびき裏表紙をご確認ください。

◆注意事項◆

- 申請受付期間最終日消印有効。
- 必ず簡易書留や特定記録郵便等の追跡可能な郵便をご利用ください。郵便事故等の責任は本市で一切負いません。（普通郵便での申請は原則受付できません。）
- 申請書類を受付した旨の通知や書類返却は行いません。また、郵送による申請書類の受付有無の問い合わせについても原則回答いたしません。
- 郵送申請の場合、入園のてびきに同封されている提出用封筒は使用しないでください。

保育施設での受付における注意事項について

- 発熱などの症状がある場合は、訪問を控えてください。
- 施設への訪問時間帯は原則午前８時３０分から午後５時とします。

※対応できる職員が限られるため、上記時間外となる場合は、あらかじめ施設へ連絡したうえで訪問してください。

※多くの方が同時に集まることを避けるため、在園児の送迎時間帯を避けた訪問を推奨します。

推奨する訪問時間帯：午前９時３０分から午前１１時３０分、午後１時から午後３時

- 施設見学は、各施設に直接お問い合わせください。

※書類を受け取った施設と提出する施設が異なっても構いません。

目　　次

（１）入園手続きの前に …… ２

（２）入園手続きの流れ …… ３

（３）保育必要事由一覧表 …… ４

（４）提出書類・提出先 …… ５

　◇提出先について …… ５

　◇提出書類について …… ５

　◇提出書類の詳細 …… ６～１８

（５）申請時の注意事項 …… ２０～２１

（６）入園（転園）申請にあたっての確認事項≪重要≫ …… ２２

（７）入園児童の選考方法 …… ２４

　◇利用調整の手順 …… ２４

　◇きょうだい同時申込（申請の状況）について …… ２５～２７

（８）利用調整指数表 …… ２８～３１

（９）保育料など …… ３２～３３

（１０）よくあるご質問 …… ３４～３５

（１１）市立保育園の配置計画 …… ３６

（１２）令和８年度　新潟市認可保育施設一覧 …… ３７～４５

（１３）入園申請様式集 …… ４８～８８

（１４）新潟市保育関係ホームページ …… ８９

令和８年度４月入園　年齢早見表

クラス 年齢	生年月日
０歳児	令和 ７ 年 (2025年) 4月2日 ～
１歳児	令和 ６ 年 (2024年) 4月2日 ～ 令和 ７ 年 (2025年) 4月1日
２歳児	令和 ５ 年 (2023年) 4月2日 ～ 令和 ６ 年 (2024年) 4月1日
３歳児	令和 ４ 年 (2022年) 4月2日 ～ 令和 ５ 年 (2023年) 4月1日
４歳児	令和 ３ 年 (2021年) 4月2日 ～ 令和 ４ 年 (2022年) 4月1日
５歳児	令和 ２ 年 (2020年) 4月2日 ～ 令和 ３ 年 (2021年) 4月1日

（１）入園手続きの前に

認可保育施設などの入園手続きは、子ども・子育て支援制度に基づいて実施しています。
子ども・子育て支援制度では、認可保育施設などの利用者に対して、利用のための認定 「教育・保育給付認定」 を行います。
児童の年齢と、保護者の保育の必要性の有無により、
１号認定 / ２号認定 / ３号認定 の３通りの認定区分があります。
＜それぞれの認定区分により、利用可能な施設の種類が異なります。＞

このてびきでは、２号認定と３号認定に該当する方の申請手続きをご案内します。

保育の必要性の有無	児童の年齢　（R8.4.1 現在）	
	満３歳以上	満３歳未満
【保育の必要性なし】 父母のどちらかが 保育必要事由にあてはまらない場合 または 幼稚園などの利用を希望する場合	**1号認定** （教育標準時間認定） 幼稚園　認定こども園	**認定対象外** 認可教育・保育施設は 利用できません。
【保育の必要性あり】 父母のいずれもが 保育必要事由に当てはまる場合	**2号認定** 保育園　認定こども園	**3号認定** 保育園　認定こども園 地域型保育

２号認定と３号認定は、父母の保育必要事由により、認定期間が異なるほか、保育必要事由の内容に応じて、保育必要量の認定が異なります。

保育必要量の認定は、「保育標準時間」と「保育短時間」の２通りの区分があり、区分により保育施設を利用できる時間が異なります。

＜保育施設を利用できる時間＞

保育必要量の認定区分は、保育施設を利用できる最大の時間であり、そのままお子さんの保育時間となるわけではありません。実際の利用時間は就労時間等それぞれのご家庭の状況に応じた「保育が必要な時間」が基本となります。必要な時間内の利用にご協力をお願いします。

区分	利用できる時間
保育標準時間認定	保育施設ごとに設定する開園時刻から１１時間の時間帯
保育短時間認定	保育施設ごとに設定する８時間の時間帯

※各区分の利用できる時間を超える利用は延長保育料が発生します。（詳細はてびき３３ページ）

＜新潟市内の認可教育・保育施設の種類＞

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設
地域型保育	保育園より少人数の単位で、０～２歳のこどもを保育する事業 【小規模保育】少人数（定員６～１９人）を対象に、家庭的な雰囲気に近い環境のもと、きめ細かな保育を行います 【事業所内保育】会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します

（２）入園手続きの流れ

１次募集について

申請書類の提出
受付期間：１０/３１（金）～１１/１４（金）

↓

給付認定・入所選考
１１月下旬～１月中旬

↓

利用調整（選考）結果通知書の交付
１月２６日（月）発送予定

◆申請書類に不備があると受付ができない場合がありますので、受付期間内に間に合うよう余裕をもって準備をしましょう。

◆１次募集では各施設の募集人数の公開はしません。

◆申請に基づき令和８年４月１日起算日の認定を行います。

◆入園する施設は保育の必要性が高いと認められる世帯児童から優先して決定します。

◆令和８年４月認定開始（変更）の場合、審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請の結果については、利用調整（選考）の結果と同時期に通知します。

２次募集について

申請書類の提出
受付期間：１/２９（木）～２/６（金）

↓

給付認定・入所選考
２月中旬

↓

利用調整（選考）結果通知書の交付
２月２７日（金）発送予定

◆２次募集受付開始時点で空きのある施設を対象に募集を行います。
空きのある施設は受付期間初日に市ホームページで公開します。

◆１次募集で入園が決定した児童も２次募集へ申請することが可能ですが、申請を行った時点で１次募集の入園決定は取り消しとなります。（※）

◆１次募集で転園が決定している児童も２次募集へ申請することが可能ですが、４月以降の在籍は確保されません。（※）

（※）改めて入園申請に必要な書類一式を準備していただく必要があります。

２次募集後の入園調整について

２次募集 未決定者調整 ３月上旬実施予定	２次募集で未決定となった児童を対象に、２次募集入園選考の結果空きのある施設で調整を行います。 ★２次募集未決定児童へ、申請方法等の連絡をします。

＜２次募集後の入園の案内について＞
令和８年４月より保育を必要とする児童に対し、可能な限り保育サービスを提供するため、２次募集の調整終了後においては、入園が決定していない児童や新潟市への転勤など、急な保育ニーズが発生した世帯の児童へ、個別に入園可能な保育施設を案内する場合があります。
何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 令和８年５月入園は、令和８年３月中旬に募集開始予定です。

（３）保育必要事由一覧表　父母の保育必要事由の該当有無を確認してください！

保育必要事由や保育必要量は、月単位で認定します。

<table>
<tr><th>事由</th><th>内容</th><th>認定期間</th><th>保育必要量の認定</th></tr>
<tr><td>就労</td><td>月６４時間以上の就労をしている
※無収入の活動は就労の対象となりません</td><td>勤務が継続する期間</td><td rowspan="3">１か月あたりの保育必要事由発生時間に応じて認定（注）

保育標準時間認定
⇒ 月１２０時間以上
保育短時間認定
⇒ 月１２０時間未満</td></tr>
<tr><td>就学</td><td>学校教育法に基づく学校や職業訓練校等に在籍をしている
（月６４時間以上）</td><td>就学先の卒業または修了の日が属する月の末日まで</td></tr>
<tr><td>介護
看護</td><td>長期にわたる病気や心身に障がいを有する親族（原則、同居親族）の介護・看護をしている
（月６４時間以上）</td><td>介護・看護を必要とする期間</td></tr>
<tr><td>妊娠
・
出産</td><td>妊娠中 または 出産後間もない</td><td>［産前］
出産予定日の８週間前※1（多胎妊娠は１４週間前※2）の日の属する月の初日から
［産後］
出産日の８週間後※3の日の属する月の末日まで
※1　出産予定日の５５日前
※2　出産予定日の９７日前
※3　出産日の５６日後</td><td rowspan="4">保護者の希望に応じていずれかを認定</td></tr>
<tr><td>疾病
負傷</td><td>疾病を患っている または 負傷中</td><td>医師が必要と診断した期間</td></tr>
<tr><td>障がい</td><td>身体や精神に障がいを有している</td><td>心身に障がいを有する期間</td></tr>
<tr><td>災害</td><td>震災 / 風水害 / 火災
その他の災害の復旧にあたっている</td><td>市長の認める期間</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td>継続的に求職活動をしている</td><td>３か月</td><td rowspan="2">保育短時間認定</td></tr>
<tr><td>育児休業</td><td>育児休業を取得している
※ 令和８年３月３１日時点（新潟市外からの転入予定者については令和 ８ 年３月時点）で申請児童が認可保育施設に在籍している場合のみ</td><td>育児休業を取得する期間</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>上記のほか、類するものとして明らかに家庭で保育が困難であると認められる場合
月６４時間未満の就労中で、児童が下記の①から④のすべてに該当する場合
①集団生活が可能である
②年度初日の前日に３歳に達している
③・特別児童扶養手当支給対象児童
・障がい者手帳の交付児童
・療育手帳の交付児童
のいずれかに該当する
④幼稚園の入園が難しい</td><td>市長の認める期間</td><td>状況に応じていずれかを認定</td></tr>
</table>

※虐待や DV の恐れがあるときも、保育必要事由に該当します。てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談ください。

（注）通勤などの移動時間や保育必要事由発生時間帯により、保育短時間認定の利用できる時間を超えて保育施設を利用せざるを得ないと確認できる場合は、保育必要事由発生時間が月１２０時間未満でも保育標準時間と認定することがあります。

（４）提出書類・提出先　申請児童の在籍状況により、提出先や提出書類が異なります！

申請時点の児童の状況（注１）（注２）		申請区分
A	令和８年４月１日付で新規入園を希望する児童（注３）	**新規申請**
B	新潟市内の認可保育施設に在籍している児童で、令和８年４月１日付で転園を希望する児童	**転園申請**
C	令和８年４月１日付で現在在籍している認定こども園内において１号認定から２号認定に変更を希望する児童	**認定区分変更**

（注１）２次募集の申請は、令和７年１２月１日時点での在籍状況により確認してください。
（注２）令和７年１２月の年度途中入園・転園申請も同時に申請している場合は、てびき２１ページの注意事項をご確認ください。
（注３）認定こども園に１号認定で在籍している児童で、令和８年４月１日付で２号認定で転園を希望する児童を含む

◆ 転園希望先へ転園が決定しないときは、令和７年１２月１日時点で在籍する保育施設へ戻れるように対応します。
※転園希望先へ転園が決定した場合や令和７年１２月１日時点で在籍している保育施設を年度途中で退園または転園した場合は、令和７年１２月１日時点で在籍する保育施設へは戻ることができません。

◆ 同一認定こども園内での認定区分変更を希望し、２号認定（保育認定）に変更できなかったときは、１号認定（教育認定）のまま現在在籍する認定こども園の利用を継続できます。

◇提出先について

申請期間	A：新規申請	B：転園申請	C：認定区分変更
１次募集	第１希望の保育施設	申請時点で在籍する保育施設	申請時点で在籍する保育施設
２次募集	第１希望施設が所在する区の区役所健康福祉課	第１希望施設が所在する区の区役所健康福祉課	第１希望施設が所在する区の区役所健康福祉課

◇提出書類について　※オンライン申請をする場合は、てびき表紙裏もご確認ください

「○」の書類が申請に必要な書類です。入園申請書提出用封筒に封入のうえ提出してください。（※１）

提出書類	A：新規申請	B：転園申請	C：認定区分変更
①入園申請確認票	○	○	○
②教育・保育給付認定兼入園申請書（２号・３号認定児童用）	○	○	○
③こどもの状況票	○	○	○
④転園届（※２）	×	○	×
⑤認定区分変更届	×	×	○
⑥マイナンバー記載用紙＋代表保護者の番号確認資料	○（※４）	×	×
⑦父母の保育必要事由確認書類	○	○	○
⑧世帯状況に応じて提出する書類（※３）	○	○	○

（※１）オンライン申請の場合は、①～⑤の書類は不要です。⑥～⑧のうち、「○」の書類を写真データまたはＰＤＦでご用意ください。ただし、⑥のうちマイナンバー記載用紙は不要です。
（※２）令和８年１月～令和８年３月の間に年度途中の転園をした後で令和８年４月入園２次募集の申請をする場合は、新規申請の取扱いとなります。（「転園届」の提出は不要です。）
（※３）てびき１３ページ～１６ページを参照し、必要な書類を提出してください。
（※４）認定こども園に１号認定で在籍している児童で、令和８年４月１日付で２号認定で転園を希望する児童は不要です。

◇提出書類の詳細

入園申請書提出用封筒（2･3号認定）

- ◆ てびきに挟まっている「入園申請書提出用封筒（２・３号認定）」に申請書類一式を封入して提出してください。
- ◆ 封筒は表面に必要事項を記入し、封をした状態で提出してください。
- ◆ きょうだい同時申込で提出先が同じ場合は、１つの封筒にまとめて提出してください。

①入園申請確認票

- ◆ 申請児童１人につき、１枚提出が必要です。
- ◆ 提出する書類にチェックを記入してください。

②教育･保育給付認定兼入園申請書（2･3号認定児童用）

- ◆ 申請児童１人につき、１枚提出が必要です。
- ◆ 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。（修正液・修正テープでの修正不可）

記入例

令和８年度 教育・保育給付認定兼入園申請書（2号・3号認定児童用）

申請書 1/2

「令和８年度４月入園のてびき　新潟市認可保育施設（2号・3号認定用）」記載事項および、入園（転園）申請にあたっての確認事項に同意のうえ、次のとおり、給付認定及び入園を申請します。

入園（転園）申請にあたっての確認事項はてびき○ページに記載しております。よく確認の上申請してください。

❶提出日　令和　7年　11月　●日

❷ ふりがな 申請児童名	にいがた　りゅうと 新潟　柳都	❻ 現住所	〒 951 - 0000 新潟市中央区学校町１－１－１ ６０２番地１
❸ 生年月日（令和8年4月1日時点の年齢）	令和　7　年　10　月　5　日生　（　0　歳） 0歳の場合は月齢も記載　（　5ヶ月）		
❹ 申請者氏名（代表保護者）	新潟　太郎 ※兄弟姉妹が既に認可保育施設に在籍している場合、同一の代表保護者としてください	❻´ 令和８年4月1日時点住所（現住所と異なる場合、申請時点で分かる範囲を記入）	〒 951 - 9999 新潟市 中央 区 古町１－１－１ （転居予定日：令和　8年　3月 21日）
❺ 連絡先 電話番号	(自宅)　０２５－△△△－×××× (父携帯)　０７０－△△△●－×××× (母携帯)　０８０－△△△■－××××		

❼	令和8年1月1日時点の父母の住所		令和7年1月1日時点の父母の住所	
	父	母	父	母
	✓新潟市内 □新潟市外	✓新潟市内 □新潟市外	✓新潟市内 □新潟市外	□新潟市内 ✓新潟市外

新潟市外の場合は　記入してください

都道府県名		都道府県名	
父	母	父	母 ●●県
市区町村名		市区町村名	
父	母	父	母 ▲▲市

★入園希望日・希望施設　申請番号と施設名称を記入してください。（申請番号と施設名称が異なる場合、施設名称を優先します）

入園希望日	令和 8 年 4 月 1 日			
❽ 希望施設（申請番号・名称）※てびき37ページ以降参照	希望順位	申請番号		施設名称
	第1希望	9	0	1 こあら保育園
	第2希望	8	1	2 ひよこ保育園
	第3希望	7	9	3 いるか認定こども園
	第4希望	9	5	1 きりん保育園
	第5希望	5	4	2 ぱんだこども園
	第6希望	~~9~~	~~2~~	~~2~~ ~~かもめ保育園~~ 612 うさぎ保育園
	第7希望	4	1	3 あしか保育園
	第8希望			
	第9希望			
	第10希望			

★希望認定時間等　内容を記入またはチェックしてください。

希望の認定時間	✓保育標準時間　□ 保育短時間　※保育必要事由が「求職活動」「育児休業」の場合は、保育短時間認定となります。また、就労などの状況により、希望と異なる保育短時間認定となる場合があります。
❾ 申請児童の認可保育施設入園経験	□ 入園中　施設名（　　）　認定区分（□1号　□2・3号） □ 入園予定　在籍期間（平成・令和　年　月　日から） ※市外施設の場合、退園予定日を記入ください（令和　年　月　日まで） ✓入園経験なし　□ 過去入園経験あり（平成・令和　年　月　日 退園）

★兄弟姉妹の在園・申請状況

該当がある場合は内容を記入またはチェックしてください。（兄弟姉妹が複数の場合は併記してください。）

✓申請時点で既に市内の認可保育施設に在籍している兄弟姉妹がいる　※令和８年3月で卒園する兄弟姉妹を除く

❿ 兄弟姉妹の在籍施設名（ こあら保育園 ）
兄弟姉妹の認定区分（□1号　✓2・3号）

✓申請時点で既に市内の認可保育施設に１号認定で内定している兄弟姉妹がいる

⓫ １号認定申請書の提出状況　（✓提出済み　□未提出）　※未提出の場合は内定扱いとなりません
兄弟姉妹の１号認定内定施設名（ こあら保育園
入園予定日（令和　8年　4月　1日）

✓同時に２・３号認定申請する兄弟姉妹がいる

⓬ 兄弟姉妹の第１希望施設名（ こあら保育園 ）
兄弟姉妹の申請区分（✓新規申請　□転園申請　□認定区分変更）
兄弟姉妹の希望選考方法（✓①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥　□⑦　□⑧　）
→希望選考方法の詳細は必ずてびき 23～25ページを参照のうえ、①～⑧のいずれかにチェックしてください。

裏面も記入してください

項目	注意事項
❶申請書提出日	・実際に書類を提出する日を記入してください。募集期間は下記のとおりです。 １次募集：令和７年１０月３１日～１１月１４日 ２次募集：令和８年　1月２９日～　2月　6日
❷申請児童名	・申請児童名を記入してください。 ・申請時、未出生の場合は空欄で提出してください。
❸生年月日	・申請児童の生年月日を記入してください。申請時、未出生の場合は空欄で提出してください。 ・年齢は令和８年４月１日時点の年齢を記載してください。（年齢早見表はてびき１ページ） ０歳の場合は、月齢も記入してください。
❹申請者氏名（代表保護者）	・実際に監護（養育）している方を代表保護者として記入してください。 ・きょうだいが既に認可保育施設に在園している場合は、同一の代表保護者としてください。 ・親のどちらかが単身赴任等で新潟市外に居住している場合は、実際に児童を監護している（同居している）親を代表保護者とします。［例：父が単身赴任の場合、代表保護者は母。］ ・父母ともに不在の場合は、実際に児童を監護していて保育料等を納付する方（祖父母等）を代表保護者とします。ただし、世帯によって異なる場合がありますので、父母ともに不在の場合は、てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談ください。
❺連絡先電話番号	・直接連絡がとれる電話番号を記入してください。
❻現住所	・申請時の住民登録がある住所を記入してください。 ・申請時と令和８年４月１日時点の住所が異なる場合は、『❻′ 令和８年４月１日時点住所』欄も記入してください。 ・申請時の現住所が新潟市外の場合は、『❻′ 令和８年４月１日時点住所』欄の記入が必須です。未定の場合は「未定」と記載してください。 ・令和８年４月１日時点住所の記入が市外になっている場合や転入予定日が令和８年４月２日以降の場合は、受け付けできません。
❼令和８年および令和７年１月１日時点の父母の住所	・新潟市内の場合は、新潟市内にチェックを記入してください。 ・新潟市外の場合は、新潟市外にチェックを記入し、都道府県・市区町村名を記入してください。
❽利用を希望する施設名	・入園希望施設は第１希望～第１０希望まで記入できます。**通園可能な範囲でなるべく多くの施設を記入してください。** ・申請番号３桁と施設名称を記入してください。 （申請番号は、てびきの施設一覧３９ページ以降に記載） ・申請番号と施設名称が異なる場合、**施設名称を優先**して利用調整を行います。 ・**各施設の受入年齢（月齢）を必ず確認してください。** （受入月齢は、てびきの施設一覧３９ページ以降に記載） ・**受入の要件を満たさない施設（令和８年４月１日時点の年齢（月齢）が施設の受入年齢（月齢）を満たさない、閉園等が決定しており受入を制限している等）は、自動的に利用調整（入園選考）の対象外となります。** ［例：受入月齢が「６か月」の施設は、令和７年１０月１日以前に生まれた児童が申請可能です。］
❾希望認定時間等	・全ての項目を必ず記入してください。 ・保育必要量の認定はてびき４ページをご確認ください。判定の結果、希望どおりにならない場合もあります。 ・「申請児童の認可保育施設入園経験」について、いずれかに必ず✔を記入いただき、「入園中」または「入園予定」の場合は、施設名等も記入してください。市外施設に在園中の場合、退園予定日を記入してください。
❿申請時点で既に市内の認可保育施設に在籍する兄弟姉妹の有無	・在園している兄弟姉妹がいる場合、施設名、認定区分を記入してください。利用調整の際、調整指数に反映される場合があります。 ・令和８年３月で卒園する兄弟姉妹は含みません。
⓫申請時点で市内の認可保育施設に１号認定で内定している兄弟姉妹の有無	・内定している兄弟姉妹がいる場合、１号認定申請書の提出状況に✔を記入してください。 ・施設名、入園予定日を記載してください。利用調整の際、調整指数に反映される場合があります。 ・**１号認定申請書が市に提出されており、状況を確認できることが条件となります。** 未提出の場合は内定扱いとなりません。１次募集の場合は令和７年１１月１４日までに、 ２次募集の場合は令和８年2月６日までに提出できる場合、「提出済み」に✔を記入し、必ずご提出ください。

⑫同時に２・３号認定申請する兄弟姉妹がいる	・兄弟姉妹の申請状況を記入または✔してください。 希望選考方法について、①～⑧のいずれかに必ず✔してください。 （詳細はてびき２５ページをご覧ください） ・⑧を希望する場合、てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談のうえ、別途「きょうだい同時申込（⑧その他）希望調査票」の提出が必要です。

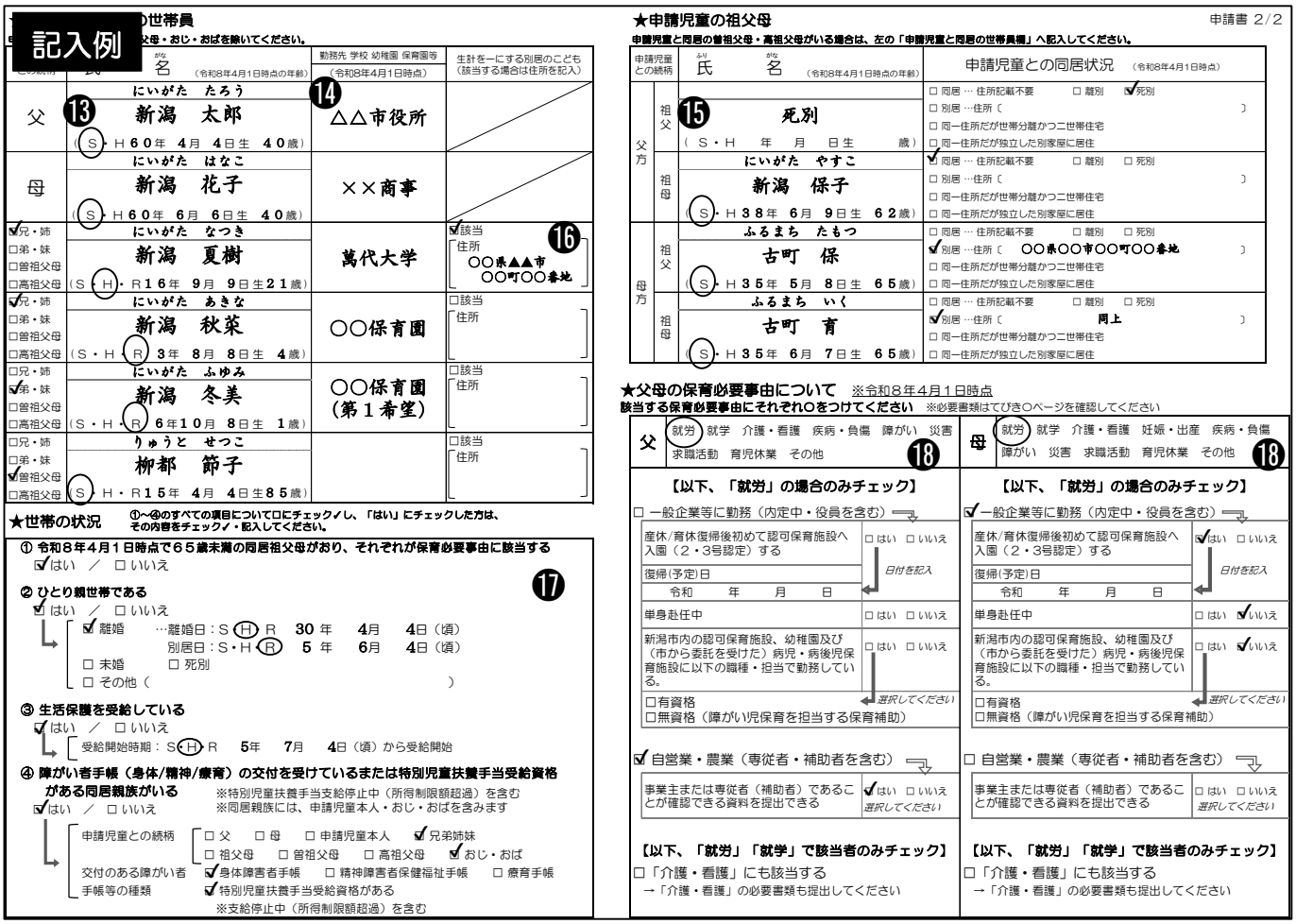

項目	注意事項
⑬同居の世帯員	・記載が必要な世帯員の範囲　→　父・母・兄弟姉妹・曽祖父母・高祖父母 （申請児童本人・申請児童の祖父母・おじ・おばは、記入しないでください） ・同居していなくても、生計が同一の方は記入が必要です。 ［例：単身赴任中の父、社会通念上夫婦として共同生活が認められる同居人］
⑭勤務先・学校・幼稚園・保育園等 （**令和８年４月１日時点**）	・**令和８年４月１日時点**の状況を記入してください。 （４月から小学生となる場合は小学校名） ・同時申請の兄弟姉妹は第１希望施設を記入してください。 ・申請児以外の未就学のこどもを幼稚園・認可保育施設・認可外保育施設に預ける予定がない場合は「教育・保育施設に預けない」と記入してください。
⑮申請児童の祖父母	・氏名、生年月日、同居状況を漏れなく記入してください。 ・住民票上世帯分離をしていても、同一住所に居住する場合は同一世帯となります。二世帯住宅の場合や、独立した別家屋に居住の場合は、該当項目にチェックを記入し、添付書類を提出してください。 ※離別・死別の場合は該当項目にチェックを記入し、氏名・生年月日の記入は不要です。
⑯生計を一にする別居のこどもについて	・生計を一にする別居のこどもがいる場合、「該当」に✓し、お住まいの住所を記入してください。

⑰世帯の状況	・①～④のすべての項目に✔してください。利用調整指数に反映される場合があります。 ・各項目において、「はい」にチェックした方は詳細の記入も必要です。	
	①祖父母が保育必要事由に該当	・該当する場合は、保育必要事由確認書類の添付が必要です。
	②ひとり親	・該当する状況にチェックと日付を記入してください。
	③生活保護	・受給開始時期を記入してください。
	④同居の障がい者	・手帳の交付を受けている同居親族の続柄と手帳の種類にチェックを記入してください。
⑱令和８年４月１日時点の保育必要事由	・父母の保育必要事由について、それぞれ該当する事由１つを丸で囲んでください。 ・併せて、保育必要事由確認書類をご準備ください。 （確認書類の詳細は、てびき１１～１２ページを確認してください）	
	【就労】	・「一般企業等に勤務」または「自営業・農業」のいずれかにチェックを記入してください。 ・それぞれ詳細質問がありますので、「はい」「いいえ」のいずれかに✔を記入してください。 ・「一般企業等に勤務」の場合、**産休／育休復帰（予定）日は令和８年４月３０日以前となっていることが申請の要件です。復帰（予定）日が令和８年５月以降の場合、入園選考（利用調整）の対象外となります。** ・就労をしながら親族の介護・看護をしている場合はチェックを記入し、「介護・看護」の添付書類も提出してください。
	【就学】	・就学をしながら親族の介護・看護をしている場合はチェックを記入し、「介護・看護」の添付書類も提出してください。

③こどもの状況票

◆申請児童１人につき、１枚提出が必要です。

◆記載の内容が利用調整に影響することはありません。

◆利用施設が決定した際には、記載された事項を入所（内定）施設に情報提供します。

④転園届（保育認定用） ※ B:転園申請のみ

- ◆ 転園児童１人につき、１枚提出が必要です。
- ◆ 利用調整の結果、転園希望施設（第１希望～第１０希望）のいずれにも決定しなかったときは、在籍施設に戻ることが可能です。在籍施設に戻ることを希望する場合は、転園届の「転園希望施設へ内定・決定できなかった場合」欄で「希望する」に必ずチェックを記入してください。
- ◆ 転園理由欄の該当理由にチェックをし、詳細を記入してください。

⑤同一認定こども園内における認定区分変更届 ※C:認定区分変更のみ

- ◆ 区分変更申請児童１人につき、１枚提出が必要です。
- ◆ 現在１号認定で在籍している施設とは別の施設を第１希望として申請する場合は、新規申請となるため認定区分変更届は提出不要です。

⑥マイナンバー記載用紙＜教育・保育施設届出用＞ ＋代表保護者の番号確認資料 ※A:新規申請のみ

※オンライン申請の場合は事前に「代表保護者の番号確認資料」の用意が必要

- ◆ 新規申請児童１人につき、１枚提出が必要です。※すでに認可教育・保育施設に在籍している場合は不要
- ◆ 出産予定児童の申請の場合は、代表保護者と保護者のマイナンバーを記入し、申請児童本人の氏名・生年月日・マイナンバーを空欄で提出してください。出生後、申請児童本人のマイナンバーを記入した、マイナンバー記載用紙を提出していただきます。
- ◆ 番号確認資料は代表保護者のものだけご提出ください。<u>申請児童本人や同居世帯員の番号確認資料は不要です。</u>

⑦保育必要事由確認書類　　※オンライン申請の場合は事前に用意が必要

◆きょうだい同時申請の場合、世帯で１部書類を準備してください。きょうだいで提出先が異なる場合は、上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。

父母の保育必要事由確認書類は、事由に応じ該当の書類をご準備ください。下記表中、

- ★印の書類の提出がない場合は、保育必要事由を「求職活動」事由として給付認定・利用調整（選考）を行います。
- ●印の提出がない場合は、利用調整（選考）における基準指数を「求職活動」事由として指数付けします。

※ 利用調整指数については、てびき２８ページから３１ページを参照。

<table>
<tr><th>保育必要事由</th><th>確認書類</th></tr>
<tr><td>就労</td><td>★ 就労証明書≪国標準様式≫（提出日前３か月以内に記載されたもの）
※ 申請時点で内定中の場合や令和８年４月に育児休業から復帰する予定の場合も使用してください
● 自営業・農業（専従者・補助者含む）の場合は、事業の実態や収入が確認できる書類を添付（てびき１２ページ参照）</td></tr>
<tr><td>就学</td><td>★ 在学証明書（原本）
※ 就学予定の場合は、合格通知（写）等、就学先が発行した状況が確認できる書類
● 授業時間割など拘束性が確認できるもの（就学先が発行または証明している書類）</td></tr>
<tr><td>介護・看護</td><td>★ 介護・看護状況申告書 ≪市様式≫
● 被介護・看護者に応じて下記書類を添付
<table><tr><td>介護保険被保険者</td><td>・介護保険被保険者証(要介護認定有)（写）
・ケアプランの週間サービス計画表（写）等</td></tr><tr><td>傷病者</td><td>・医師の診断書（原本）</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>・障がい者手帳等（写）
・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表（写）等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>妊娠・出産</td><td>★ 保護者名、出産予定日（出生日）を確認できるもの（第三者が発行したもの）
（例） ・ 母子健康手帳（写） ※ 表紙 ＆ 出産予定日（出生日）が確認できる箇所
・ 妊娠届出書（写）
・ 母性健康管理指導事項連絡カード（写）
・ 医師の診断書（写）</td></tr>
<tr><td>疾病・負傷</td><td>次のいずれか
★ 医療機関診断書（保育認定用）≪市様式≫（提出日前３か月以内に記載されたもの）
※ 医療機関指定の診断書の場合は、医療機関診断書（保育認定用）の項目が全て記載されているもの
★ 医師の診断書等（写）及び就労先等からの証明（療養期間が確認できるもの）</td></tr>
<tr><td>障がい</td><td>★ 障がい者手帳等（写）
※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか</td></tr>
<tr><td>災害</td><td>★ り災証明書（写）
※ 災害の状況について、資料の追加提出や聞き取りを行う場合があります</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td>★ 誓約書 ≪市様式≫</td></tr>
<tr><td>育児休業</td><td>★ 育児休業（雇用）証明書 ≪市様式≫（提出日前３か月以内に記載されたもの）
※ 保育認定のために新潟市へ就労証明書を提出したことがない場合は、就労証明書の提出も必要（令和８年１月から３月入園希望者を除く）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>★ 家庭で保育が困難であると認められるもの</td></tr>
</table>

＜自営業・農業（専従者・補助者含む）の添付書類＞

自営業・農業（専従者・補助者を含む）で「就労」事由の認定を受けるためには、月６４時間以上の事業収入を伴う活動（労働）が要件となります。事業の実態や収入確認のため、「就労証明書」に加え、下記の書類を提出してください。

※ 自営業・農業（専従者・補助者を含む）の場合、入園決定（内定）後に改めて事業の実態や収入が確認できる書類の提出が必要となります。事業の実態や収入が確認できない場合（必要書類が提出できない場合も含む）は、保育必要事由に該当しないため、入園（内定）の取り消しや退園、遡って保育認定が取り消しとなる場合があります。

就労形態	必要書類（①～③のいずれかの書類）
事業主	**①前年から事業を行っている場合（a または b）** a：直近の確定申告書　第一表と第二表（写） b：直近の市民税・県民税申告書　両面（写）
	②事業開始初年で確定申告を迎えていない場合 ・開業届、営業許可証、請負契約書、農業経営状況証明書等の事業実態が確認できる書類（写）
	③令和８年４月入園申請（本申請）以降から令和８年４月末までに事業開始の場合 ・②の書類が提出できない場合のみ、店舗の図面や事業計画等の事業開始に向けた準備を行っていることが確認できる書類（写）
専従者 （補助者）	**①前年から従事している場合（a または b または c）（※１）** a：事業主の直近の確定申告書　第一表と第二表（写） ※ 第二表に専従者として氏名が記載されていること b：事業主の直近の市民税・県民税申告書　両面（写） ※ 表面に専従者として氏名が記載されていること c：源泉徴収票（写）
	②従事開始初年で事業主が確定申告を迎えていない場合（a または b） a：青色専従者給与に関する届出書（写） b：直近１か月分の給与明細等（写）
	③令和８年４月入園申請（本申請）以降から令和８年４月末までに従事開始の場合 ・上記事業主の必要書類①～③のいずれか

（※１）税法上専従者として申告ができず、書類の提出ができない場合は、事前にてびき裏の問い合わせ先にご相談ください

⑧世帯の状況に応じて提出する書類

◆以下の質問１～９を確認し、<u>回答が「はい」の場合は必要書類をご準備ください</u>。

・必要書類（A～K）の詳細は、１５～１６ページを確認してください。

・きょうだい同時申請の場合、世帯で１部書類を準備してください。きょうだいで提出先が異なる場合は、上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。

・提出がない場合、利用調整指数に反映されないこと、入園後の正確な保育料算定ができないことがあります。

質問		回答		必要書類
質問１	令和８年４月入園（２・３号）申請を同時に行うきょうだいがいて、希望選考方法がパターン⑧である ※パターンについては、てびき２５～２７ページ参照	いいえ	はい →A を提出	A:きょうだい同時申込（⑧その他）希望調査票
質問２	【新規申請者のみ回答してください】 父母のうち令和７年度住民税が新潟市外で課税されている方がいる ※新潟市外で課税とは… ・令和７年１月１日時点で住民票が新潟市外であった場合 ・単身赴任などで住民票とは別住所に居住している場合など	いいえ	はい →B を提出	B:令和７年度市・県民税課税（所得）証明書（写）
質問 3-1	父母のうち、令和６年中に海外居住期間がある	いいえ	はい →3-2 へ	
質問 3-2	（質問３－１で「はい」を選択した方のみ） 令和７年度市町村民税が国内で課税されていない	いいえ	はい →C を提出	C: ①外国居住期間収入状況申立書 ②申立書に記載した金額が分かる書類（給与明細等）（写）
質問 4-1	令和８年４月１日時点で祖父母や曽祖父母と住民票の住所地が同じである（予定含む） ※世帯分離をしている場合でも同一住所の場合は「はい」を選択	いいえ	はい →4-2 へ	
質問 4-2	（質問４－１で「はい」を選択した方のみ） 住民票の住所地は同じであるが、「二世帯住宅で生計が別である」または「それぞれが独立した別の家屋に居住している」	いいえ	はい →D を提出	D: 二世帯住宅の場合 ①二世帯住宅であることが分かる間取り図 ②両世帯１か月分の電気・ガス・水道の領収書（写） ただし、予定の場合は①のみ 独立した別家屋の場合 敷地内に別の家屋があることが分かる配置図
質問 4-3	（質問４－２で「いいえ」を選択した方のみ） 同居の祖父母は令和８年４月１日時点で６５歳未満である	いいえ	はい →4-4 へ	
質問 4-4	（質問４－３で「はい」を選択した方のみ） 同居の祖父母に保育必要事由（求職活動を除く）がある	いいえ	はい →E を提出	E:該当する祖父母の「保育必要事由」確認書類

質問		回答		必要書類
質問５	就労（就学）しながら病気や障がいの親族（原則、同居親族）を介護または看護している	いいえ	はい →F を提出	F:保育必要事由「介護・看護」の場合に必要となる書類
質問６	障がい者手帳の交付を受けている（申請児童・おじおば含む）または特別児童扶養手当の受給資格がある同居親族がいる	いいえ	はい →G を提出	G:次のいずれかの写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ※特別児童扶養手当受給資格がある場合は提出不要。新潟市が担当部署へ受給資格を確認します。
質問７	生計を一にする別居（住民票が別）のこどもがいる	いいえ	はい →H を提出	H:次のいずれか ・別居しているこどもの健康保険証（写）またはマイナ保険証の画面の写し※扶養者が確認できるもの ・生活費等の仕送りをしていることが確認できる部分の通帳のページ（写） ※通帳表紙を含む
質問 8-1	申請受付最終日時点で離婚が成立または裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている	いいえ （◆１）	はい →8-2 へ	
質問 8-2	（質問８－１で「はい」を選択した方のみ） 申請受付最終日時点で別居（住民票上においても）をしている	いいえ	はい →I を提出	I:次のいずれか ・事件係属証明書（写） ・呼出状（写） ※離婚済の場合は提出不要
質問 8-3	（質問８－２で「いいえ」を選択した方のみ） 令和８年４月１日までに別居（住民票上においても）をする	いいえ （◆１）	はい →I＋J を提出	I:次のいずれか ・事件係属証明書（写） ・呼出状（写） ※離婚済の場合は提出不要 ＋ J:ひとり親世帯に関する申立書
質問９	申請児童は申請時点で未出生である	いいえ	はい →K を提出	K:母子健康手帳の表紙と出産予定日が確認できる部分の写し

◆１　ふたり親とみなしますので、父母それぞれの保育必要事由確認書類が必要です。

⑧世帯の状況に応じて提出する書類 A～K の詳細

A：きょうだい同時申込（⑧その他）希望調査票　　７９ページ

同時に申請する兄弟姉妹がいる場合で、既定の選考方法（詳細はてびき２５～２７ページ参照）に該当しない場合は、選考方法を申し出ていただく必要があります。てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談のうえ、「きょうだい同時申込（⑧その他）希望調査票」を提出してください。

B：令和７年度市・県民税課税（所得）証明書（写）

または

C：外国居住期間収入状況申立書
＋申立書に記載した金額が分かる（給与明細等）書類（写）　８１ページ

利用調整の合計指数が同点となった場合の選考要件のひとつに、父母の合計所得があります。
市外からの転入者や市外に単身赴任中などの方は所得データが確認できないため、課税（所得）証明書等の合計所得額が確認できる資料の提出が必要です。最終的に所得が確認できないときは、未申告とみなして利用調整を行うため、不利となる場合があります。
※市内認可保育施設からの転園申請・認定区分変更申請の場合は提出不要です。
※B は提出日前３か月以内に発行され、合計所得額が分かるものの提出が必要です。
※B は自治体により証明書の名称は異なる場合があります。
※収入・所得がない場合でも、合計所得額が０円であることの確認をするため、書類提出が必要です。
※単身赴任など保護者のいずれかが該当する場合は、該当する保護者の書類を提出してください。

D：同一住所の祖父母等に関する資料

同一住所に居住している場合でも、住民票上世帯分離をしているかつ以下の書類を提出することで、祖父母等を保育認定上の別世帯として扱うことができます。提出がない場合や提出された書類で確認ができない場合は同居として取り扱いますので、祖父母が６５歳未満の場合は E の資料についてもご確認ください。

二世帯住宅に居住
- ①二世帯住宅であることが分かる間取り図
- ②両世帯１か月分の電気・ガス・水道の領収書（写）
- ※予定の場合は、申請時点で①のみ提出してください。入園施設決定後、②を追加で提出していただきます。

独立した別の家屋に居住
- ・敷地内に別の家屋があることが分かる配置図

E：６５歳未満の同居の祖父母に関する資料

申請児童が令和８年４月１日時点で６５歳未満の祖父母と同居する場合は、利用調整においてマイナス加点とするなどの調整指数があります。ただし、６５歳未満の同居の祖父母がそれぞれ保育必要事由（求職活動を除く）に当てはまる状況にあって、保育必要事由を確認できる資料の提出があった場合は、マイナス加点などは行いません。保育必要事由確認書類は１１ページを確認してください。

F：父母が就労（就学）をしながら親族の介護または看護にあたっている場合　７１ページ

父母が就労あるいは就学しながら親族の介護または看護にあたっている場合、「介護・看護」の保育必要事由確認書類の提出により、利用調整において加算をすることができる調整指数があります。

「介護・看護」の保育必要事由確認書類は、てびき１１ページの「介護・看護」事由を確認してください。

G：障がい者手帳の交付を受けている（申請児童・おじおば含む）または特別児童扶養手当の受給資格がある同居親族がいる

次のいずれかの写しを提出することで、利用調整において加算をすることができる調整指数があります。
調整指数は一部適用できない場合があります。詳細はてびき３０ページの調整指数を確認してください。

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳

※特別児童扶養手当受給資格がある場合は提出不要。新潟市が担当部署へ受給資格を確認します。
※ここでの同居親族には、申請児童本人・おじ・おば・を含みます

H：生計を一にする別居のこどもがいる場合

次のいずれかを提出してください。

- 別居しているこどもの健康保険証（写）またはマイナ保険証の画面の写し
  ※扶養者が確認できるもの
- 生活費等の仕送りをしていることが確認できる部分の通帳のページ（写）※通帳表紙を含む

I：裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合

次のいずれかを提出してください。

- 事件係属証明書（写）　※提出日前３か月以内に発行されたもの
- 呼出状（写）

※離婚が成立している場合は提出不要です。

J：ひとり親に関する申立書　８５ページ

離婚済みまたは裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てていても、申請時点で（住民票上も）別居していない場合はひとり親とみなすことができません。ただし、入園日までに（住民票上も）別居をする予定の場合は「ひとり親に関する申立書」を提出することでひとり親として申請することが可能です。

※裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合は、Iの資料も提出が必要です。

K：申請児童が申請時点で未出生の場合

母の保育必要事由確認書類とは別に未出生児童の「母子健康手帳の表紙と出産予定日が確認できる部分の写し」を提出してください。令和８年４月１日時点で受入月齢に達するか確認するために必要となります。

保育認定上の世帯の考え方について

父母について

◆単身赴任等で住民票上別居の場合でも、父母は同一世帯となります。離婚済みであっても同一住所に住民票がある場合は、同一世帯となります。また、社会通念上夫婦としての共同生活が認められる同居人がいる場合には、その同居人についても同一世帯（父母）とみなします。

◆離婚前提の別居（住民票上においても）をしていて、裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合、状況が確認できる書類が提出されたときは、ひとり親世帯とみなすことができます。必要書類は１６ページを確認してください。

生計をーにする別居のこどもについて

◆勤務・就学・療養等の都合でこどもと別居している場合でも、余暇には生活を共にしている者や、常に生活費・学費・療養費等の送金が行われている者は生計をーにする別居のこどもとし、生計が同一であることが確認できる書類が提出されたときは、同一世帯とみなします。きょうだいの人数に応じて、保育料・副食費が減免される場合があります。必要書類は１６ページを確認してください。

世帯員について

◆住民票上世帯分離をしていても、同一住所に居住している方（祖父母・曽祖父母・高祖父母など）は同居として取り扱います。ただし、世帯分離をしている場合で、必要書類が提出されたときは、別居として取り扱います。必要書類は１５ページを確認してください。

出産予定児童の申請について

申請時点で申請児童が未出生の場合でも、令和８年４月１日時点での月齢が、入園希望施設の受入月齢に達していることが出産予定日から明らかであると確認できる場合は、入園の申請が可能です。
ただし、予定日より出産が遅くなり、令和８年４月１日時点で受入月齢に達しないときは、入園ができませんのでご注意ください。

【申請時の注意点】

◆ 各種提出書類の児童氏名欄は空欄で提出してください。

◆ 保育必要事由確認書類とは別に母子健康手帳の表紙と出産予定日記載ページの写しを提出してください。

◆ 出産予定日から受入月齢の要件を満たさない場合は、入園希望施設に記載されていても、利用調整（入園選考）の対象外となります。必ず、てびき３９ページ以降の受入月齢をご確認ください。

［例：受入月齢が「2か月」の施設は、出産予定日が令和８年2月１日以前の方が申請可能です。］

出生後はてびき裏表紙の問い合わせ先に連絡してください

地域型保育・乳児保育園から卒園する児童の申請について

◆転園申請扱いとなりますので、転園申請の提出書類をご準備ください。

◆地域型保育から卒園する児童は、在籍する地域型保育事業が連携施設を設置している場合、連携施設を第１希望で申請し、かつ当該施設に空きがある場合に限り優先的に入園することができます（連携施設は３８ページをご確認ください）。空きがない場合は、第２希望以下の施設で利用調整を行いますので、通園可能な範囲でなるべく多くの希望施設をご記入ください。

◆乳児保育園から卒園する児童は、在籍する乳児保育園が乳児保育園と一体となって運営を行っている施設を第１希望で申請する場合に限り優先的に入園することができます（対象となる施設は２９ページをご確認ください）。空きがない場合は、第２希望以下の施設で利用調整を行いますので、通園可能な範囲でなるべく多くの希望施設をご記入ください。

Ｍｅｍｏ

（５）申請時の注意事項

①配慮が必要となる児童について

- ◆ 障がい児保育の希望や心身の発達等に心配がある場合または医療的配慮が必要となる児童の利用に関しては、申請前に各区役所健康福祉課児童福祉係／担当の指導保育士にご相談ください。
- ◆ 障がいの内容によっては、建物の構造上受け入れが困難な施設もありますので、事前に希望する施設へ相談することを推奨します。

②申請書類等について

- ◆ 申請書類は、申請受付期間最終日までに必ず提出してください。
  受付期間後は、特別な事情がある場合を除き、新規及び内容変更、追加書類の受付はいたしません。
- ◆ 申請書類等は、必ず油性ボールペンで記入してください。（修正液や消えるボールペンは不可。）
  訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。
- ◆ 提出された書類の返却は行いません。入園申請書等の写しが必要な場合は、事前に必ずご自身でコピーしてください。
- ◆ 就労証明書、医療機関診断書、育児休業（雇用）証明書については、提出日前３か月以内に記載されているものをご準備ください。

③利用調整について

- ◆ 保育必要事由は、令和８年４月時点の内容で申請してください。
  【注意】利用調整（選考）は、申請受付期間最終日までに提出された書類の内容で行います。**申請書類に不備・不足があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。また、利用調整（選考）の過程で申請書類の不足が判明した場合でも、ご連絡はいたしません**ので、記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを必ず確認してください。
- ◆ 希望施設に記載されていても、受入月齢等の要件を満たさない場合は、利用調整（入園選考）の対象外となります。
  ・各施設受入月齢：てびき３９ページ以降　・閉園等が決定している施設：てびき３７ページ
- ◆ 転園を希望する場合、原則として、受付後の申請の取り下げはできません。
  特別な事情により受付後に取り下げが必要な場合は、速やかにてびき裏表紙の問い合わせ先へご相談ください。

④保育必要事由「育児休業」での申請について

- ◆ 保育必要事由「育児休業」での申請は、以下の場合に限り可能です。
  - ○ 令和８年１月から令和８年３月までの年度途中入園（転園）を申請し、入園（転園）が決定することが、令和８年４月入園（転園）の条件となります。
  - ○ 育児休業を理由として認可保育施設に在籍する児童が、区外転居や保護者の区外への勤務地変更、閉園等が決定している施設に在籍中などのやむを得ない事情により転園を必要とする場合**（転居・勤務地変更については、原則、令和７年度中の異動に限ります。なお、令和８年４月１日時点で転居・勤務地変更していない場合は入園（内定）の取り消しとなります。）**
  - ○ 乳児園の卒園児童や地域型保育事業の卒園児童が入園申請をする場合
  - ※ いずれの場合も、令和８年３月３１日時点で申請児童が認可保育施設に在籍しており、引き続き保育が必要と認められることが令和８年４月入園（転園）の条件となります。
  - ※ 新潟市外からの転入予定者については、令和８年３月時点で居住している市区町村から保育認定（２・３号認定）を受け、認可保育施設を利用していることが条件となります。

⑤申請（入園）要件等について

◆ 保護者が育児休業からの職場復帰や就労開始等で申請する場合

令和８年４月中に勤務を開始することが要件となります。また、就労証明書に記載の就労条件でひと月勤務した場合に月６４時間以上の就労になること（てびき４ページの「就労」事由に該当すること）も要件となります。（恒常的に就労が継続されることが前提となります。）

○ 入園決定（内定）後、職場復帰日・就労開始日について、就労先に電話確認を行います。申請時の内容と入園後の実態が異なる（職場復帰していない等）ことが判明した場合は、入園（内定）の取り消しまたは令和８年４月末日で退園となることがあります。

○ 父母のいずれもが育児休業を取得している場合、二人とも上記の入園要件を満たす必要があります。なお、入園後に、認可保育施設を利用している児童に対する育児休業を取得する場合、原則、施設の利用を継続することはできません。

◆ 育児時間・育児短時間勤務制度を取得予定（検討中）の場合

○ 利用調整は、令和８年４月（予定）の雇用契約上の就労時間等で指数付けを行います。

○ 保育必要量（標準時間・短時間）は、同制度を取得後の縮小された就労時間等で認定を行います。

○ 同制度を取得後の縮小された就労時間等が月６４時間に満たない場合、「就労」事由に該当しないため、原則、入園（内定）の取り消しまたは令和８年４月末で退園となります。

⑥令和7年度途中入園と令和8年4月入園を両方申請する場合について

◆ 令和７年１２月～令和８年３月の年度途中入園・転園を申請する場合

○ 令和７年１２月１日時点で認可保育施設へ在籍している場合、在籍施設で令和８年４月からの籍が確保されます。令和７年１２月の年度途中の入園・転園を希望する場合、利用調整の結果によっては希望施設へ入園・転園ができない可能性もあるため、令和８年４月入園の申請（本申請）も同時に行うことをご検討ください。同時に申請をする場合、令和７年１２月の年度途中入園・転園の結果により令和８年４月入園の申請（本申請）の申請区分が変わるため、てびき裏表紙の問い合わせ先にお問い合わせください。

○ 令和８年１月から令和８年３月の間で年度途中の入園・転園が決定した場合、入園・転園した保育施設の令和８年４月以降の籍はありません。令和８年４月以降も保育施設の利用を希望するときは、年度途中の入園・転園の申請とは別に、令和８年４月入園の申請（本申請）を必ず行ってください。

○ 令和８年１月から令和８年３月の間で年度途中入園・転園が決まった場合、保育必要事由確認書類の提出が必要となりますが、状況・証明内容に変更がない場合に限り令和８年度４月入園申請（本申請）時に提出した書類のコピーでも可とします。

（６）入園(転園)申請にあたっての確認事項≪重要≫

◆下記確認項目、申請書記載内容、添付書類についてよく確認のうえ、すべての事項に同意のうえ、申請してください。

No.	確認事項
1	「令和８年度４月入園のてびき　新潟市認可保育施設（2 号・3 号認定用）」及び「新潟市認可保育施設用入園申請確認票」を確認し、内容に同意した上で申請します。
2	提出する申請書類について、記入漏れ等の不備や提出書類の不足がないことを確認した上で申請します。 また、申請書類に不備・不足等があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があること、利用調整（選考）の過程で申請書類の不足が判明した場合でも、新潟市からの連絡はないことに同意します。
3	申請の内容に虚偽があるまたは申請時の内容と入園後の実態（令和８年４月の状況）に相違がある場合、入園（内定）の取り消しまたは退園となる場合があることに同意します。 ※保育必要事由は、令和８年４月の内容で申請してください。
4	受入の要件を満たさない施設（施設の受入月齢、閉園等が決定している施設）は、希望施設に記載されていても利用調整（入園選考）の対象外となることに同意します。
5	申請書類等を郵送する場合、簡易書留や特定記録郵便等の追跡可能な郵便を利用し、申請書類等を郵送した際の郵便事故等の責任は申請者で負います。 ※郵送でない場合もご確認ください。
6	在園する児童の住民票が市外に異動したときは、原則として異動日付で在園する施設を利用できなくなることに同意します。
7	入園後に入園申請書に記入した内容に変更が生じたときは、早急に変更届と必要となる添付書類を提出します。原則として変更届等書類の提出日の翌月（提出日が月初日の場合は提出された月）から変更（保育料・利用者負担額の変更を含む）が適用されること、変更事由・内容によっては、事由発生日の翌月から変更が適用される場合があることに同意します。 また、保育認定事由に該当していないことが判明した時は、退園または遡って保育認定が取り消しとなる場合があることに同意します。
8	保育料、副食費及び延長保育料（以下「保育費用」という。）について、納付が遅れると、延滞金又は遅延損害金が発生する場合があります。 特別な事情もなく、保育費用を滞納している場合は、滞納処分や法的手続きを実施することがあります。 代表保護者が保育費用を滞納し、その者から保育費用を徴収することが困難であると認められる場合は、他に納付能力を有する扶養義務者に対して保育費用を請求します。
9	世帯状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、担当課において同一世帯者・生計同一者を含む住民基本台帳、課税・福祉データを閲覧することに同一世帯者・生計同一者すべての者が同意します。 また、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出依頼があった場合、必要となる書類を提出します。 ※閲覧について承諾がなく、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出もないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。
10	令和８年４月認定開始（変更）の場合、審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請（本申請）の結果については、利用調整（選考）の結果と同時期に通知します。

Ｍｅｍｏ

（7）入園児童の選考方法

受け入れ可能な人数を超えて申し込みがあった場合は、保育必要性の優先度が高い児童の順に入園する施設を決定します!

この選考作業を「 **利 用 調 整** 」といいます。

◇利用調整の手順

① 施設の見学の有無などは入園の選考にあたり、有利・不利に一切影響しません。
② 保育必要性の優先度は、てびき２８ページより掲載の市が定める利用調整指数表に基づき、世帯における合計指数の大きさで判断します。
③ 保育必要事由・内容に応じて加算する「基準指数」（父母それぞれで点数を加算）と世帯の状況に応じて加算する「調整指数」（世帯ごとで点数を加算）があります。
④ 利用調整は、基準指数と調整指数の合計指数の大きい順に希望するすべての施設を通して実施します。
⑤ 合計指数が同点となった場合は、てびき３１ページに掲載する事項により判断します。

※ 各指数の加算は、申請の内容に基づいて行いますので、申請書類について不備・不足がないか、必ずご確認ください。
※ また、世帯の状況に応じて提出する書類の添付がないと加算できない指数がありますので、資料の添付漏れについてもご注意ください。
※ 入園を希望する施設数が少ない場合は、入園する施設を決定できない可能性が高くなりますので、**通園が可能な範囲で可能な限り多くの希望施設を記入してください。**

Ｍｅｍｏ

◇きょうだい同時申込（申請の状況）について

同時に申請する兄弟姉妹がいる場合は、以下の①～⑦のうちから選考方法を選択し、入園申請書１ページの「★兄弟姉妹の在園・申請の状況」欄の該当する番号にチェックをつけてください。なお、①～⑦の中にご希望される内容がない場合にはてびき裏表紙の問い合わせ先までご相談ください。いずれにも該当しないことが確認された場合、⑧を選択いただいたうえで、「きょうだい同時申込（⑧その他）の希望調査票」（７７ページ）を申請書とともに提出してください。

番号	入所を希望する施設
① 同保同時	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で一緒の施設に入れない子が１人でもいた場合には、きょうだい全員の申請を取り下げる。
② 同保順次（上）	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で同じ施設に入れない場合は上の子を入所させたい。上の子が入所できない場合は、下の子を入所させたい。
③ 同保順次（下）	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で同じ施設に入れない場合は下の子を入所させたい。下の子が入所できない場合は、上の子を入所させたい。
④ 別保順次（同）	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望するが、無理なら別々でも構わない。今回の選考では入れる子だけでも入所させたい。
⑤ 別保順次（希）	きょうだいで別々の施設でもいいので、それぞれの希望順位の高い施設へ入所させたい。今回の選考では入れる子だけでも入所させたい。
⑥ 別保同時（希）	きょうだいで別々の施設でもいいので、それぞれの希望順位が高い施設へ入所させたい。ただし、今回の選考で１人でも施設に入れない子がいるなら全員の申請を取り下げる。
⑦ 別保同時（同）	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望するが、無理なら別々でも構わない。ただし、今回の選考で１人でも施設に入れない子がいるなら全員の申請を取り下げる。
⑧ その他	上記①～⑦に当てはまらない個別の希望がある場合、てびき裏表紙の問い合わせ先へご相談ください。「きょうだい同時申込（⑧その他）の希望調査票」（７９ページ）の提出が必要です。

【きょうだい選考のフロー】

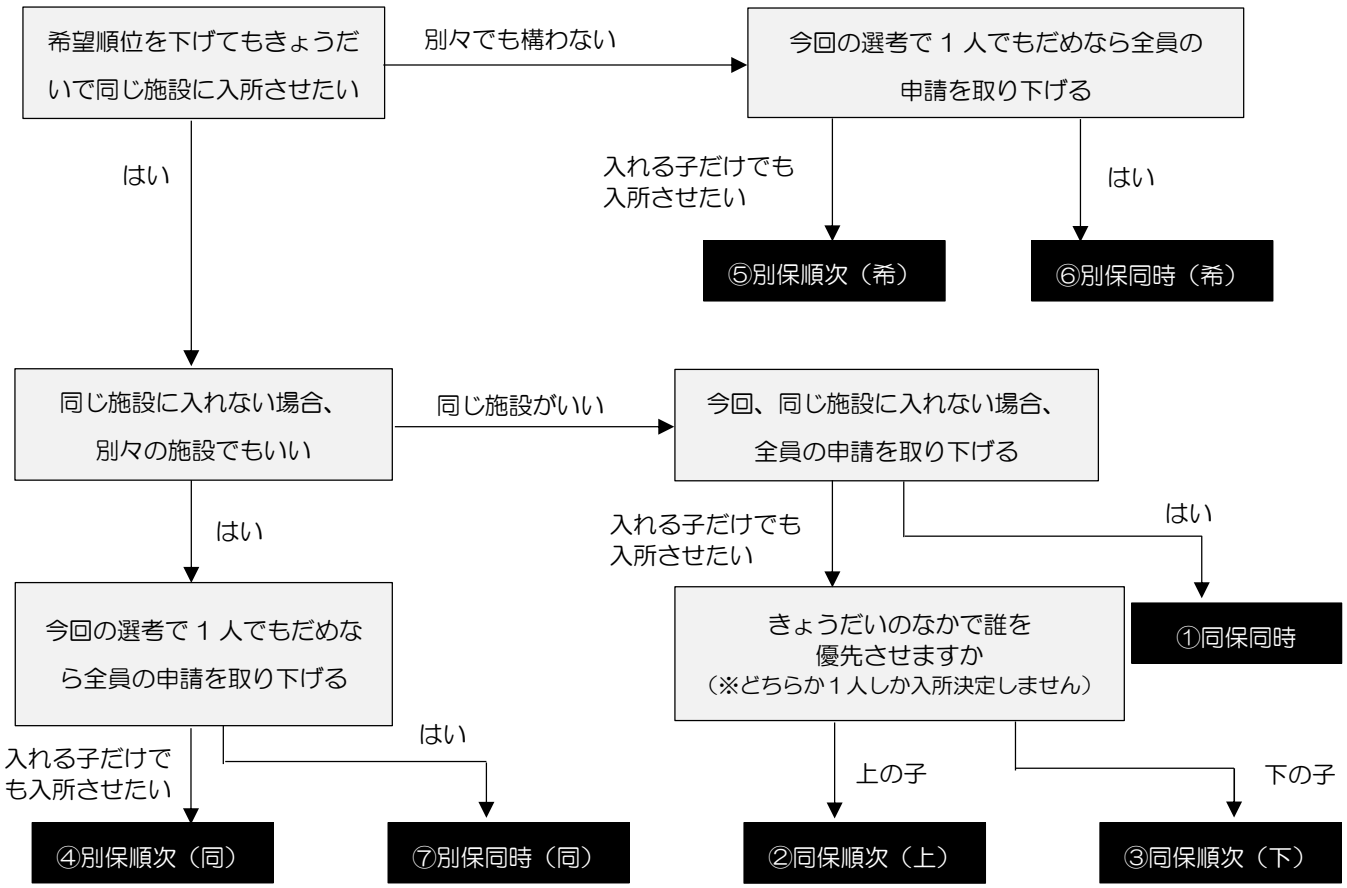

＜申請する際はご注意ください！＞

（１）同保同時をご希望される場合

「①同保同時」をご希望される場合、申請書に記入するきょうだいの希望施設と順位はすべて同じにしてください。たとえば…「上の子は第１希望がＡ園なのに、下の子の第１希望はＦ園」…といった申請方法はできません。

×悪い例

（きょうだいで希望順位や施設がバラバラ）

	上の子	下の子
第1希望	A園	F園
第2希望	B園	C園
第3希望	C園	A園
第4希望	D園	D園
第5希望	E園	K園

○良い例

（きょうだいで希望順位や施設が全部同じ）

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	B園	B園
第3希望	C園	C園
第4希望	D園	D園
第5希望	E園	E園

（２）すでに在園しているきょうだい（2・3 号認定を受けている在園児童）が転園申請をご希望される場合（※1 号認定児童の場合、本記載は当てはまりません）

すでに在園している児童の在籍園を含めて入園申請をする場合、以下の点にご注意ください。

★「①同保同時」「②同保順次（上）」「③同保順次（下）」「④別保順次（同）」「⑦別保同時（同）」をご希望される場合

→これらの項目を選択する場合に、転園児童の在籍園も含めて「同じ施設への入所を希望」する場合はきょうだい全員の申請書の希望施設欄に転園児童の在籍園を記載してください（下図参照）。

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	B園	B園
第10希望	在籍園（＝E園）	E園

在籍園＝E園

★「⑥別保同時（希）」「⑦別保同時（同）」を選択される場合

これらの項目は申請書に書いた希望施設の中できょうだいどちらかが未入所となると、もう一人も未入所となります。ただし、転園児童は自分の在籍園を希望施設に含めた場合、その児童自身が未入所になることはありません（転園戻りを希望しない場合を除く）ので、転園児童の希望施設に在籍園を含めることで、転園児童の未入所が原因できょうだい全員が未入所となることはありません（下図参照）。

図１ 在籍園を含める場合

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	在籍園	B園

図２ 在籍園を含めない場合

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	C園	B園

塗りつぶし箇所は空きのある入所可能施設又は在籍園

図１の場合、上の子の在籍園（E 園）を希望施設に含むことで、上の子は未入所となることはないため下の子も空きのあるＡ園に入所できます。図２の場合（在籍園を含めない場合）、上の子はＡ園、C 園ともに入所できる施設がなく未入所（E 園へ転園戻り）となるため、下の子は入所可能なＡ園に入所できません。申請の際は本内容をご参考として下さい。

★きょうだい全員が転園申請の場合
→きょうだい全員が同じ施設に在園している場合に「④別保順次（同）」を選択すると、空きがあれば上位の希望施設に一人だけ決定してしまう場合があることから、結果としてきょうだいの入所施設が別々になる可能性があります。全員が同じ施設からの転園で、きょうだい全員の入所施設を別々にしたくない場合は「①同保同時」を選択するか、いまの在籍園をきょうだい全員の希望施設欄に記入したうえで「②同保順次（上）」または「③同保順次（下）」を選択してください。
また、きょうだいがそれぞれ別の施設に在園している場合で、希望する施設に一緒に入れないなら、それぞれの在籍園に戻したいという場合も「①同保同時」を選択してください。

【転園戻りについて】
新潟市では、上記のように申請書に現在の在園施設を「記載した・しなかった」どうかにかかわらず、転園ができなかった場合でも、転園届で在籍園に戻ることを希望するにチェックをした方は、在籍園に戻れます。

＜申請書記入時の注意事項＞

Q1 現在、下の子の育休中。上の子・真ん中の子と一緒に自宅で保育しており、今回の選考で一緒のタイミングで同じ施設に入れたい。もし、きょうだいのうち一人でも入所できないようなら全員の申請を取り下げたい。

A1 三人とも**「①同保同時」**に✔してください

Q2 上の子と下の子どちらも自宅で保育しており、下の子の育休中。別々の施設への入所でもよいが、入所のタイミングは一緒がいい。今回、どちらかが入所できなければ育休を延長するので、同時入所を希望する。

😊「同じ施設かどうかは気にしないので、それぞれの希望順位が高い施設に入れたい。」

A2-1 二人とも**「⑥別保同時（希）」**に✔してください

☺「可能なら二人とも同じ施設に入れたい。」

A2-2 二人とも**「⑦別保同時（同）」**に✔してください。

Q3 現在、上の子と下の子は幼稚園の預かり保育を利用している。同じ保育園への入所を希望するが、同じ保育園にできない場合は別々の園でもよい。一人でも入所させたい。

A3 二人とも**「④別保順次（同）」**に✔してください。

Q4 現在、三人こどもがいて自宅で保育をしている。４月から働き始めるので、一緒の施設に預けたい。もし今回の選考で三人一緒の施設が難しければ上の子は祖父母に預け、いちばん下の子は会社に設置してある保育室を利用するので、真ん中のこどもだけでも入所させたい。

A4 申請書の**「⑧その他」**を選択し、「きょうだい同時申込（⑧その他）の希望調査票」を提出してください。

Q5 現在、育休中で上の子は認定こども園の幼稚園部分（１号認定）を利用している。今回、下の子の新規申請と併せて上の子をこども園の保育部分（２号認定）で申請したい。ただ、上の子はいまの在籍園から移動させたくないので、いまの施設だけを希望する。下の子は入所できるならどこでもいいので第 10 希望まで希望したい。

A5 二人とも**「④別保順次（同）」**に✔してください。

※ 同一世帯のきょうだい間で指数に差がある世帯が複数競合した場合には、一番指数が高い児童が属する世帯を基準にして選考を行う場合があります。

（８）利用調整指数表

表１：基　準　指　数

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="4">父母の状況</th><th colspan="2">基準指数
（注１－１）</th></tr>
<tr><td rowspan="12">１</td><td rowspan="12">就労
（月６４時間以上）

※内定を含む
※就労時間には休憩時間を含む
※就労時間及び休憩時間は就業規則に定められたものをいう</td><td rowspan="11">被雇用者
（在宅勤務含む）
自営
（農業）
専従者
（補助者）
内職
（家内労働法に定める家内労働者）</td><td rowspan="4">週５日以上又は月２０日以上</td><td>１か月１６０時間以上の就労</td><td>ア</td><td>10</td></tr>
<tr><td>１か月１４０時間以上１６０時間未満の就労</td><td>イ</td><td>９</td></tr>
<tr><td>１か月１２０時間以上１４０時間未満の就労</td><td>ウ</td><td>７</td></tr>
<tr><td>１か月１００時間以上１２０時間未満の就労</td><td>エ</td><td>５</td></tr>
<tr><td rowspan="3">週４日以上又は月１６日以上</td><td>１か月１２８時間以上の就労</td><td>オ</td><td>８</td></tr>
<tr><td>１か月１１２時間以上１２８時間未満の就労</td><td>カ</td><td>６</td></tr>
<tr><td>１か月９６時間以上１１２時間未満の就労</td><td>キ</td><td>５</td></tr>
<tr><td>週３日以上又は月１２日以上</td><td>１か月９６時間以上の就労</td><td>ク</td><td>５</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に当てはまらない１か月６４時間以上の就労</td><td>ケ</td><td>４</td></tr>
<tr><td>自営
（農業）
・
専従者</td><td colspan="2">事業主及び専従者（補助者）であることが確認できる資料の提出がない場合</td><td>コ</td><td>区分２に準ずる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２</td><td rowspan="2">求職活動
（起業準備を含む）</td><td colspan="3">ひとり親</td><td>サ</td><td>２</td></tr>
<tr><td colspan="3">ひとり親以外</td><td>シ</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３</td><td rowspan="2">妊娠
・
出産</td><td colspan="3">産前：出産予定日の８週間前（多胎妊娠の場合にあっては，１４週間前）の日の属する月の初日から</td><td rowspan="2">ス</td><td rowspan="2">10</td></tr>
<tr><td colspan="3">産後：出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４</td><td rowspan="2">疾病
・
負傷</td><td colspan="3">１か月以上の入院若しくは将来にわたって寝たきりの状態</td><td>セ</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外の状態で常時保育が困難な場合</td><td>ソ</td><td>４</td></tr>
<tr><td rowspan="3">５</td><td rowspan="3">障がい</td><td colspan="3">重度の障がい（身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａ又は同程度）</td><td>タ</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">中度の障がい（身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｂ又は同程度）</td><td>チ</td><td>６</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外の状態で常時保育が困難な場合</td><td>ツ</td><td>４</td></tr>
<tr><td>６</td><td>介護
・
看護</td><td colspan="3">病気や障がいの親族を介護または看護している場合</td><td>テ</td><td>区分１に準ずる</td></tr>
<tr><td>７</td><td>災害</td><td colspan="3">災害の復旧にあたっている場合</td><td>ト</td><td>10</td></tr>
<tr><td>８</td><td>就学</td><td colspan="3">職業訓練施設・大学・専門学校等への就学</td><td>ナ</td><td>区分１に準ずる</td></tr>
</table>

９	育児休業	育児休業期間中に認可保育施設を利用しており、区外転居、区外への勤務地変更に伴う転園若しくは閉園が決定している施設からの転園を希望する場合、乳児保育園の卒園児童や地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入所を希望する場合又は妊娠・出産による広域入所終了月の翌月に入園希望をする場合	ニ	区分１に準ずる（注１－２）
		１月１日以降に認可保育施設へ入所し同年３月３１日まで継続して利用をする児童において、その期間中に育児休業を取得する場合（入所した年度の翌年度の４月入園に限る）	ヌ	０（注１－３）
１０	その他	虐待・DV 等、特に保育が必要と判断されるもののほか、区分 1～9 に類する状況にあると判断されるもの	ネ	区分 1～9 に準ずる（注１－４）

備考

１　児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと認める場合は利用調整より除く。

２　次の状況に該当する児童は、最優先で調整を行う。ただし、同一の認可保育施設を希望し競合する場合は、（１）から（５）の順に調整を行うものとする。

（１）乳児保育園の卒園児が当該保育園と一体となって運営を行っている施設を第１希望として希望する場合。（注１－５）

（２）地域型保育事業で連携施設を設置しており、地域型保育事業の卒園児が連携施設を第１希望として希望する場合。

（３）在園する認可外保育施設が認可保育施設となり，当該施設の在園を継続して希望する場合。

（４）在園する認可保育施設が閉園または配置計画等の市の施策により休園することに伴い転園する場合。

（５）里帰り出産を理由とした広域入所期間終了後に、広域入所利用前に在園していた認可保育施設の利用を希望する場合。

３　市外からの委託協議については、原則市内の児童を利用調整した後に行う。

４　審査書類に不備がある際は区分２に準じた取扱いとなる場合がある。

注１－１　父及び母の状況について、それぞれ当てはまる基準指数を合算する。また、ひとり親家庭の場合、当てはまる基準指数を２倍にする。

注１－２　育児休業前の就労証明書により判断する。

注１－３　新規入園申請とみなす。

注１－４　客観的資料に基づき判断する。

注１－５　岡山乳児保育園の卒園児は岡山幼保連携型認定こども園、吉田乳児保育園の卒園児は吉田こども園、あそびの森きんし保育園の卒園児は認定こども園あそびの森金鵄幼稚園、なかの乳児保育園の卒園児はナカノスイミング保育園、YOU なかの保育園、かめだなかの保育園およびよこごしなかの保育園をいう。

表２：調　整　指　数

区分	状況			調整指数	
世帯の状況	ひとり親世帯	６５歳未満の祖父母と同居しており、祖父母が保育可能な状態にある（注２－１）		(1)	＋４
		同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は６５歳以上である		(2)	＋１２
	保護者が身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａの交付を受けている場合（当該保護者の保育必要事由が障がいまたは当該保護者を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注２－２、注２－３）			(3)	＋３
	保護者が身体障害者手帳３級以下、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｂ以下の交付を受けている場合（当該保護者の保育必要事由が障がいまたは当該保護者を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注２－２、注２－３）			(4)	＋２
	同居親族（申請児童を含む）に身体障害者手帳３級以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当受給資格のある者（所得制限額超過により支給停止中の者を含む）がいる場合（当該同居親族を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注２－２）			(5)	＋２
	病気や障がいの親族を介護または看護している世帯（就労または就学事由のみ適用）（注２－２）			(6)～(11)	０～＋６（注２－４）
	多胎児を妊娠している場合（妊娠・出産事由のみ適用）（注２－２）			(12)	＋４
	生活保護世帯（保育必要事由が求職活動中の場合のみ）			(13)	＋４
	６５歳未満の祖父母と同居し、祖父母が保育可能な状況にある(注２－５)（ひとり親世帯は除く）			(14)	－３
	同一世帯に保護者が同じ小学生以下の子どもが３人以上いる世帯（子どもが４人以上いる場合は１人増えるごとに１点ずつ加点する。）		３人	(15)	＋２
			４人	(16)	＋３
			５人	(17)	＋４
			６人	(18)	＋５
			７人	(19)	＋６
保護者の就労の状況	保護者が育児休業明けの世帯又は産前・産後休暇明けの世帯（被雇用者のみ）（注２－６）			(20)	＋４
	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師・養護教諭として市内の認可保育施設、幼稚園及び（市から委託を受けた）病児・病後児保育施設に勤務する世帯（障がい児保育を担当する保育補助職員を含む）	月労働時間数が１６０時間以上		(21)	＋１２
		月労働時間数が１４０時間以上１６０時間未満		(22)	＋１０
		月労働時間数が６４時間以上１４０時間未満		(23)	＋６
	保護者が単身赴任中（被雇用者のみ）（注２－７）			(24)	＋４
申込みの状況	兄弟姉妹が在園（内定を含む）する認可保育施設（注２－８、注２－９）を第１希望として申込む場合（注２－１０）			(25)	＋１２
	兄弟姉妹が同時に同一認可保育施設（注２－８）に申込む場合（注２－１０）			(26)	＋９
	兄弟姉妹が既に認可保育施設（注２－８、注２－９）に在園（内定を含む）する場合で、兄弟姉妹が在園する認可保育施設以外の認可保育施設に申込む場合（注２－１０）			(27)	＋２
	地域型保育事業の卒園児童で第１希望に連携施設以外を希望する場合			(28)	＋５
	乳児保育園の卒園児童で第１希望に当該保育園と一体となって運営を行っている施設以外を希望する場合			(29)	＋５
	転園	区外転居・区外への勤務地変更（注２－１１）のための転園		(30)	＋２
		兄弟姉妹が在園（内定を含む）する認可保育施設への転園（注２－９）		(31)	＋２
		市外からの転入予定者で、入園希望月前月時点で、居住地の認可保育施設に保育認定で在園している場合		(32)	＋４
		市内在住者で、市外委託先から市内の認可保育施設への転園		(33)	＋３
		閉園等が決定している認可保育施設から転園する場合（注２－１２）		(34)	＋１
その他	専門機関から児童にとって集団保育が必要と判断された場合			(35)	＋４

注２－１　就労証明書が提出され月６４時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は⑵を適用する。

注２－２　状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで、調整指数を加点することができる。

注２－３　⑶⑷は、重複して加点しない。複数の条件に該当する場合は、最も高い指数を加点する。

注２－４　実際に介護・看護にあたっているいずれかの父母の就労または就学に係る時間と介護・看護に係る時間を合算した時間を、別表１区分１にあてはめて算出した指数（以下「就労・就学介護時間指数」という。）と当該保護者の就労または就学に係る時間で算出した基準指数（以下「就労・就学指数」という。）を比較し、就労・就学介護時間指数が高い場合は、就労・就学介護時間指数から就労・就学指数を差し引いた数字を調整指数として加算し、就労・就学指数が高い場合は加算なしとする。

注２－５　就労証明書が提出され月６４時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は適用しない。

注２－６　育児休業または産前・産後休暇からの復帰後、初めての保育認定での認可保育施設への入園の場合に加点する。

注２－７　就労証明書より市外就労等が確認できる場合または状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで調整指数を加点することができる。

注２－８　地域型保育事業の連携施設に在園している場合、及び、乳児保育園と一体となって運営を行っている施設（注１－５）に在園している場合を含む。

注２－９　本項目における在園児童は入園（転園）希望月の申請締切日時点で当該月に在園していることが確認できる教育認定（１号）及び保育認定（２号または３号）児童を対象とする。ただし、入園（転園）希望月以前で当該在園施設を退園予定の児童または教育・保育給付認定が満了している児童は含まない場合がある。

注２－１０　⑵5⑵6⑵7は、重複して加点しない。複数の条件に該当する場合は、最も高い指数を加点する。

注２－１１　入園（転園）希望月初日時点で転居・勤務地変更となっている（予定を含む）場合に適用する。なお、過去の変更については、入園（転園）希望月が属する年度内の変更に適用する。ただし、４月入園（転園）の場合は前年度中の変更について適用する（当年度の４月１日を含む）。

注２－１２　閉園が公表された時点で在園または在園が決定している保育認定児童に限る。

表３：指数が並んだ場合に考慮する事項

優先順位	項　目
１	ひとり親世帯、または単身赴任等で父母の一方もしくは両方が不在の世帯（注３－１）
２	父母の基準指数の合計がより高い世帯
３	保育の必要な事由間の優先順位（①から⑧の順で優先させる） ①　災害　②疾病・負傷／障がい　③就労　④介護・看護　⑤就学　⑥妊娠・出産　⑦育児休業　⑧求職活動
４	すでに在園（内定を含まない）しているきょうだいがいる世帯（注３－２）
５	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
６	生活保護世帯
７	父母の合計所得がより少ない世帯（注３－１、注３－３）

注３－１　父母の両方が不在の世帯は本項目においては最優先として扱う。

注３－２　本項目における「在園（内定を含まない）しているきょうだい」とは１号認定を含み、内定児童、退園（卒園）予定の児童は含まい。

注３－３　所得が未申告であるなど父母の所得が確認できない場合、本項目においては最下位として扱う。

（9）保育料など　利用料金は児童の年齢や世帯状況などにより世帯ごとに異なります！

保育施設を利用した場合に必要となる利用料は、申請児童が属する世帯の市区町村民税所得割額（**調整控除以外の税額控除適用前**）に応じて算定します。

基本的には、父母の市区町村民税所得割額により算定を行いますが、同居する祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、祖父母等の市区町村民税所得割額も含めて算定を行います。

＜ 保育料 目安表 ＞

- ◆ 本表は、令和７年度の保育料金表を基にした目安です。（令和７年度保育料金表は市ＨＰに掲載）
  令和８年度の利用料金表は、入園後４月中旬頃に利用料金の決定通知と併せてお知らせします。
- ◆ 市立・私立による利用料金の違いはありません。（施設毎に別途必要となる費用は除く。）
- ◆ 母子・父子世帯や障がい児を有する世帯、児童の兄弟姉妹の有無などによっては、本表に示す金額に該当しない（本表に示す金額より軽減される）場合があります。

多子世帯の経済的負担を軽減するため、令和５年４月から、高校３年生まで（※）のこどものなかで第３子以降の児童の保育料等を無償にしています。
※ 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある方です。

市区町村民税		児童の年齢（※１） / 保育必要量の認定区分			
		３歳未満児		３歳以上児	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
非課税世帯		無料（※２）	無料（※２）	無料（※２）	無料（※２）
所得割額	（新税率の場合）129,300 円未満	11,000 円 ～ 25,000 円	10,800 円 ～ 24,500 円	無料（※２）	無料（※２）
	（旧税率の場合）97,000 円未満				
	（新税率の場合）129,300 円以上	29,500 円 ～ 57,200 円	28,900 円 ～ 56,200 円	無料（※２）	無料（※２）
	（旧税率の場合）97,000 円以上				

※1　児童の年齢は令和８年３月３１日現在の満年齢で決定します。
※2　給食の食材料費（３歳以上児）、通園送迎費、行事費、延長保育料等の費用は、利用者の負担となります。

ご確認ください！　都道府県から政令指定都市への税源移譲について

地方分権一括法により、都道府県から政令指定都市へ税源移譲が行われ、平成３０年度から政令指定都市のみ都道府県民税分２％が移譲され、市民税の税率が６％から８％に変更されました。保育料の算定にあたっては、政令指定都市居住者とその他の市区町村居住者との税額の相違による不公平が生じないように対応します。
上記の目安表では、税率８％（新税率）と税率６％（旧税率）の両方の市区町村民税所得割額を掲載しています。
市区町村民税所得割額の該当する税率により保育料の目安をご確認ください。

給食の食材料費について

３歳以上児については、給食の食材料費（実費相当分）を負担いただきます。

３歳未満児については、保育料に含みます。

金額	市立保育施設…月額4,８００円（主食は持参）
	私立保育施設…各施設で個別に設定

※物価等の影響により、変更する可能性があります。

延長保育料金について

認定をされた保育必要量を超える時間帯は延長保育時間となります。

延長保育時間の利用状況に応じて別途延長保育料が発生します。

【例】7:00 開園、19:00 閉園の保育園の場合

保育標準時間 …　7:00～18:00（開園時刻から１１時間）

保育短時間　…　8:00～16:00（保育施設が設定する８時間）

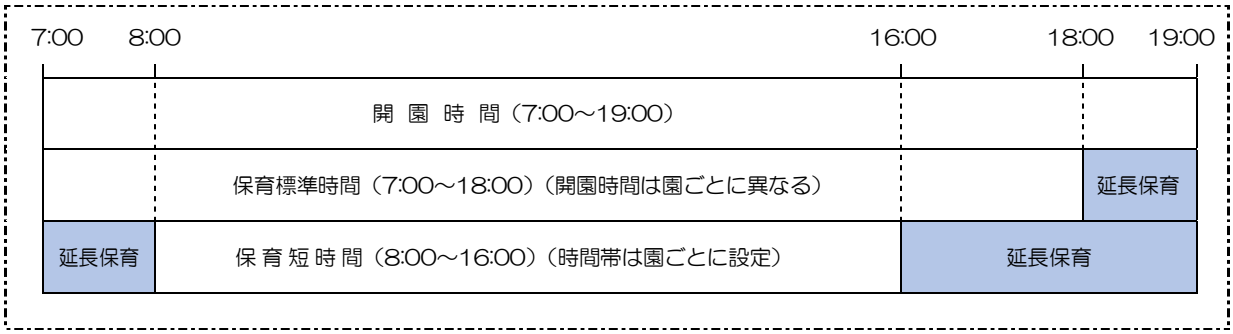

金額	市立保育施設…３０分につき１００円（２０時以降は３０分につき２００円）
	私立保育施設…市立保育施設の金額を上限として各施設で個別に設定

その他の費用について

保育料金表に定める料金や給食の食材料費、延長保育料の他に、制服代や教材費等の費用が必要となる場合があります。詳細は、各保育施設へお問い合わせください。

課税データ等の閲覧について

世帯状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、申請者の承諾に基づき担当課において住民基本台帳、課税・福祉データを閲覧します。

また、保育料・利用者負担額算定に必要な書類を別途依頼する場合があります。

閲覧について申請者の承諾、または保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出がないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。

保育料の減免について

保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合、保育料の一部または全部を減免します。

適用を受ける場合は、事前に申請が必要ですのでこども未来部幼保運営課へご相談ください。

（10）よくあるご質問

Q1．現在、新潟市に住んでいませんが、入園の申請は可能ですか？

A．可能です。

申請時点で新潟市外に居住する方も入園の申請が可能ですが、令和８年４月１日時点で新潟市に居住（住民登録）していることが要件となります。要件を満たさない場合、入園（内定）が取り消しとなりますのでご注意ください。
居住の実態がなく、保育施設に入園するためだけに住民票のみ新潟市に異動した場合は、対象にはなりません。住民票を異動できない特別な事情がある場合は、てびき裏表紙の問い合わせ先へご相談ください。

Q2．令和８年４月中旬にこどもが６か月になりますが、受入年齢（月齢）が６か月の施設を希望することはできますか？

A．希望することはできません。

令和８年４月１日時点で入園希望施設の受入月齢に達している必要があります。受入月齢に達していない場合、希望施設に記載されていても利用調整（入園選考）の対象外となります。

Q3．現在、就労しておらず内定の状態ですが、入園の申請はできますか？

A．可能です。

申請時点で内定中や育児休業復帰予定でも、令和８年４月から月６４時間以上の就労を開始する場合は、入園の申請が可能です。
保育必要事由確認書類として、就労証明書を提出してください。

Q4．単身赴任中の保護者の保育必要事由確認書類は提出が必要ですか？

A．別居している場合でも保護者の保育必要事由確認書類は提出が必要です。

認定や利用調整に必要となりますので、必ずご提出ください。
新潟市外に居住（住民登録）の場合は、所得証明書等の合計所得額が確認できる書類を併せて提出してください。

Q5．申請書類提出後、申請内容の変更や追加書類の提出をしたい場合はどうしたらよいですか？

A．申請期間内に限り申請内容の変更や追加書類の提出を受け付けることができます。

手続きに必要な書類や提出先については、てびき裏表紙の問い合わせ先へお問い合わせください。

Q6．保育認定（２・３号認定）期間が満了となると退園になりますか？

A．保育認定（２・３号認定）を受けることができない場合は退園となります。

認定期間満了後にも保育必要事由に該当し、保育認定（２・３号認定）を受けることができる場合は、入園を継続することが可能です。

Q7．入園申請後に育児時間・育児短時間勤務制度を利用することを決めた場合は、入園（内定）が取り消しとなりますか？

A．利用調整は、雇用契約上の就労時間等で指数付けを行いますので、取り消しとはなりません。

ただし、同制度を取得後に縮小された就労時間等が月６４時間に満たない場合は、「就労」要件に該当しないため、原則、入園（内定）の取り消しまたは退園となります。
（てびき２１ページの注意事項をご確認ください。）

Q8．求職活動を理由とした認定期間の３か月間に仕事が決まらない場合は、再び求職活動を理由とした認定を継続できますか？

A．求職活動を理由とする場合、原則として３か月を超えた認定は行いません。

３か月の求職活動期間内に月６４時間以上の仕事に就くことを想定しています。
月６４時間以上の仕事に就くことができずに一旦退園し、再び求職活動を理由として入園の申請を行う場合については、求職活動の経緯や状況などを勘案したうえで、必要と判断される場合のみ保育認定（２・３号認定）を行います。

Q9．入園後に保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定を変更することは可能ですか？

A．変更手続きにより変更が可能です。

変更届と変更後の状況が確認できる資料などの提出により、状況に応じて希望の保育必要量へ変更します。
保育必要量の認定以外でも、保育認定（２・３号認定）を受けた後で入園申請の内容から状況が変更となる場合は、認定内容の変更手続きが必要です。

Q10．市外への転出等により、申請後に保育が必要でなくなった場合はどうしたらよいですか？

A．まずはてびき裏表紙の問い合わせ先に連絡してください。

「入園申請取下げ書（入園辞退届）」（８７ページ）を提出していただきます。入園施設決定後の場合は、送付した結果通知書一式も返却していただきます。

Q11.保育認定（２・３号認定）を受けることができない場合、利用可能な保育サービスはありますか？

A．一時預かり事業をご利用いただける場合があります。

市内の認可保育施設では、一時預かりを行っています。病気やケガ、冠婚葬祭などで家庭での保育ができない場合や、育児疲れのリフレッシュ目的での利用も可能です。

Q12．３歳以上で保育料が無償となった場合、給食の食材料等その他の費用も無料となりますか？

A．給食の食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料等の費用は、これまでどおり利用者の負担となります。

ただし、年収３６０万円未満相当世帯のこどもと、全ての世帯の高校３年生（１８歳に達する日以後の最初の3月３１日までの間にある方）から数えて第３子以降のこどもについては、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

（11）市立保育園の配置計画

市立保育園の適正配置について

本市では、保育の現状と課題を踏まえ、これまで以上に民間の力を活用したうえで、市内全ての市立保育園等の適正配置を進めるため、平成 30 年 10 月に「市立保育園配置計画」を策定しました。

本計画では、園の老朽化状況や児童数の推移状況、近隣施設などでの受入れの可能性など、個別の状況を踏まえながら順次閉園、統廃合等の検討を進めていき、計画策定から概ね 20 年で市立保育園数を半数程度にするとともに、将来にわたって安心してこどもを保育できる環境の確保を図ることとしています。

※計画の詳細については、市ホームページにてご覧いただけます。　⇒

今後の閉園・統廃合について

本計画では、どの園をいつ、どう対応するのかは定めていません。
各園を取り巻く個別の状況を踏まえ、対応を進めることとしています。そのため、状況によっては、市立保育園在園中に閉園計画等の説明、対応を進めさせていただく場合がありますので、入園にあたってはあらかじめご了承ください。
なお、本市では、既に耐用年数を超過している園及び利用児童数が２０人（児童福祉法上の保育所認可基準の下限）未満の園を「早期に対応が必要な施設」として位置づけ、閉園等の対応を優先的に進めることとしています。

【各施設の耐用年数到達時期一覧】

	～R4	R5～R9	R10～R14	R15～R19	R20～
北　区	太夫浜（R9 年度末閉園予定）	早通北、越岡、太田、三ツ森◆（R9 年度末閉園予定）	ちとせ、かやま、すみれ、二葉、若葉		早通南、木崎
東　区	中野山、第二中野山、東中野山、大山（R8 年度末閉園予定）		山木戸、中山		大形、桃山
中央区	しなの、山潟（R8 年度末閉園予定）	入舟	白山◆（R9 年度末閉園予定）、流作場、長嶺	ロータリー	八千代、万代、沼垂、鳥屋野
江南区	両川、ことぶき、亀田第一（R9 民営化予定）、亀田第二	亀田第三（R9 民営化予定）	横越双葉、亀田第五	横越小杉	横越中央、亀田第四
秋葉区				新津東、小須戸、金津	矢代田
南　区		臼井、あじほ、にししろね	諏訪木、根岸、大通、月潟	小林	白根、大鷲
西　区	内野、上五十嵐、坂井、坂井輪、小針	大野、寺地（R8 年度末閉園予定）		木場	興野、黒埼なかよし
西蒲区			岩室、巻、松野尾、七浦、中之口	漆山西	和納、巻つくし、すわ、漆山東、かきの実

※耐用年数は、税法上の減価償却資産耐用年数を参考に、木造 30 年、鉄骨 50 年で整理。下線は令和８年４月時点で耐用年数を超過している施設（但し、全ての施設について耐震改修済みであり、安全性確保のための対応は行っています。）
※◆は令和７年４月時点で利用者数が 20 人未満の施設

（12）令和8年度　新潟市認可保育施設一覧

閉園が決定している施設について（令和７年１０月時点）

閉園予定時期	施設名	R8新規入園の受入
令和８年度末（令和９年３月）	早通みずほ幼稚園（北区 私立） 大山保育園（東区 市立） 山潟保育園（中央区 市立）	原則受入停止
	寺地保育園（西区 市立）	通常どおり受入※1
令和９年度末（令和１０年３月）※２	太夫浜保育園（北区 市立） 三ツ森保育園（北区 市立） メイプル保育園（東区 私立） 白山保育園（中央区 市立）	原則受入停止
令和１０年度末（令和１１年3月）※２	坂井輪幼稚園（西区 私立）	原則受入停止

※1 閉園と同時に新園(私立)開設が決定しており、受入枠が確保できることから通常通り受け入れます。

※2 利用児童数が極めて少ない状況となった場合、保護者の理解を得たうえで、閉園を早める場合があります。

民営化を予定している市立保育園について（令和７年１０月時点）

次の施設については、「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、民営化を予定しています。

施設名	内容	R8新規入園の受入
亀田第一保育園 亀田第三保育園 （江南区）	令和９年４月から民営化予定 （近隣に２園を併合した新園の開設を予定）	在園児は新園へ進級となるため、 令和８年度も通常どおり受入を予定

上記以外の施設についても、「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、市立保育園在園中に閉園計画等の説明、対応を進めさせていただく場合がありますので、入園にあたってはあらかじめご了承ください。

小規模保育・事業所内保育の連携施設について

地域型保育施設は、原則として３歳未満児を受け入れの対象としています。
卒園した後の受け入れ先として連携施設の設定がある場合、連携施設を第１希望で申請し、かつ当該施設に空きがある場合に限り、優先的に入園することができます。

所在区	施設形態	施設名	連携施設
東区	小規模保育	乳児保育園みらい	牡丹山ひかりこども園・みなとこども園（東区）
	小規模保育	ウィステリア保育園	藤見幼稚園（東区）
	小規模保育	ニチイキッズはなみずき保育園	みたけこども園・岡山幼保連携型認定こども園（東区） 認定こども園新潟青陵こども園（中央区）
	小規模保育	POPO おひさま保育園	中道山こども園・（仮称）あおい幼稚園（東区） 認定こども園新潟青陵こども園（中央区）
	小規模保育	ふじみ保育園	藤見幼稚園（東区）
	事業所内保育	えびがせ保育園アミック(※)	―
中央区	小規模保育	じんぐう保育園	認定こども園神宮幼稚園（中央区）
	小規模保育	POPO おうち保育園	るんびいにこども園（西区） エンジェルこども園・認定こども園新潟青陵こども園（中央区）
	小規模保育	はるまちつぼみ保育園	はるまちこども園（中央区）
	小規模保育	ニフィスこども園	ながたゆめのつばさこども園・認定こども園新潟青陵こども園（中央区）
	小規模保育	サロン・ド・ひまわり上近江保育園	ひまわり保育園（江南区）
	小規模保育	サロン・ド・ひまわり医学町保育園	ひまわり保育園（江南区）
	小規模保育	しらとり保育園	白鳥こども園（中央区）
	小規模保育	なかよしのおうち保育園	網川原保育園・認定こども園新潟青陵こども園（中央区）
	事業所内保育	ばとぅーるこども園	赤沢保育園（中央区）
江南区	小規模保育	たんぽぽ保育園	―
	小規模保育	キッズルームなかよし	認定こども園新潟青陵こども園（中央区）・ ひかりキッズ・コンフィ（北区）
秋葉区	小規模保育	ニチイキッズさつき野駅前保育園	小阿賀ほのぼのこども園（秋葉区）
	事業所内保育	下越病院たんぽぽ保育園	さくらこども園・中新田こども園 （仮称）荻川ほのぼのこども園（秋葉区）
西区	小規模保育	グランセナ保育園	あいりすこども園（西区）
	小規模保育	すいか小規模保育園	すいか保育園（西区）
	小規模保育	吉田小規模保育園	吉田こども園（西区）
	小規模保育	小規模青山真行保育園	真行保育園（西区）
	小規模保育	令和保育園	笠木保育園・松の実こども園（西区）
	小規模保育	ニチイキッズこばり南保育園	あいりすヒルズこども園（西区） 認定こども園新潟青陵こども園（中央区）
	事業所内保育	なでしこつぼみ保育園	東小針認定こども園（西区）

※ えびがせ保育園アミックは、連携施設の確保が不要なため、３歳以上での在園や入園が可能です。

施設名欄の記号　記号なし：保育園　◎：認定こども園　☆：小規模保育事業　◆：事業所内保育事業
認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
令和8年4月に新規開設する施設は1施設、認定こども園へ移行する施設は7施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。
※1　保育定員はR7.4.1時点の定員を記載しています。（新設園、認定こども園への移行園のみ、R8.4.1時点の予定定員を掲載しています。）
※2　土曜日等の共同保育を実施しているまたは今後実施予定のある施設があります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

申請番号	区	公私	施設名	保育定員	受入年齢(月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平　日	土曜日			
001	北区	市立	ちとせ保育園	70	2ヶ月	北区松浜6丁目11−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-259-2614	
002	北区	市立	かやま保育園	120	2ヶ月	北区嘉山1丁目2−41	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5201	
003	北区	市立	すみれ保育園	100	2ヶ月	北区石動１丁目10−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3149	
004	北区	市立	早通南保育園	110	2ヶ月	北区早通南1丁目9−7	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-4589	
005	北区	市立	早通北保育園	70	2ヶ月	北区早通北3丁目7−30	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-2208	
006	北区	市立	木崎保育園	80	2ヶ月	北区横井279	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3155	
007	北区	市立	越岡保育園	50	2ヶ月	北区十二321	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5600	
008	北区	市立	二葉保育園	60	2ヶ月	北区浦木1523−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3774	
009	北区	市立	太田保育園	40	2ヶ月	北区太田2005	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-2329	
010	北区	市立	若葉保育園	30	2ヶ月	北区新鼻279−2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3100	
011	北区	私立	みなと福祉保育園	40	2ヶ月	北区松浜7丁目4−11	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-3394	
012	北区	私立	こまくさ保育園	120	2ヶ月	北区柳原3丁目10−25	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-387-2175	
013	北区	私立	ひかりキッズ・コンフィ	53	2ヶ月	北区太夫浜２０４６−３	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-321-2057	
014	北区	私立	◎ 小鳥の森こども園	60	6ヶ月	北区嘉山533	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-386-9441	
015	北区	私立	◎ 松浜こども園	125	2ヶ月	北区松浜本町4丁目2−38	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7070	
016	北区	私立	◎ つくしこども園	120	2ヶ月	北区東栄町1丁目1−66	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-387-2623	
017	北区	私立	◎ あがのこども園	115	2ヶ月	北区新元島町3953−3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-259-6100	
018	北区	私立	◎ あたごとまとこども園	90	2ヶ月	北区葛塚4851	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-388-7676	
019	北区	私立	◎ にごりかわこども園	120	4ヶ月	北区濁川300−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7068	
020	北区	私立	◎ 豊栄マリアこども園	100	2ヶ月	北区内島見1243−2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5367	
021	北区	私立	◎ 光華こども園	80	2ヶ月	北区島見町1972	7:15 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-255-3722	
022	北区	私立	◎ 青い鳥こども園	130	2ヶ月	北区須戸588	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-386-2424	
023	北区	私立	◎ ほのぼのこども園	70	6ヶ月	北区樋ノ入1143−1	7:00 ~ 18:30	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-387-6200	
024	東区	市立	山木戸保育園	80	2ヶ月	東区山木戸4丁目11−20	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-2816	
025	東区	市立	大形保育園	100	2ヶ月	東区海老ヶ瀬589	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-8505	
026	東区	市立	中山保育園	100	2ヶ月	東区中山4丁目2−5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-271-7441	
027	東区	市立	桃山保育園	60	2ヶ月	東区桃山町1丁目110−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6413	
028	東区	市立	中野山保育園	70	2ヶ月	東区中野山822	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-1391	
029	東区	市立	第二中野山保育園	60	2ヶ月	東区中野山4丁目8−15	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-0334	
030	東区	市立	東中野山保育園	70	2ヶ月	東区東中野山6丁目4−28	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-276-6640	
031	東区	私立	岡山乳児園	90	2ヶ月	東区本所252−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-8181	
032	東区	私立	はじめ保育園	160	2ヶ月	東区河渡甲135−7	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-274-0794	
033	東区	私立	第二はじめ保育園	100	2ヶ月	東区太平4丁目14−15	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-275-3601	
034	東区	私立	ナカノスイミング保育園	140	2ヶ月	東区南紫竹2丁目10−9	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0911	※2
035	東区	私立	なかの乳児保育園	20	2ヶ月	東区粟山706−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-5688	※2
036	東区	私立	◎ 認定こども園 藤見幼稚園	130	6ヶ月	東区小金町1丁目1−17	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6513	
037	東区	私立	◎ 認定こども園恵泉こども園	115	3ヶ月	東区松和町16−5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9485	
038	東区	私立	◎ 新潟あゆみこども園	30	6ヶ月	東区東中野山3丁目13−26	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-1115	

施設名欄の記号　記号なし：保育園　◎：認定こども園　☆：小規模保育事業　◆：事業所内保育事業
認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
令和8年4月に新規開設する施設は1施設、認定こども園へ移行する施設は7施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。
※1　保育定員はR7.4.1時点の定員を記載しています。（新設園、認定こども園への移行園のみ、R8.4.1時点の予定定員を掲載しています。）
※2　土曜日等の共同保育を実施しているまたは今後実施予定のある施設があります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

申請番号	区	公私	施設名	保育定員	受入年齢(月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平　日	土曜日			
039	東区	私立	◎ 岡山幼保連携型認定こども園	160	2ヶ月	東区本所254−4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-277-1955	
040	東区	私立	◎ 幼保連携型認定こども園しょうとくこども園	90	2ヶ月	東区河渡本町15−16	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-5929	
041	東区	私立	◎ 物見山はじめ保育園	50	2ヶ月	東区物見山3丁目3−16	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-271-3233	
042	東区	私立	◎ おむすびこども園	60	2ヶ月	東区卸新町2丁目848−49	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-256-8765	
043	東区	私立	◎ 緑が丘幼稚園	60	6ヶ月	東区有楽3丁目4−4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-3372	
044	東区	私立	◎ みたけこども園	120	2ヶ月	東区紫竹卸新町1869−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-256-6800	
045	東区	私立	◎ みつばちこども園	90	3ヶ月	東区粟山3丁目3−8	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-3098	
046	東区	私立	◎ みつばち第二こども園	120	3ヶ月	東区新石山4丁目8−3	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-277-2400	
047	東区	私立	◎ 瑞穂こども園	60	6ヶ月	東区山木戸3丁目14−44	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-1717	
048	東区	私立	◎ 認定こども園松崎保育園	110	2ヶ月	東区白銀2丁目4−7	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:45	8:15 ~ 16:15	025-273-6328	
049	東区	私立	◎ 下山こども園	90	3ヶ月	東区太平2丁目7−17	7:15 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-1918	
050	東区	私立	◎ ゆたかこども園	130	2ヶ月	東区東中野山4丁目12−9	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-2964	
051	東区	私立	◎ 東明こども園	90	5ヶ月	東区東明3丁目15−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0345	
052	東区	私立	◎ いろはこども園	90	6ヶ月	東区竹尾2丁目21−10	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-275-0168	
053	東区	私立	◎ 牡丹山ひかりこども園	90	4ヶ月	東区上木戸1丁目14−9	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9566	※2
054	東区	私立	◎ 上木戸こども園	130	2ヶ月	東区上木戸5丁目17−13	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-273-4063	
055	東区	私立	◎ みのりこどもえん	90	6ヶ月	東区下木戸600−14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8104	
056	東区	私立	◎ みなとこども園	90	4ヶ月	東区臨海町1−32	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-288-6057	
057	東区	私立	◎ 中道山こども園	90	2ヶ月	東区幸栄2丁目18−8	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-273-9562	
058	東区	私立	◎ 認定こども園栄光こども園	96	4ヶ月	東区石山1丁目3番80号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-287-2877	
059	東区	私立	◎ 開志新潟東こども園	90	2ヶ月	東区中野山3丁目3番9号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-385-6157	
060	東区	私立	◎ 逢谷内こども園	90	2ヶ月	東区大形本町6丁目14−13	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-5689	※2
061	東区	私立	◎ ふなえこども園	50	2ヶ月	東区船江町1丁目50−33	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-288-1068	
062	東区	私立	◎ 山の下こども園	72	6か月	東区古川町8番7号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025−270-1281	
063	東区	私立	◎ はす池こども園	93	2ヶ月	東区新松崎1丁目1−10	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-257-9633	
064	東区	私立	◎ （仮称）あおい幼稚園	20	満3歳	東区津島屋3丁目100番地	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-275-0772	移行
065	東区	私立	☆ 乳児保育園みらい	19	4ヶ月	東区牡丹山3丁目18−39	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-384-0321	※2
066	東区	私立	☆ ウィステリア保育園	18	2ヶ月	東区小金町1丁目3−8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-290-7849	
067	東区	私立	☆ ニチイキッズはなみずき保育園	19	2ヶ月	東区はなみずき1丁目16−12	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-279-2321	
068	東区	私立	☆ POPOおひさま保育園	12	2ヶ月	東区下木戸1丁目3−17	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-275-5563	
069	東区	私立	☆ ふじみ保育園	19	2ヶ月	東区錦町6-26	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-278-8500	
070	東区	私立	◆ えびがせ保育園アミック	50	7ヶ月	東区海老ヶ瀬3017	7:30 ~ 19:15	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-279-2600	
071	中央区	市立	八千代保育園	130	2ヶ月	中央区川岸町１丁目56−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-232-6565	
072	中央区	市立	入舟保育園	40	2ヶ月	中央区稲荷町3476−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-7849	
073	中央区	市立	しなの保育園	40	2ヶ月	中央区信濃町19−20	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-5542	
074	中央区	市立	万代保育園	120	2ヶ月	中央区東万代町9−52	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3344	
075	中央区	市立	流作場保育園	100	2ヶ月	中央区水島町3−28	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3669	
076	中央区	市立	長嶺保育園	40	2ヶ月	中央区明石2丁目1−51	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-7301	
077	中央区	市立	沼垂保育園	70	2ヶ月	中央区沼垂東4丁目8−36	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-243-6640	
078	中央区	市立	鳥屋野保育園	120	2ヶ月	中央区鳥屋野4丁目9−30	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-283-7083	

施設名欄の記号　記号なし：保育園　◎：認定こども園　☆：小規模保育事業　◆：事業所内保育事業
認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
令和8年4月に新規開設する施設は1施設、認定こども園へ移行する施設は7施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。
※1　保育定員はR7.4.1時点の定員を記載しています。（新設園、認定こども園への移行園のみ、R8.4.1時点の予定定員を掲載しています。）
※2　土曜日等の共同保育を実施しているまたは今後実施予定のある施設があります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

申請番号	区	公私	施設名	保育定員	受入年齢(月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平　日	土曜日			
079	中央区	市立	ロータリー保育園	80	2ヶ月	中央区下所島2丁目3−6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-283-3413	
080	中央区	私立	関屋保育園	80	6ヶ月	中央区関屋昭和町3丁目145	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-2606	
081	中央区	私立	赤沢保育園	80	3ヶ月	中央区東湊町通1の町2547	7:30 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-222-5542	
082	中央区	私立	網川原保育園	130	6ヶ月	中央区網川原2丁目1−19	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-284-3816	
083	中央区	私立	松美保育園	50	2ヶ月	中央区山二ツ4丁目8−16	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-257-1010	
084	中央区	私立	新光町保育園	120	6ヶ月	中央区新光町15−4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-278-3600	
085	中央区	私立	◎ 認定こども園親松幼稚園	160	2ヶ月	中央区親松136	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-283-4444	
086	中央区	私立	◎ 認定こども園 あそびの森有明幼稚園	110	4ヶ月	中央区文京町17−21	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-266-4151	
087	中央区	私立	◎ 認定こども園 恵光学園第2幼稚園保育園	70	6ヶ月	中央区女池3丁目43−11	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-283-3915（幼児部） 025-280-0288（乳児部）	
088	中央区	私立	◎ 認定こども園みどり幼稚園	16	3ヶ月	中央区東中通1−86	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6664	
089	中央区	私立	◎ 認定こども園神宮幼稚園	20	満3歳	中央区西大畑町5195	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-222-7484	※2
090	中央区	私立	◎ 京王幼稚園	70	6ヶ月	中央区京王3丁目19−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-4803	
091	中央区	私立	◎ 白鳥こども園	90	6ヶ月	中央区女池上山2丁目6−18	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-288-6523	
092	中央区	私立	◎ 二葉幼稚園	9	満3歳	中央区西中町714	7:45 ~ 18:45	7:45 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-222-4509	
093	中央区	私立	◎ 愛泉こども園	105	2ヶ月	中央区上所3丁目14−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-284-4471	
094	中央区	私立	◎ 認定こども園まるみ幼稚園	18	6ヶ月	中央区南出来島1丁目17−1	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 15:30	8:40 ~ 16:40	025-283-4856	
095	中央区	私立	◎ 幼保連携型 こやす認定こども園	60	6ヶ月	中央区日の出1丁目14−23	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-242-2662	
096	中央区	私立	◎ 幼保連携型うまこしこやす 認定こども園	120	6ヶ月	中央区本馬越2丁目9−14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-244-6233	
097	中央区	私立	◎ めいけこども園	130	6ヶ月	中央区女池6丁目4−18	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-284-2156	
098	中央区	私立	◎ こばとこども園	110	6ヶ月	中央区女池神明2丁目6−1	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-284-1133	
099	中央区	私立	◎ 新潟えきなかこども園	90	4ヶ月	中央区花園1丁目1−1（ＪＲ新潟駅構内）	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 20:00	8:30 ~ 16:30	025-245-5533	
100	中央区	私立	◎ 笹口こども園	109	4ヶ月	中央区南笹口1丁目8−57	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-246-3620	
101	中央区	私立	◎ 新潟葵こども園	105	2ヶ月	中央区上大川前通2番町135−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-201-8585	
102	中央区	私立	◎ 新潟認定こども園	110	2ヶ月	中央区川岸町3丁目21番2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-3362	
103	中央区	私立	◎ 隣保館認定こども園	65	2ヶ月	中央区四ツ屋町1丁目5141−5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-223-0535	
104	中央区	私立	◎ 旭こども園	85	2ヶ月	中央区寺裏通1番町234−2	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-3700	
105	中央区	私立	◎ 寄居こども園	70	2ヶ月	中央区寄居町702	7:30 ~ 20:00	7:30 ~ 15:30	8:30 ~ 16:30	025-223-5004	
106	中央区	私立	◎ 紫竹山こども園	91	2ヶ月	中央区紫竹山2丁目3−5	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:45	8:00 ~ 16:00	025-243-5855	
107	中央区	私立	◎ ここの実こども園	90	2ヶ月	中央区南出来島1丁目4−7	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7716	
108	中央区	私立	◎ 認定こども園 恵光学園第１幼稚園	10	満3歳	中央区天神尾１丁目４−１	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:30	8:30 ~ 16:30	025-244-2451	
109	中央区	私立	◎ 開志上所こども園	90	2ヶ月	中央区上所中1丁目11−22	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-285-3388	
110	中央区	私立	◎ はるまちこども園	90	3ヶ月	中央区鳥屋野南3丁目10−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-383-8805	
111	中央区	私立	◎ YOU鐘木こども園	130	2ヶ月	中央区湖南27−6	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-4649	
112	中央区	私立	◎ こどものいえこども園	105	2ヶ月	中央区親松101−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-284-5001	
113	中央区	私立	◎ 認定こども園 新潟青陵こども園	40	2歳	中央区水道町1丁目5939	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-266-8674	
114	中央区	私立	◎ 勝楽寺こども園	70	2ヶ月	中央区西堀通8番町1588	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-228-5856	
115	中央区	私立	◎ こども園未来へ	140	2ヶ月	中央区京王1丁目7−13	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-3711	
116	中央区	私立	◎ ながたゆめのつばさこども園	90	6ヶ月	中央区長潟831	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-257-7060	
117	中央区	私立	◎ 新和ここの実こども園	90	2ヶ月	中央区新和2丁目3番1号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7280	
118	中央区	私立	◎ エンジェルこども園	100	2ヶ月	中央区堀之内南1丁目18−20	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 15:00	025-246-1357	

施設名欄の記号　記号なし：保育園　◎：認定こども園　☆：小規模保育事業　◆：事業所内保育事業
認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
令和8年4月に新規開設する施設は1施設、認定こども園へ移行する施設は7施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。
※1　保育定員はR7.4.1時点の定員を記載しています。（新設園、認定こども園への移行園のみ、R8.4.1時点の予定定員を掲載しています。）
※2　土曜日等の共同保育を実施しているまたは今後実施予定のある施設があります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

申請番号	区	公私	施設名	保育定員	受入年齢(月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平　日	土曜日			
119	中央区	私立	◎ 認定こども園 聖ラファエル幼稚園	45	1歳	中央区花園2丁目6番7号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-241-2307	
120	中央区	私立	◎ （仮称）こざくらこども園	60	2ヶ月	中央区長潟2丁目29−5	7:00 ~ 18:45	7:30 ~ 17:45	8:00 ~ 16:00	025-286-0281	移行
121	中央区	私立	◎ （仮称） 山潟パステルこども園	80	2ヶ月	中央区長潟2丁目1255-1 （住所未定のため地番表記）	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-378-1182 （ときめきパステルこども園）	新設
122	中央区	私立	☆ じんぐう保育園	19	2ヶ月	中央区西大畑町581	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-210-7771	※2
123	中央区	私立	☆ POPOおうち保育園	12	2ヶ月	中央区紫竹山1丁目9−17−2	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-210-6900	
124	中央区	私立	☆ はるまちつぼみ保育園	19	3ヶ月	中央区近江2丁目17−8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-250-6057	
125	中央区	私立	☆ ニフィスこども園	19	2ヶ月	中央区花園1丁目6−3	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-278-8167	
126	中央区	私立	☆ サロン・ド・ひまわり 上近江保育園	19	2ヶ月	中央区上近江2丁目261−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7720	
127	中央区	私立	☆ サロン・ド・ひまわり 医学町保育園	19	2ヶ月	中央区医学町通2番町10−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-211-2545	
128	中央区	私立	☆ しらとり保育園	19	2か月	中央区女池上山2丁目14番３４号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-288-5650	
129	中央区	私立	☆ なかよしのおうち保育園	19	6ヶ月	中央区上所上1丁目5番10号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-212-2162	
130	中央区	私立	◆ ぱとぅーるこども園	17	2ヶ月	中央区下大川前通3ノ町2230 ブリッジスビル1階	7:30 ~ 19:30	8:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-224-0121	
131	江南区	市立	両川保育園	40	2ヶ月	江南区酒屋町424−8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-2131	
132	江南区	市立	ことぶき保育園	60	2ヶ月	江南区天野3丁目1−38	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-6044	
133	江南区	市立	横越中央保育園	170	2ヶ月	江南区横越中央3丁目2−8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3302	
134	江南区	市立	横越双葉保育園	60	2ヶ月	江南区木津5丁目5−10	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3837	
135	江南区	市立	横越小杉保育園	40	2ヶ月	江南区小杉3丁目14−16	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3303	
136	江南区	市立	亀田第一保育園	50	2ヶ月	江南区亀田新明町2丁目6−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2627	令和9年度民営化を検討中
137	江南区	市立	亀田第二保育園	70	2ヶ月	江南区諏訪1丁目6−10	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2095	
138	江南区	市立	亀田第三保育園	90	2ヶ月	江南区亀田東町3丁目5−15	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-4870	令和9年度民営化を検討中
139	江南区	市立	亀田第四保育園	120	2ヶ月	江南区西町4丁目6−24	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2296	
140	江南区	市立	亀田第五保育園	60	2ヶ月	江南区亀田中島2丁目4−14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-5440	
141	江南区	私立	よこごしなかの保育園	90	2ヶ月	江南区うぐいす1丁目16−5	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-5500	
142	江南区	私立	袋津保育園	90	2ヶ月	江南区砂岡1丁目3−40	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2094	
143	江南区	私立	栄徳寺保育園	50	3ヶ月	江南区日水1丁目3−25	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-381-3755	
144	江南区	私立	亀田平和の園保育園	60	11ヶ月	江南区亀田本町2丁目3−20	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2051	
145	江南区	私立	かめだなかの保育園	70	2ヶ月	江南区砂岡5丁目2−14	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-382-5833	
146	江南区	私立	ＹＯＵなかの保育園	120	2ヶ月	江南区亀田大月2丁目6−28	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-381-0350	
147	江南区	私立	ひまわり保育園	100	2ヶ月	江南区曙町5丁目4−31	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-383-1855	
148	江南区	私立	◎ 割野こども園	90	2ヶ月	江南区割野2092−3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-280-3115	
149	江南区	私立	◎ 亀田カトリック幼稚園	40	1歳	江南区船戸山4丁目5−7	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 16:00	8:30 ~ 16:30	025-382-7766	
150	江南区	私立	◎ このはこども園	90	4ヶ月	江南区鵜ノ子3丁目4−44	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-5001	
151	江南区	私立	◎ 本興寺こども園	60	2ヶ月	江南区大淵1846−3	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-8168	
152	江南区	私立	◎ こども園トキめき	110	2ヶ月	江南区亀田四ツ興野4−5−27	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8851	
153	江南区	私立	◎ いぶき保育園	160	2ヶ月	江南区曽川甲518−1	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:15	8:00 ~ 16:00	025-280-2505	
154	江南区	私立	◎ 四つ葉こども園	100	2ヶ月	江南区亀田向陽2丁目11−27	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-8045	
155	江南区	私立	◎ えだまめこども園	60	2ヶ月	江南区丸山117	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025−250-7414	
156	江南区	私立	◎ 曽野木アルル保育園	87	2ヶ月	江南区曽野木1丁目21番9号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8631	
157	江南区	私立	◎ （仮称）まつばこども園	80	2ヶ月	江南区松山766−5	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-277-0061	移行

※新規入園の方で「山潟パステルこども園」を第１希望で申請する場合の、問い合わせ先・申請書類の提出先は、西区の「ときめきパステルこども園」（025-378-1182）となります。

施設名欄の記号　記号なし：保育園　◎：認定こども園　☆：小規模保育事業　◆：事業所内保育事業
認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
令和8年4月に新規開設する施設は1施設、認定こども園へ移行する施設は7施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。
※1　保育定員はR7.4.1時点の定員を記載しています。（新設園、認定こども園への移行園のみ、R8.4.1時点の予定定員を掲載しています。）
※2　土曜日等の共同保育を実施しているまたは今後実施予定のある施設があります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

申請番号	区	公私	施設名	保育定員	受入年齢(月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平　日	土曜日			
158	江南区	私立	◎ （仮称）早通こども園	70	8ヶ月	江南区早通5丁目1−5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-381-2284	移行
159	江南区	私立	☆ たんぽぽ保育園	12	2ヶ月	江南区江口826−6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-277-2380	
160	江南区	私立	☆ キッズルームなかよし	19	2ヶ月	江南区横越中央7丁目1−8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-384-8061	
161	秋葉区	市立	新津東保育園	120	2ヶ月	秋葉区日宝町9−4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0882	
162	秋葉区	市立	金津保育園	120	2ヶ月	秋葉区朝日483−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0440	
163	秋葉区	市立	小須戸保育園	150	2ヶ月	秋葉区小須戸325−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-3077	
164	秋葉区	市立	矢代田保育園	115	2ヶ月	秋葉区矢代田1237−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-2269	
165	秋葉区	私立	小合西保育園	75	6ヶ月	秋葉区出戸181	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-5115	
166	秋葉区	私立	◎ 敬愛こども園	90	2ヶ月	秋葉区荻島3丁目1−20	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-3939	
167	秋葉区	私立	◎ 認定こども園あおぞら	59	4ヶ月	秋葉区中沢町14−18	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-23-1148	
168	秋葉区	私立	◎ 認定こども園おひさま	50	4ヶ月	秋葉区下新361−1	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-9988	
169	秋葉区	私立	◎ にこにここども園	150	2ヶ月	秋葉区あおば通2丁目24−5	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-2577	※2
170	秋葉区	私立	◎ おぎかわこども園	170	2ヶ月	秋葉区中野3丁目20−7	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-4471	※2
171	秋葉区	私立	◎ にいつ愛慈こども園	150	2ヶ月	秋葉区新津本町1丁目9−6	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-7050	
172	秋葉区	私立	◎ 認定こども園にじ	79	4ヶ月	秋葉区新津東町2丁目2−8	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-7831	
173	秋葉区	私立	◎ 小阿賀ほのぼのこども園	78	6ヶ月	秋葉区車場1丁目389−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-1123	
174	秋葉区	私立	◎ 鉄道弘済会新津認定こども園（さくらこども園）	170	4ヶ月	秋葉区南町10−3	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0404	
175	秋葉区	私立	◎ Akiha森のようちえん	20	2歳	秋葉区田家3丁目17−80−25	7:00 ~ 18:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-3815	
176	秋葉区	私立	◎ 満日こども園	80	5ヶ月	秋葉区七日町17−25	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-8441	
177	秋葉区	私立	◎ 認定こども園 新津カトリック幼稚園	55	6ヶ月	秋葉区日宝町2-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0587	
178	秋葉区	私立	◎ さつき野こども園	130	2ヶ月	秋葉区川口2181	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-3378	
179	秋葉区	私立	◎ 中新田こども園	78	5ヶ月	秋葉区中新田512-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-6413	
180	秋葉区	私立	◎ （仮称）北上こども園	100	2ヶ月	秋葉区さつき野4丁目15−12	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-5505	移行
181	秋葉区	私立	◎ （仮称）荻川ほのぼのこども園	60	6ヶ月	秋葉区田島109	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-1111	移行
182	秋葉区	私立	☆ ニチイキッズ さつき野駅前保育園	19	2ヶ月	秋葉区北上2丁目17-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0250-47-3682	
183	秋葉区	私立	◆ 下越病院たんぽぽ保育園	15	2ヶ月	秋葉区東金沢1459−6	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-5145	
184	南区	市立	白根保育園	60	2ヶ月	南区白根2444	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2506	
185	南区	市立	諏訪木保育園	90	2ヶ月	南区白根水道町10−35	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2628	
186	南区	市立	臼井保育園	60	2ヶ月	南区赤渋4540	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-5513	
187	南区	市立	大鷲保育園	70	2ヶ月	南区東笠巻新田270−2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-5429	
188	南区	市立	根岸保育園	80	2ヶ月	南区山崎興野2321	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-6350	
189	南区	市立	大通保育園	90	2ヶ月	南区鷲ノ木新田5681	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-379-3182	
190	南区	市立	小林保育園	70	2ヶ月	南区下木山613	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-2316	
191	南区	市立	にししろね保育園	60	2ヶ月	南区西白根2032−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1024	
192	南区	市立	あじほ保育園	80	2ヶ月	南区味方1231−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1230	
193	南区	市立	月潟保育園	100	2ヶ月	南区西萱場1565	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-2437	
194	南区	私立	白根はじめ保育園	40	2ヶ月	南区戸石2647−4	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-372-5300	
195	南区	私立	白根そよ風保育園	110	2ヶ月	南区茨曽根7664−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-375-8500	
196	南区	私立	白根おおぞら保育園	90	2ヶ月	南区能登535−4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-211-3395	
197	南区	私立	◎ あかねこども園	115	2ヶ月	南区鯵潟404−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-372-5600	

施設名欄の記号　記号なし：保育園　◎：認定こども園　☆：小規模保育事業　◆：事業所内保育事業
認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
令和8年4月に新規開設する施設は1施設、認定こども園へ移行する施設は7施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。
※1　保育定員はR7.4.1時点の定員を記載しています。（新設園、認定こども園への移行園のみ、R8.4.1時点の予定定員を掲載しています。）
※2　土曜日等の共同保育を実施しているまたは今後実施予定のある施設があります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

申請番号	区	公私	施設名	保育定員	受入年齢(月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平　日	土曜日			
198	南区	私立	◎ 白根カトリックこども園	60	6ヶ月	南区能登2丁目7−30	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-372-1843	
199	南区	私立	◎ ガデリュス・いぶき保育園	150	2ヶ月	南区大通黄金4丁目2−1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-362-3355	
200	西区	市立	内野保育園	70	2ヶ月	西区内野山手2丁目16−5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-2267	※2
201	西区	市立	上五十嵐保育園	40	2ヶ月	西区五十嵐2の町8404−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-2296	※2
202	西区	市立	坂井保育園	100	2ヶ月	西区坂井東5丁目31−41	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-269-3160	
203	西区	市立	坂井輪保育園	90	2ヶ月	西区小針8丁目21−26	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-231-6591	
204	西区	市立	小針保育園	100	2ヶ月	西区小針4丁目5−25	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-9632	
205	西区	市立	大野保育園	70	2ヶ月	西区大野町3089−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2454	
206	西区	市立	興野保育園	100	2ヶ月	西区金巻789−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2207	
207	西区	市立	木場保育園	60	2ヶ月	西区木場1015−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2617	
208	西区	市立	寺地保育園	100	2ヶ月	西区寺地1074	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-231-3301	令和8年度末閉園
209	西区	市立	黒埼なかよし保育園	130	2ヶ月	西区鳥原923	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-377-6500	
210	西区	私立	大友中央保育園	50	2ヶ月	西区大友603-4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-262-0930	
211	西区	私立	笠木保育園	40	2ヶ月	西区笠木1336	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-261-4044	
212	西区	私立	保古野木保育園	40	2ヶ月	西区保古野木901	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-3558	
213	西区	私立	真行保育園	70	6ヶ月	西区小針西2丁目11−15	7:20 ~ 19:10	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-0309	
214	西区	私立	吉田乳児保育園	20	2ヶ月	西区西小針台2丁目9−26	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-8456	
215	西区	私立	スマイルはじめ保育園	140	2ヶ月	西区坂井1438	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-260-5880	
216	西区	私立	あそびの森きんし保育園	60	4ヶ月	西区小針が丘2−43	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-267-6688	
217	西区	私立	アルル保育園	90	2ヶ月	西区内野西3丁目9−3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-0846	
218	西区	私立	すいか保育園	90	2ヶ月	西区新通西2丁目7−19	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-201-6904	※2
219	西区	私立	遊コスモス小新保育園	90	2ヶ月	西区小新1280	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-3208	
220	西区	私立	◎ 認定こども園寺尾幼稚園	230	2ヶ月	西区寺尾上1丁目6−55	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-260-1211	
221	西区	私立	◎ 認定こども園 ノートルダム幼稚園・保育園	65	6ヶ月	西区寺尾西3丁目26−50	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-2406	
222	西区	私立	◎ 旭が丘こども園	119	6ヶ月	西区五十嵐2の町8633	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-262-2567	
223	西区	私立	◎ 坂井輪東幼稚園	70	6ヶ月	西区坂井東1丁目6−8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-231-0123	
224	西区	私立	◎ 明美ヶ丘こども園	100	6ヶ月	西区五十嵐東1丁目16−33	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-2414	
225	西区	私立	◎ 認定こども園 あそびの森つばさ幼稚園	110	4ヶ月	西区大学南2丁目24−24	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-262-3311	
226	西区	私立	◎ 松の実こども園	85	2ヶ月	西区寺尾台3丁目19−13	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-268-2343	
227	西区	私立	◎ 松の実第二こども園	85	2ヶ月	西区五十嵐東3丁目11−18	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 1800	8:00 ~ 16:00	025-260-2112	
228	西区	私立	◎ 赤塚こども園	62	2ヶ月	西区赤塚2783−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-239-2565	
229	西区	私立	◎ なの花こども園	80	2ヶ月	西区赤塚2362−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-239-3155	
230	西区	私立	◎ 愛慈こども園	118	2ヶ月	西区上新栄町1丁目3−3	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:30 ~ 16:30	025-260-2058	
231	西区	私立	◎ ときめきパステルこども園	90	2ヶ月	西区ときめき西3丁目4−12	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-378-1182	
232	西区	私立	◎ 認定こども園 あそびの森金鵄幼稚園	40	満3歳	西区小針台1−4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-267-4121	
233	西区	私立	◎ 山五十嵐こども園	140	5ヶ月	西区五十嵐3の町西16−13	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-4385	
234	西区	私立	◎ 幼保連携型認定 新通こども園	150	3ヶ月	西区新通872−2	7:15 ~ 19:00	7:30 ~ 16:30	8:00 ~ 16:00	025-268-3132	
235	西区	私立	◎ 天鐘こども園	125	6ヶ月	西区坂井914−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-260-6533	
236	西区	私立	◎ 有明こども園	140	2ヶ月	西区西有明町1−76	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-267-4995	
237	西区	私立	◎ 東小針認定こども園	124	2ヶ月	西区小針1丁目33−12	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-233-1257	

施設名欄の記号　記号なし：保育園　◎：認定こども園　☆：小規模保育事業　◆：事業所内保育事業
認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
令和8年4月に新規開設する施設は1施設、認定こども園へ移行する施設は7施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。
※1　保育定員はR7.4.1時点の定員を記載しています。（新設園、認定こども園への移行園のみ、R8.4.1時点の予定定員を掲載しています。）
※2　土曜日等の共同保育を実施しているまたは今後実施予定のある施設があります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

申請番号	区	公私	施設名	保育定員	受入年齢(月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平　日	土曜日			
238	西区	私立	◎ 吉田こども園	30	3歳	西区西小針台2丁目9−27	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-267-2007	
239	西区	私立	◎ くろとりこども園	80	2ヶ月	西区黒鳥5916	7:30 ~ 19:15	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-379-3381	
240	西区	私立	◎ あいりすこども園	90	2ヶ月	西区小新5丁目8−28	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-265-7575	
241	西区	私立	◎ るんびいにこども園	90	2ヶ月	西区小新西2丁目20−16	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-230-6565	
242	西区	私立	◎ くろさきパステルこども園	90	2ヶ月	西区鳥原242−1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-201-6802	
243	西区	私立	◎ 小針パステルこども園	90	2ヶ月	西区小針6丁目43−1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-233-1111	
244	西区	私立	◎ あいりすヒルズこども園	90	4ヶ月	西区青山4丁目1−8−10	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-211-7233	
245	西区	私立	◎ きやまこども園	90	2ヶ月	西区木山815	7:20 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-239-3318	
246	西区	私立	◎ はるまち西こども園	100	3ヶ月	西区立仏358	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-378-6580	
247	西区	私立	◎ （仮称）翠松保育園	65	2ヶ月	西区寺尾上2丁目3−73	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-3262	移行
248	西区	私立	☆ グランセナ保育園	19	3ヶ月	西区小新4088	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-364-0010	
249	西区	私立	☆ すいか小規模保育園	12	2ヶ月	西区新通西1丁目9−22	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-211-8760	※2
250	西区	私立	☆ 吉田小規模保育園	19	2ヶ月	西区西小針台2丁目11−2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-2730	
251	西区	私立	☆ 小規模青山真行保育園	19	6ヶ月	西区青山新町11−3	7:20 ~ 19:00	7:20 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-1032	
252	西区	私立	☆ 令和保育園	19	2ヶ月	西区小新西2丁目16−3	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6402	
253	西区	私立	☆ ニチイキッズ こばり南保育園	19	2ヶ月	西区小針4丁目33−4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6385	
254	西区	私立	◆ なでしこつぼみ保育園	10	2ヶ月	西区寺地280−7	7:30 ~ 21:00	7:30 ~ 21:00	8:30 ~ 16:30	025-365-2434	
255	西蒲区	市立	岩室保育園	70	2ヶ月	西蒲区橋本101-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-2165	
256	西蒲区	市立	和納保育園	110	2ヶ月	西蒲区和納909	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-3009	
257	西蒲区	市立	巻保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲2644	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3356	
258	西蒲区	市立	巻つくし保育園	90	2ヶ月	西蒲区堀山新田256	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3990	
259	西蒲区	市立	すわ保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲763−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-7697	
260	西蒲区	市立	漆山東保育園	40	2ヶ月	西蒲区漆山3320	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-76-2315	※2
261	西蒲区	市立	漆山西保育園	50	2ヶ月	西蒲区並岡10−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8142	※2
262	西蒲区	市立	かきの実保育園	30	2ヶ月	西蒲区仁箇1443−1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-0770	※2
263	西蒲区	市立	松野尾保育園	40	2ヶ月	西蒲区松野尾2896	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3548	※2
264	西蒲区	市立	七浦保育園	30	2ヶ月	西蒲区越前浜6905−6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-77-2002	※2
265	西蒲区	市立	◎ 中之口こども園	140	2ヶ月	西蒲区三ツ門59−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-3060	
266	西蒲区	私立	みずほ保育園	50	2ヶ月	西蒲区曽根929	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	0256-88-3747	
267	西蒲区	私立	鎧郷保育園	120	2ヶ月	西蒲区下山408	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-88-2286	
268	西蒲区	私立	竹野町保育園	70	2ヶ月	西蒲区竹野町2616	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0256-72-3001	
269	西蒲区	私立	風の子保育園	70	2ヶ月	西蒲区巻甲1740	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8545	
270	西蒲区	私立	◎ めぐみこども園	90	2ヶ月	西蒲区巻乙9	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0256-72-7138	
271	西蒲区	私立	◎ 曽根おひさまこども園	90	2ヶ月	西蒲区曽根829	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-88-2112	
272	西蒲区	私立	◎ 認定こども園和光幼稚園	33	11ヶ月	西蒲区押付1361−2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	0256-88-3520	
273	西蒲区	私立	◎ 認定こども園 ひのまる幼稚園	50	11ヶ月	西蒲区巻甲755−3	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-5740	
274	西蒲区	私立	◎ かたひがしこども園	140	2ヶ月	西蒲区番屋712−1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-86-2023	

Ｍｅｍｏ

Ｍｅｍｏ

（13）入園申請様式集

次ページから申請に必要となる様式（切り取り式）を掲載しています。
てびきの関連箇所を確認のうえ、該当する様式を切り取ってお使いください。

【提出書類について】
てびき５～１８ページ「（４）提出書類・提出先」をご一読のうえ、書類をご準備ください。

５ページ　一覧表 … 今回の申請で必要な書類をご確認ください
６～９ページ　①～③ … すべての方が必ず提出する必要がある書類
１０～１２ページ　④～⑦ … 申請区分・父母の状況によりいずれかの提出が必要な書類
１３～１６ページ　⑧（A～K）… 世帯の状況に応じて必要な書類

・掲載の無い書類は、上記ページの該当箇所を確認し、ご自身で必要な書類をご準備ください。
・様式はホームページにも掲載しているため、不足・紛失の際はホームページから印刷して使用できます。

【掲載している様式】

関連ページ	掲載している様式	掲載ページ
P.6	入園申請書提出用封筒（２・３号認定）	てびきに付属
P.6　①	入園申請確認票	P.49
P.6～9 ②	教育・保育給付認定兼入園申請書（２・３号認定児童用）	P.51～52
P.9　③	こどもの状況票	P.53～54
P.10 ④【転園申請】	転園届（保育認定用）	P.55～56
P.10 ⑤【区分変更】	同一認定こども園内における認定区分変更届	P.57～58
P.10 ⑥【新規申請】	マイナンバー記載用紙＜教育・保育施設届出用＞	P.59～60
P.10 ⑥【新規申請】	〃　（記入例）	P.61
P.11～12 ⑦	就労証明書 ≪国標準様式≫	P.63～64
P.11～12 ⑦	〃　（記入例）	P.65～66
P.11～12 ⑦	〃　※P.63～64 と同じ内容です	P.67～68
P.11～12 ⑦	〃　（記入例）　※P.65～66 と同じ内容です	P.69～70
P.11　⑦	介護・看護状況申告書	P.71～72
P.11　⑦	医療機関診断書（保育認定用）	P.73
P.11　⑦	誓約書	P.75～76
P.11　⑦	育児休業（雇用）証明書	P.77～78
P.13・15 ⑧ A	きょうだい同時申込（⑧その他）希望調査票	P.79～80
P.13・15 ⑧ C	令和６年分 外国居住期間収入状況申立書(利用者負担額算定用)	P.81～82
P.13・15 ⑧ C	〃　（記入例）	P.83～84
P.14・16 ⑧ J	ひとり親世帯に関する申立書	P.85
P.35　Q10.	教育・保育給付認定兼入園申請取下げ書（入園辞退届）	P.87～88

令和8年度4月入園　新潟市認可保育施設用

入園申請確認票

申請児童名	
第1希望施設名	

提出する申請書類等を準備・確認のうえ、提出する書類の太枠内に✔してください。

申請書類に不備・不足があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。また、利用調整（選考）の過程で申請書類の不足が判明した場合でも、ご連絡はいたしませんので、「令和8年度4月入園のてびき」をよくお読みいただき、記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを必ず確認してください。

すべての方が必要な書類							市処理欄
①	入園申請確認票　※本用紙						
②	令和8年度 教育・保育給付認定兼入園申請書（2号・3号認定児童用）						
③	こどもの状況票						
④	転園	転園届					
⑤	区分変更	同一認定こども園内における認定区分変更届					
⑥	新規	マイナンバー記載用紙					
		代表保護者の番号確認及び本人確認資料					
⑦	保育必要事由確認書類　※事由に応じた書類を選択 入園のてびき11ページ参照		父	母	父	母	
	就労（一般企業等に勤務）	就労証明書（国標準様式 A4縦） ※提出日前3か月以内に記載されたもの					
	就労（自営業・農業従事者等）	就労証明書（国標準様式 A4縦） ※提出日前3か月以内に記載されたもの					
		事業の実態や収入が確認できる書類 ※入園のてびき12ページ参照					
	就学	在学証明書（原本）					
		授業時間割など拘束性が確認できるもの					
	介護・看護	介護・看護状況申告書＜市様式＞					
		被介護・看護者に応じた書類					
	妊娠・出産	保護者名、出産予定日（出生日）を確認できるもの（第三者が発行したもの）	／		／		
	疾病・負傷	次のいずれか ・医療機関診断書（保育認定用）＜市様式＞ ※提出日前3か月以内に記載されたもの ・医師の診断書等（写）及び就労先等からの証明（療養期間が確認できるもの）					
	障がい	障がい者手帳等（写）					
	災害	り災証明書（写）					
	求職活動	誓約書＜市様式＞					
	育児休業	育児休業（雇用）証明書＜市様式＞ ※提出日前3か月以内に記載されたもの					
		就労証明書（国標準様式　A4縦） ※提出日前3か月以内に記載されたもの ※保育認定のために新潟市へ就労証明書を提出したことがない場合					
	その他	てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談ください					

対象の方のみ提出が必要な書類 ※必ずてびき13～14ページの質問1～9を確認してください					市処理欄
⑧世帯の状況に応じて必要な書類（てびきの質問で「はい」を選択した方が必要な書類）	質問1	A	きょうだい同時申込（⑧その他）希望調査票		
	質問2	B	令和7年度市・県民税課税（所得）証明書（写）		
	質問3－2	C	①外国居住期間収入状況申立書		
			②申立書に記載した金額が分かる書類（給与明細等）（写）		
	質問4－2	D	二世帯住宅　①二世帯住宅であることが分かる間取り図		
			二世帯住宅　②両世帯1か月分の電気・ガス・水道の領収書（写）		
			別家屋　敷地内に別の家屋があることがわかる配置図		
	質問4－4	E	該当する祖父母の「保育必要事由」確認書類		
	質問5	F	保育必要事由「介護・看護」の場合に必要となる書類		
	質問6	G	次のいずれか ・身体障害者手帳（写） ・精神障害者保健福祉手帳（写） ・療育手帳（写）		
	質問7	H	次のいずれか ・別居しているこどもの健康保険証（写）またはマイナ保険証の画面の写し ・生活費等の仕送りをしていることが確認できる部分の通帳のページ（写）		
	質問8－2	I	次のいずれか ・事件係属証明書（写） ※提出日前3か月以内に記載されたもの ・呼出状（写）		
	質問8－3	J	ひとり親世帯に関する申立書		
	質問9	K	出産予定の申請児童の母子手帳の写し		

令和８年度 教育・保育給付認定兼入園申請書（2号・３号認定児童用）

（宛先） 新潟市長

「令和８年度４月入園のてびき　新潟市認可保育施設（２号・３号認定用）」記載事項および、てびき２２ページに記載の「入園（転園）申請にあたっての確認事項」に同意のうえ、次のとおり、給付認定及び入園を申請します。

提出日　令和　　年　　月　　日

				令和8年1月1日時点の父母の住所		令和7年1月1日時点の父母の住所	
ふりがな 申請児童名		現住所	〒　　－	父	母	父	母
生年月日 （令和8年4月1日時点の年齢	令和　　年　　月　　日生（　　歳） 0歳の場合は月齢も記載（　　ヶ月）			□ 新潟市内 □ 新潟市外	□ 新潟市内 □ 新潟市外	□ 新潟市内 □ 新潟市外	□ 新潟市内 □ 新潟市外
申請者氏名 （代表保護者）	※兄弟姉妹が既に認可保育施設に在籍している場合、同一の代表保護者としてください	令和８年4月1日 時点住所 （現住所と異なる場合 申請時点で分かる範囲を記入）	〒　　－ 新潟市　　区 （転居予定日：令和　　年　　月　　日）	新潟市外の場合は ⬇ 記入してください			
連絡先 電話番号	(自宅) (父携帯) (母携帯)			都道府県名		都道府県名	
				父	母	父	母
				市区町村名		市区町村名	
				父	母	父	母

★入園希望日・希望施設

申請番号と施設名称を記入してください。
（申請番号と施設名称が異なる場合、施設名称を優先します）

入園希望日	令和 ８ 年 ４ 月 １ 日			
希望施設 （申請番号・名称） ※てびき39ページ以降参照	希望順位	申請番号		施設名称
	第１希望			
	第２希望			
	第３希望			
	第４希望			
	第５希望			
	第６希望			
	第７希望			
	第８希望			
	第９希望			
	第10希望			

★希望認定時間等

内容を記入またはチェックしてください。

希望の認定時間	□ 保育標準時間　□ 保育短時間	※保育必要事由が「求職活動」「育児休業」の場合は、保育短時間認定となります。また、就労などの状況により、希望と異なり保育短時間認定となる場合があります。
申請児童の 認可保育施設入園経験	□ 入園中	施設名（　　）　認定区分（□１号　□２・３号）
	□ 入園予定	在籍期間（平成・令和　　年　　月　　日 から） ※市外施設の場合、退園予定日を記入ください（令和　　年　　月　　日まで）
	□ 入園経験なし　□ 過去入園経験あり（平成・令和　　年　　月　　日 退園）	

★兄弟姉妹の在園・申請状況

該当がある場合は内容を記入またはチェックしてください。（兄弟姉妹が複数の場合は併記してください。）

□ 申請時点で既に市内の認可保育施設に在籍している兄弟姉妹がいる　※**令和８年３月で卒園する兄弟姉妹を除く**
　↳ 兄弟姉妹の在籍施設名（　　）
　　兄弟姉妹の認定区分（□１号　□２・３号）

□ 申請時点で既に市内の認可保育施設に１号認定で内定している兄弟姉妹がいる
　↳ １号認定申請書の提出状況　（□提出済み　□未提出）　**※未提出の場合は内定扱いとなりません**
　　兄弟姉妹の１号認定内定施設名（　　）
　　入園予定日（令和　　年　　月　　日）

□ 同時に２・３号認定申請する兄弟姉妹がいる
　↳ 兄弟姉妹の第１希望施設名（　　）
　　兄弟姉妹の申請区分（□新規申請　□転園申請　□認定区分変更）
　　兄弟姉妹の希望選考方法（□ ①　□ ②　□ ③　□ ④　□ ⑤　□ ⑥　□ ⑦　□ ⑧　）
　　→希望選考方法の詳細は必ずてびき 25～27ページを参照のうえ、①～⑧のいずれかにチェックしてください。

裏面も記入してください

★申請児童と同居の世帯員

申請児童本人、申請児童の祖父母・おじ・おばを除いてください。

申請児童との続柄	氏名（ふりがな）（令和8年4月1日時点の年齢）	勤務先 学校 幼稚園 保育園等（令和8年4月1日時点）	生計を一にする別居のこども（該当する場合は住所を記入）
父	（ S・H 年 月 日生 歳）		
母	（ S・H 年 月 日生 歳）		
□兄・姉 □弟・妹 □曽祖父母 □高祖父母	（S・H・R 年 月 日生 歳）		□該当 住所
□兄・姉 □弟・妹 □曽祖父母 □高祖父母	（S・H・R 年 月 日生 歳）		□該当 住所
□兄・姉 □弟・妹 □曽祖父母 □高祖父母	（S・H・R 年 月 日生 歳）		□該当 住所
□兄・姉 □弟・妹 □曽祖父母 □高祖父母	（S・H・R 年 月 日生 歳）		□該当 住所

★世帯の状況

①～④のすべての項目について□にチェック✓し、「はい」にチェックした方はその内容をチェック✓・記入してください

① 令和８年４月１日時点で６５歳未満の同居祖父母がおり、それぞれが保育必要事由に該当する

□ はい ／ □ いいえ

② ひとり親世帯である

□ はい ／ □ いいえ

- □ 離婚 …離婚日：S・H・R 年 月 日（頃）
  別居日：S・H・R 年 月 日（頃）
- □ 未婚 □ 死別
- □ その他（ ）

③ 生活保護を受給している

□ はい ／ □ いいえ

- 受給開始時期：S・H・R 年 月 日（頃）から受給開始

④ 障がい者手帳（身体/精神/療育）の交付を受けているまたは特別児童扶養手当受給資 格がある同居親族がいる

※特別児童扶養手当支給停止中（所得制限額超過）を含む
※同居親族には、申請児童本人・おじ・おばを含みます

□ はい ／ □ いいえ

- 申請児童との続柄：□ 父 □ 母 □ 申請児童本人 □ 兄弟姉妹 □ 祖父母 □ 曽祖父母 □ 高祖父母 □ おじ・おば
- 交付のある障がい者手帳等の種類：□ 身体障害者手帳 □ 精神障害者保健福祉手帳 □ 療育手帳 □ 特別児童扶養手当受給資格がある
  ※支給停止中（所得制限額超過）を含む

★申請児童の祖父母

申請児童と同居の曽祖父母・高祖父母がいる場合は、左の「申請児童と同居の世帯員欄」へ記入してください

申請児童との続柄		氏名（ふりがな）（令和8年4月1日時点の年齢）	申請児童との同居状況（令和8年4月1日時点）
父方	祖父	（ S・H 年 月 日生 歳）	□ 同居 … 住所記載不要 □ 離別 □ 死別 □ 別居 …住所〔 〕 □ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 □ 同一住所だが独立した別家屋に居住
父方	祖母	（ S・H 年 月 日生 歳）	□ 同居 … 住所記載不要 □ 離別 □ 死別 □ 別居 …住所〔 〕 □ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 □ 同一住所だが独立した別家屋に居住
母方	祖父	（ S・H 年 月 日生 歳）	□ 同居 … 住所記載不要 □ 離別 □ 死別 □ 別居 …住所〔 〕 □ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 □ 同一住所だが独立した別家屋に居住
母方	祖母	（ S・H 年 月 日生 歳）	□ 同居 … 住所記載不要 □ 離別 □ 死別 □ 別居 …住所〔 〕 □ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 □ 同一住所だが独立した別家屋に居住

★父母の保育必要事由について　※令和８年４月１日時点

該当する保育必要事由にそれぞれ○をつけてください　※必要書類はてびき11～12ページを確認してください

父	母
就労 就学 介護・看護 疾病・負傷 障がい 災害 求職活動 育児休業 その他	就労 就学 介護・看護 妊娠・出産 疾病・負傷 障がい 災害 求職活動 育児休業 その他

【以下、「就労」の場合のみチェック】

□ 一般企業等に勤務（内定中・役員を含む）

	父	母
産休/育休復帰後初めて認可保育施設へ入園（２・３号認定）する	□ はい □ いいえ	□ はい □ いいえ
復帰(予定)日 令和 年 月 日	日付を記入	日付を記入
単身赴任中	□ はい □ いいえ	□ はい □ いいえ
新潟市内の認可保育施設、幼稚園及び（市から委託を受けた）病児・病後児保育施設に以下の職種・担当で勤務している。	□ はい □ いいえ	□ はい □ いいえ
□有資格 □無資格（障がい児保育を担当する保育補助 ）	選択してください	選択してください

□ 自営業・農業（専従者・補助者を含む）

	父	母
事業主または専従者（補助者）であることが確認できる資料を提出できる	□ はい □ いいえ 選択してください	□ はい □ いいえ 選択してください

【以下、「就労」「就学」で該当者のみチェック】

□「介護・看護」にも該当する
→「介護・看護」の必要書類も提出してください

こどもの状況票　（令和8年度4月入園 新潟市認可保育施設用）

安全・安心な保育を実施するため、保育施設の利用希望時間およびお子さんの健康や発育・発達の状態を確認させていただくものです。全ての項目について、漏れのないように記入してください。
※記入内容については、市の担当者より詳細を確認させていただく場合があります。

・利用が決定した際には、記載された事項を入所（内定）施設に情報提供します。
・必要に応じて担当者から詳細を確認した事項についても情報提供することがあります。
・入所決定後、最新状況の把握等のため、再度同様の内容について施設から聞き取らせていただくことがあります。

上記内容に同意します。　　年　月　日　　連絡先

ふりがな

保護者氏名　　続柄　父 ・ 母

ふりがな 児童名				☐ 未出生 ➡ 以下、回答不要			
生年月日	年　月　日	年齢	歳　か月 (申請時点の年齢)	現在の身長	cm	現在の体重	kg
出産予定日	年　月　日	出産時の妊娠週数	週　日	出産時の体重	g		

保育施設の利用希望時間について　現時点での保育が必要な時間を記入してください
※実際の利用可能時間は、保育必要量（標準時間・短時間）および園が定める開閉園時間により決まります。

午前・午後　時　分　から　午前・午後　時　分まで

健康状態・発育発達について
あてはまる回答に○をつけ、該当する場合は（　）に記入してください

1 疾患はありますか または、ありましたか （心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、膀胱又は直腸、小腸などの内臓機能、視力、聴力、筋力などの身体機能、骨や血液の疾患、てんかん　など） ※アレルギーがあり、服薬やエピペン対応が必要な場合も記入してください。	いいえ	はい ⇒	病名（　） 医療機関名（　） 生活制限（ 無 ・ 有 ／ 運動制限・ 食事制限・ その他） 疾患の状態（ 治療中 ・ 経過観察のみ ・ 治癒 ） 通院頻度(　)週・(　)か月・(　)年　に1回 手術予定（ 無 ・ 有 ）・手術済 ／ 令和　年　月頃 服薬（ 無 ・ 有 ➡ 朝 ・ 昼 ・ 夜 ・ 随時 ） エピペン（ 無 ・ 有 ）
2 医療的ケアが必要ですか	いいえ	はい ⇒	経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）・喀痰吸引 酸素療法・導尿・血糖測定・インスリン投与 人工肛門(ストーマ)・その他（　）
3 障がい者手帳や手当等を受けている場合は、☑をつけ、等級を記入してください	ない	ある ⇒	☐ 特別児童扶養手当（　）級 ☐ 身体障害者手帳（　）級 ☐ 療育手帳（　） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（　）級
4 医療機関や療育施設等で発達検査や障がいの診断を受けていたり、療育教室（児童発達支援・児童デイサービス）に通所の経験がある場合は ☑ をつけ、（　）に記入ください	ない	ある ⇒	☐ 発達検査を受けたことがある（直近　年　月頃） ☐ 障がいの診断を受けている（診断名　） ☐ 療育教室・児童発達支援・児童デイサービスに通所した （　年　月～　年　月まで・現在も通所中 ）

※裏面にも記入してください

健康状態、発育・発達について **あてはまる回答に○をつけ、該当する場合は（　　）に記入してください**		
5　アレルギーはありますか	ない	ある　⇒ 食物アレルギーの場合 除去食品の必要（無・有 ／内容　　） 症状：アナフィラキシー・湿疹・じんま疹・ぜんそく・かゆみ 対応：エピペン・薬・病院受診・その他（　　） 食物アレルギー以外の場合 アレルギー名（　　）
6　熱性けいれんを起こしたこと がありますか	ない	ある　⇒ 今までに発作を起こした回数　（　　回） 服薬（ 無 ・ 有 ）
7　発育・発達について 心配なことがありますか	ない	ある　⇒ □　食事が進まない（　食べない・偏食がある　） □　ことばの発達がゆっくり □　身体の発育に心配がある □　発達の相談を受けたことがある □　発達全般がゆっくり

乳幼児健診の受診状況について **受診した健診に☑をつけ、身体発育やことばの発達面などについて、説明等を受けたことがあれば記入してください**	
□ 乳児一般健康診査 （3か月健診・10か月健診）	説明の内容（　　）
□ １歳６か月児健診	説明の内容（　　）
□ ３歳児健診 （３歳～５歳児のみ）	説明の内容（　　）
□ 未受診	（　　年　　月　　日に健診予定）

転　園　届（保育認定用）

（あて先）　新潟市長

提出日　　令和　　年　　月　　日

下記のとおり、令和８年４月１日付で保育施設の転園を希望いたしますので、届出します。

【児童の情報】

在籍施設名	
第一希望施設名	
転園希望施設へ 内定・決定できなかった場合	在籍施設に戻ることを ☐ 希望する　　☐ 希望しない
ふりがな	
児童氏名	（令和　　年　　月　　日 生）
申請者氏名（代表保護者） （自署の場合は押印不要）	印
住所	新潟市　　区

≪転園届提出時の注意事項≫

- ◆ 特別な事情がある場合を除き、転園届の取り下げには応じかねます。
- ◆ 利用調整の結果、転園希望施設（第１希望～第１０希望）のいずれかに内定・決定したときは、在籍施設に戻ることはできません。
- ◆ 利用調整の結果、転園希望施設へ内定・決定しなかったときは、在籍施設に戻れるよう対応します。
  ※上記で「希望しない」を選択した場合を除く

【転園の理由】

該当の理由にチェックまたは内容を記入してください。

☐ 転　居　⇒　◎新住所　新潟市　　区

◎転居日　令和　　年　　月　　日

☐ 転勤または転職　⇒　◎ 勤務先名

◎ 転勤日・転職日　令和　　年　　月　　日

☐ 兄弟姉妹で同一保育施設の利用を希望するため
- ☐ 兄弟姉妹が在園する保育施設への転園を希望
- ☐ 兄弟姉妹と同時に同一施設への転園を希望

☐ 地域型保育を卒園するため
- ☐ 連携施設への転園を希望
- ☐ 上記以外の施設への転園を希望

☐ 乳児保育園を卒園するため
- ☐ 乳児保育園と一体となって運営を行っている施設への転園を希望
- ☐ 上記以外の施設への転園を希望

☐ 現在在籍している施設の閉園が決定しているため

☐ その他　⇒（ 理由　　）

記入例

転　園　届（保育認定用）

提出日を記入してください。

（あて先）　新潟市長

提出日　　令和　　７年　　１０月　　３１日

下記のとおり、令和８年４月１日付で保育施設の転園を希望いたしますので、届出します。

【児童の情報】

在籍施設名 ← 令和7年12月1日時点の在籍施設名を記入してください。	
第一希望施設名 ← 入園申請書に記入した第1希望施設を記入してください。	
転園希望施設へ内定・決定できなかった場合	在籍施設に戻ることを ☑ 希望する　　☐ 希望しない
ふりがな	
児童氏名	
申請者氏名（代表保護者） （自署の場合は押印不要）	新潟　太郎　　印
住所	新潟市　中央　区 学校町通１番町６０２番地１

第1希望～第10希望のどこにも決まらない場合に在籍施設に戻ることを希望する場合は「希望する」にチェックを記入してください。結果によらず、在籍施設に戻ることを「希望しない」場合は希望しないにチェックを記入し

≪転園届提出時の注意事項≫

- ◆ 特別な事情がある場合を除き、転園届の取り下げには応じかねます。
- ◆ 利用調整の結果、転園希望施設（第１希望～第１０希望）のいずれかに内定・決定したときは、在籍施設に戻ることはできません。
- ◆ 利用調整の結果、転園希望施設へ内定・決定しなかったときは、在籍施設に戻れるよう対応します。
  ※上記で「希望しない」を選択した場合を除く

【転園の理由】

該当の理由にチェックまたは内容を記入してください。

☑ 転　居　⇒　◎新住所　新潟市　秋葉　区
程島２００９番地

◎転居日　令和　８年　３月　２０日

☐ 転勤または転職　⇒　◎ 勤務先名

◎ 転勤日・転職日　令和　　年　　月　　日

☑ 兄弟姉妹で同一保育施設の利用を希望するため
- ☐ 兄弟姉妹が在園する保育施設への転園を希望
- ☑ 兄弟姉妹と同時に同一施設への転園を希望

☐ 地域型保育を卒園するため
- ☐ 連携施設への転園を希望
- ☐ 上記以外の施設への転園を希望

地域型保育、乳児保育園の卒園児童は転園先について該当するほうにチェックを記入してください。
連携施設は38ページ、乳児保育園と一体運営の施設は29ページをご確認ください。

☐ 乳児保育園を卒園するため
- ☐ 乳児保育園と一体となって運営を行っている施設への転園を希望
- ☐ 上記以外の施設への転園を希望

☐ 現在在籍している施設の閉園が決定しているため

☐ その他　⇒（ 理由　　）

同一認定こども園内における認定区分変更届

提出日　令和　　年　　月　　日

（あて先）　新潟市長

下記のとおり、同一認定こども園内における認定区分変更（１号認定（教育標準時間認定）から2号認定（保育認定）への変更）を希望いたしますので、次のとおり届出します。

在籍施設名	
現在の認定区分	該当する認定区分に☑してください。 ※ １号認定に加えて新2・3号認定を受けている場合、忘れずに☑してください。 □　１号認定（教育標準時間認定） □　新２号 又は 新３号認定（施設等利用給付認定（新認定））
ふりがな	
児童氏名	（令和　　年　　月　　日 生）
申請者氏名（代表保護者） （自署の場合は押印不要）	印
認定区分 変更希望日	令和　　年　　月　　日 ※ 原則、認定区分変更日は利用調整を経て決定された入園開始月の初日となります。

≪提出時の注意事項≫

◆ 事前に、現在在園する認定こども園にご相談ください。

◆ 特別な事情がある場合を除き、認定区分変更届の取り下げには応じかねます。

◆ １号認定から2号認定へ認定区分変更を希望する場合、利用調整への申込みが必要となります。

◆ 利用調整の結果、必ずしも認定区分変更ができるとは限りません。

◆ 利用調整の結果、2号認定への変更が内定・決定しなかった場合は、1号認定のまま現在在園する認定こども園の利用を継続できます。

記入例

同一認定こども園内における認定区分変更届

提出日を記入してください。

提出日　令和　　年　　月　　日

（あて先）　新潟市長

下記のとおり、同一認定こども園内における認定区分変更（１号認定（教育標準時間認定）から2号認定（保育認定）への変更）を希望いたしますので、次のとおり届出します。

在籍施設名	ぱんだこども園
現在の認定区分	該当する認定区分に☑してください。 ※ １号認定に加えて新2・3号認定を受けている場合、忘れずに☑してください。 ☑ １号認定（教育標準時間認定） ☑ 新２号 又は 新３号認定（施設等利用給付認定（新認定））
	にいがた　あきな
児童氏名	新潟　秋菜 （令和　2年　8月　8日生）
申請者氏名（代表保護者） （自署の場合は押印不要）	新潟　太郎　　印
認定区分 変更希望日	令和　8年　4月　1日 ※ 原

1号認定に加えて新2・3号認定を受けている場合はどちらにもチェックを記入してください。

令和8年4月1日と記入してください。令和8年4月よりも前に認定区分の変更を希望される場合は、令和7年度途中入園の申請が必要です。

≪提出時の注意事項≫

- ◆ 事前に、現在在園する認定こども園にご相談ください。
- ◆ 特別な事情がある場合を除き、認定区分変更届の取り下げには応じかねます。
- ◆ １号認定から2号認定へ認定区分変更を希望する場合、利用調整への申込みが必要となります。
- ◆ 利用調整の結果、必ずしも認定区分変更ができるとは限りません。
- ◆ 利用調整の結果、2号認定への変更が内定・決定しなかった場合は、1号認定のまま現在在園する認定こども園の利用を継続できます。

マイナンバー記載用紙〈教育・保育施設届出用〉

（あて先） 新潟市長

※認可教育・保育施設の転園・区分変更申請者・１号認定を受けている新認定申請者は提出不要

教育・保育施設の利用申し込みにあたり、下記のとおり申請者及び保護者のマイナンバーを届出します。　　提出日　令和　年　月　日

《注意事項》 ※必ずお読みください

・平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「番号法」）が施行され、保育園や認定こども園、地域型保育事業施設等を利用する際の提出書類に、マイナンバーの記載が義務付けられました。皆さまの保育料・利用者負担額や教育・保育にかかる給付額を正しく算定するため、マイナンバーのご記入をお願いします。

・本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください。ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、添付する番号確認資料については、1施設につき1枚の提出で構いません。

・本用紙と番号確認資料を提出用の封筒に入れてご提出ください。兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場、施設毎にまとめて1つの封筒へ封入してください。
・世帯員増員による提出の場合は、申請（在園）児童氏名と増員世帯員のみを記載してください。

申請（在園）児童について記載してください。

第1希望施設名 または 在園施設名		マイナンバー
ふりがな 申請（在園）児童氏名	（生年月日　令和　年　月　日生）	

代表保護者について記載してください。

ふりがな 申請者氏名 （代表保護者）	申請児童との続柄	マイナンバー

申請者（代表保護者）の番号確認が可能な資料を添付してください。
（下記①～③のいずれかを提出）

①個人番号カード（写） ※表面・裏面が必要です。

②通知カード（写） ＋ 本人確認資料（写）

③個人番号記載の公的書類（住民票等） ＋ 本人確認資料（写）

※氏名・住所等の記載情報が現況と相違がない資料を提出してください。
本人確認資料については裏面をご確認ください。

上記以外の保護者について記載してください。（単身赴任等で別居の保護者も含む）
※保護者以外の同居世帯員について、追加でマイナンバーの届出を求める場合があります。

ふりがな 保護者氏名	申請児童との続柄	マイナンバー

申請者（代表保護者）以外の保護者はマイナンバーの記載のみになります。
番号確認が可能な資料の添付は不要です。

問い合わせ先

幼保運営課（事務センター） 025-223-7372（平日9:00～17:00）

（R7.9改正）

本人確認資料について

通知カードの写し（氏名・住所等の記載情報に変更がなく、現況と相違がないものに限る）、
個人番号が記載された公的書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書）を提出の場合

① 以下のいずれかの書類の写しを１点添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

※上記以外で、官公署等の発行する、顔写真付きの資料（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）
を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

② ①の添付が困難である場合は、以下のいずれかの書類の写しを２点添付ください。

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書

※上記以外で、官公署等の発行する、顔写真付きでない資料（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）
を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

記入例（入園申請）

マイナンバー記載用紙〈教育・保育施設届出用〉

※認可教育・保育施設の転園・区分変更申請者・１号認定を受けている新認定申請者は提出不要

のとおり申請者及び保護者のマイナンバーを届出します。　　提出日　令和　●年　●月　●日

《注意事項》 ※必ずお読みください

・平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「番号法」）が施行され、保育園や認定
皆さまの保育料・利用者負担額や教育・保育にかかる給付額を正しく算定するため、マイナンバーのご記入をお願いします。

・本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください。ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、添付する番号確認資料に

・本用紙と番号確認資料を提出用の封筒に入れてご提出ください。兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場、施設毎にまとめて1つ

・世帯員増員による提出の場合は、申請（在園）児童氏名と増員世帯員のみを記載してください。

個人番号カードや通知カードは必ず写しを提出してください。
個人番号カード等の住所が現住所と異なる場合は、
正しい住所が記載された本人確認資料の写しを提出してください。
※個人番号カードは表裏両面の写しを提出してください。
※通知カードや運転免許証の裏面に住所等変更の記載がある場合は、
裏面の写しも提出してください。

申請（在園）児童について記載してください。

第1希望施設名 または 在園施設名	こあら保育園	マイナンバー
ふりがな 申請（在園）児童氏名	にいがた　りゅうと 新潟　柳都 （生年月日　令和　●年　●月　●日生）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

マイナンバー記載用紙は、申請児童1人につき1枚の提出が必要です。

代表保護者について記載してください。

ふりがな 申請者氏名 （代表保護者）	申請児童との続柄	マイナンバー
にいがた　たろう 新潟　太郎	父	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 1

申請者（代表保護者）の番号確認が可能な資料を添付してください。
（下記①～③のいずれかを提出）

①個人番号カード（写）　※表面・裏面が必要です。

②通知カード（写）＋ 本人確認資料（写）

③個人番号記載の公的書類（住民票等）＋ 本人確認資料（写）

※氏名・住所等の記載情報が現況と相違がない資料を提出してください。
本人確認資料については裏面をご確認ください。

上記以外の保護者について記載してください。（単身赴任等で別居の保護者も含む）
※保護者以外の同居世帯員について、追加でマイナンバーの届出を求める場合があります。

ふりがな 保護者氏名	申請児童との続柄	マイナンバー
にいがた　はなこ 新潟　花子	~~父~~ 母	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 2

申請者（代表保護者）以外の保護者はマイナンバーの記載のみになります。
番号確認が可能な資料の添付は不要です。

【訂正する場合】
訂正箇所に二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。
（修正液・修正テープ等での訂正不可）

必ず提出用の封筒に封入した状態でご提出ください。
（郵送の場合を除く）

問い合わせ
幼保運営課（

（R7.9改正）

就労証明書

新潟市長　　宛

証明日	西暦　　年	月	日	
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	―	―		
担当者名				
記載者連絡先	―	―		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	生年月日　　年　月　日
	本人氏名	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ／ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） 一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　年月　年　月　年月　年　月 日／月　時間／月　日／月　時間／月　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

【就労証明書】記載要領

・この証明書は、保育園等の入園（継続）のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。（事業者の押印は不要です。）
・日付については、西暦で記入してください。
・証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定（決定）が取り消しとなる場合があります。
・訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。（修正液や消えるボールペンは使用できません。）
・証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名		○証明書を発行する事業者の名称（法人名）を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地		○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者（以下「本人」という。）の就労先住所ではない点に注意してください。

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック（レ点記入）してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」（個人事業主、経営者、代表者等）又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック（レ点記入）してください。 ※法人の代表者（経営者）の場合は、「役員」にチェック（レ点記入）してください。
No.6	就労日数・時間の記載についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については12（月）で除する、4（週）を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 （固定就労の場合）	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。［複数選択可］ ○就労の合計時間（月間）についてを記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎（就労がない場合は空欄で結構です）に記載してください。
	就労時間 （変則就労の場合）	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間（合計）についてを記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください（例：〇〇年6月、〇〇年5月、〇〇年4月）。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ※直近の取得（予定）状況を記入してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の取得（予定）状況を記載してください。
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）し、取得理由についてチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職（予定）年月日	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.6に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック（レ点記入）してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格（保育補助職員）であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有予定」にチェック（レ点記入）してください。

■追加の項目

No.14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有（予定）」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合の育児休業の短縮可否	○育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入園月から復職することについて、「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	○育児休業の延長について「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.17	単身赴任期間（予定含む）	○単身赴任について期間を記載してください。

就労証明書

新潟市長 宛

記入例
必ず就労証明書裏面の「記載要領」を確認のうえ記載してください。

＜問い合わせ先＞
幼保運営課（事務センター） 025-223-7372（平日9:00～17:00）

証明日	西暦	*2025*	年	*10*	月	*31* 日
事業所名	*株式会社 □商事*					
代表者名	*代表取締役 □□ □□*					
所在地	*新潟市中央区○○町○丁目○番○号*					
電話番号	*025* — *×××* — *××××*					
担当者名	*□□課 △△ △△*					
記載者連絡先	*025* — *×××* — *××××*					

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業 □ 漁業 □ 鉱業・採石業・砂利採取業 □ 建設業 □ 製造業 □ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業 □ 運輸業・郵便業 ☑ 卸売業・小売業 □ 金融業・保険業 □ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技 □ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業 ）
2	フリガナ	*ニイガタ ハナコ*
	本人氏名	*新潟 花子* 生年月日 *1984* 年 *6* 月 *6* 日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 ☑ 有期 期間（無期の場合は雇用開始日のみ） *2018* 年 *4* 月 *1* 日 ～ *2026* 年 *3* 月 *31* 日
4	本人就労先事業所	名称 *株式会社 □商事 西支店* 住所 *新潟市西区○○町○丁目○番○号*
5	雇用の形態	□ 正社員 □ パート・アルバイト □ 派遣社員 ☑ 契約社員 □ 会計 □ 自営業主 □ 自営業専従者 □ 家族従業者 □ 内職 □ 業務
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 ☑ 土 □ 日 □ 祝日 □ 合計時間 月間 *180* 時間 *0* 分（うち休憩時間 *1200* 分） 一月当たりの就労日数 月間 *20* 日 一週当たりの就労日数 週間 *5* 日 平日 *8* 時 *30* 分 ～ *17* 時 *30* 分（うち休憩時間 *1200* 分） 土曜 日祝
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間 ☑ 月間 □ 週間 *180* 時間 *0* 分（うち休憩時間 *1200* 分） 就労日数 ☑ 月間 □ 週間 *20* 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 *10* 時 *0* 分 ～ *19* 時 *0* 分（うち休憩時間 *1200* 分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日／月 時間／月 日／月 時間／月 日／月 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定 □ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定 ☑ 取得中 □ 取得済み 期間 *2025* 年 *7* 月 *1* 日 ～ *2026* 年 *3* 月 *31*
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中 □ 取得済み 理由 □ 介護休業 □ ） 期間 年 月 日 ～ 年 月
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定 □ 復職済み *2026* 年 *4* 月 *1* 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定 □ 取得中 期間 *2026* 年 *4* 月 *1* 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 *9* 時 *30* 分 ～ *16* 時 *30* 分（うち休憩時間 *60* 分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	□ 有 □ 有（予定） ☑ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☑ 有 □ 有（予定） □ 無 □ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可 □ 可（予定） □ 否
16	育休延長可否	☑ 可 □ 可（予定） □ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年 月 日 ～ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 *新潟 柳都* / 生年月日 *2024* 年 *11* 月 *1* 日 / 施設名 *こあら保育園* / □ 利用中 ☑ 申込中（第一希望）

雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。
※「□有期」の場合は、No.14も記載してください。

実際の勤務地が、右上欄に記載の事業所名・所在地（証明書発行事業所名・住所）と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称・住所を記載してください。

固定就労、変則就労で記載欄が異なります。（注意：ここでは例として両方とも記載しています。）

育児休業等から復帰予定の場合は、復帰予定日を必ず記入してください。
過去に取得している場合は、直近の復帰日を記入してください。

有資格の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、養護教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有（予定）」、「□無」にチェック（レ点記入）してください。
※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格（保育補助職員）であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有（予定）」にチェック（レ点記入）してください。

保護者の方へ
きょうだいの場合は、教育・保育施設を利用中または申込中のきょうだい全員の名前を記入してください。
同一施設の場合：1枚の提出で構いません。
別々の施設の場合：上の子は原本、下の子はコピーを提出してください。（※ご自身でコピーしてください。）

【就労証明書】記載要領

・この証明書は、保育園等の入園（継続）のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。（事業者の押印は不要です。）
・日付については、西暦で記入してください。
・証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定（決定）が取り消しとなる場合があります。
・訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。（修正液や消えるボールペンは使用できません。）
・証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名		○証明書を発行する事業者の名称（法人名）を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地		○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者（以下「本人」という。）の就労先住所ではない点に注意してください。

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック（レ点記入）してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」（個人事業主、経営者、代表者等）又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック（レ点記入）してください。 ※法人の代表者（経営者）の場合は、「役員」にチェック（レ点記入）してください。
No.6	就労日数・時間の記載についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については12（月）で除する、4（週）を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 （固定就労の場合）	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。［複数選択可］ ○就労の合計時間（月間）についてを記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎（就労がない場合は空欄で結構です）に記載してください。
	就労時間 （変則就労の場合）	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間（合計）についてを記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください（例：〇〇年6月、〇〇年5月、〇〇年4月）。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ※直近の取得（予定）状況を記入してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の取得（予定）状況を記載してください。
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）し、取得理由についてチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職（予定）年月日	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.6に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック（レ点記入）してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格（保育補助職員）であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有予定」にチェック（レ点記入）してください。

■追加の項目

No.14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有（予定）」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合の育児休業の短縮可否	○育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入園月から復職することについて、「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	○育児休業の延長について「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.17	単身赴任期間（予定含む）	○単身赴任について期間を記載してください。

就労証明書

新潟市長　　宛

証明日	西暦　　年	月	日	
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	―	―		
担当者名				
記載者連絡先	―	―		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	生年月日　　年　月　日
	本人氏名	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ／ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） 一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　年月　年　月　年月　年　月 日／月　時間／月　日／月　時間／月　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

【就労証明書】記載要領

・この証明書は、保育園等の入園（継続）のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。（事業者の押印は不要です。）
・日付については、西暦で記入してください。
・証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定（決定）が取り消しとなる場合があります。
・訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。（修正液や消えるボールペンは使用できません。）
・証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名		○証明書を発行する事業者の名称（法人名）を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地		○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者（以下「本人」という。）の就労先住所ではない点に注意してください。

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック（レ点記入）してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」（個人事業主、経営者、代表者等）又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック（レ点記入）してください。 ※法人の代表者（経営者）の場合は、「役員」にチェック（レ点記入）してください。
No.6	就労日数・時間の記載についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については12（月）で除する、4（週）を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 （固定就労の場合）	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。［複数選択可］ ○就労の合計時間（月間）についてを記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎（就労がない場合は空欄で結構です）に記載してください。
	就労時間 （変則就労の場合）	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間（合計）についてを記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください（例：〇〇年6月、〇〇年5月、〇〇年4月）。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ※直近の取得（予定）状況を記入してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の取得（予定）状況を記載してください。
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）し、取得理由についてチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職（予定）年月日	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.6に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック（レ点記入）してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格（保育補助職員）であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有予定」にチェック（レ点記入）してください。

■追加の項目

No.14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有（予定）」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合の育児休業の短縮可否	○育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入園月から復職することについて、「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	○育児休業の延長について「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.17	単身赴任期間（予定含む）	○単身赴任について期間を記載してください。

就労証明書

新潟市長　　宛

記入例
必ず就労証明書裏面の「記載要領」
を確認のうえ記載してください。

＜問い合わせ先＞
幼保運営課（事務センター）　025-223-7372（平日9:00～17:00）

証明日	西暦　2025　年　10　月　31　日
事業所名	株式会社　□商事
代表者名	代表取締役　□□　□□
所在地	新潟市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	025　—　×××　—　××××
担当者名	□□課　△△　△△
記載者連絡先	025　—　×××　—　××××

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　☑ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技　□ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業　） 雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※「□有期」の場合は、No.14も記載してください。
2	フリガナ	ニイガタ　ハナコ
	本人氏名	新潟　花子　　生年月日　1984　年　6　月　6　日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期　☑ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2018　年　4　月　1　日　～　2026　年　3　月　31　日
4	本人就労先事業所	名称　株式会社　□商事　西支店 住所　新潟市西区〇〇町〇丁目〇番〇号 実際の勤務地が、右上欄に記載の事業所名・所在地（証明書発行事業所名・住所）と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称・住所を記載してください。
5	雇用の形態	□ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　☑ 契約社員　□ 会計 □ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 □　日 □　祝日 □　合計時間　月間　180　時間　0　分（うち休憩時間　1200　分） 一月当たりの就労日数　月間　20　日　一週当たりの就労日数　週間　5　日 平日　8　時　30　分　～　17　時　30　分（うち休憩時間　1200　分） 土曜 日祝 固定就労、変則就労で記載欄が異なります。（注意：ここでは例として両方とも記載しています。）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☑ 月間　□ 週間　180　時間　0　分（うち休憩時間　1200　分） 就労日数　☑ 月間　□ 週間　20　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　10　時　0　分　～　19　時　0　分（うち休憩時間　1200　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　年月　年　月　年月　年　月 日／月　時間／月　日／月　時間／月　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中 期間　年　月　日　～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　☑ 取得中　□ 取得済み 期間　2025　年　7　月　1　日　～　2026　年　3　月　31 育児休業等から復帰予定の場合は、復帰予定日を必ず記入してください。 過去に取得している場合は、直近の復帰日を記入してください。
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み　理由　□ 介護休業　□　） 期間　年　月　日　～　年　月
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　□ 復職済み　2026　年　4　月　1　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　□ 取得中　期間　2026　年　4　月　1　日　～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　9　時　30　分　～　16　時　30　分（うち休憩時間　60　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	□ 有　□ 有（予定）　☑ 無 有資格の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、養護教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有（予定）」、「□無」にチェック（レ点記入）してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格（保育補助職員）であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有（予定）」にチェック（レ点記入）してください。
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☑ 有　□ 有（予定）　□ 無　□ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可　□ 可（予定）　□ 否
16	育休延長可否	☑ 可　□ 可（予定）　□ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日　～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名：新潟　柳都　生年月日：2024　年　11　月　1　日　施設名：こあら保育園　□ 利用中　☑ 申込中（第一希望） 児 児 **保護者の方へ** きょうだいの場合は、教育・保育施設を利用中または申込中のきょうだい全員の名前を記入してください。 同一施設の場合：1枚の提出で構いません。 別々の施設の場合：上の子は原本、下の子はコピーを提出してください。（※ご自身でコピーしてください。）

【就労証明書】記載要領

・この証明書は、保育園等の入園（継続）のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。（事業者の押印は不要です。）
・日付については、西暦で記入してください。
・証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定（決定）が取り消しとなる場合があります。
・訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。（修正液や消えるボールペンは使用できません。）
・証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名		○証明書を発行する事業者の名称（法人名）を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地		○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者（以下「本人」という。）の就労先住所ではない点に注意してください。

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック（レ点記入）してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」（個人事業主、経営者、代表者等）又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック（レ点記入）してください。 ※法人の代表者（経営者）の場合は、「役員」にチェック（レ点記入）してください。
No.6	就労日数・時間の記載についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については12（月）で除する、4（週）を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 （固定就労の場合）	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。［複数選択可］ ○就労の合計時間（月間）についてを記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎（就労がない場合は空欄で結構です）に記載してください。
	就労時間 （変則就労の場合）	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間（合計）についてを記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください（例：〇〇年6月、〇〇年5月、〇〇年4月）。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ※直近の取得（予定）状況を記入してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の取得（予定）状況を記載してください。
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）し、取得理由についてチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職（予定）年月日	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.6に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック（レ点記入）してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格（保育補助職員）であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有予定」にチェック（レ点記入）してください。

■追加の項目

No.14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有（予定）」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合の育児休業の短縮可否	○育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入園月から復職することについて、「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	○育児休業の延長について「□可」「□可（予定）」「□否」にチェックしてください。
No.17	単身赴任期間（予定含む）	○単身赴任について期間を記載してください。

受付施設№.

介護・看護状況申告書

（宛先）新潟市長

記入日：令和　　年　　月　　日

介護・看護にあたっている状況について、下記のとおり申告します。

児童氏名	1	（令和　　年　　月　　日生）	第1希望または在園施設名	
	2	（令和　　年　　月　　日生）	第1希望または在園施設名	
介護・看護者（保護者）氏名			児童との続柄	

介護・看護が必要な方	氏名		児童との続柄
	生年月日	□大正　□昭和　□平成　□令和　　年　　月　　日（　　歳）	
	住所	□同居　□別居（住所：　　）	
		（☑別居の場合、他の親族が介護・看護できない理由）	
介護・看護を必要とする理由 ※☑した理由に応じた右記の書類の添付が必要です	□介護	・介護保険被保険者証の写し［要介護　□5　□4　□3　□2　□1］ ・ケアプランの週間サービス計画表の写し　等	
	□障がい	・手帳の写し → □身体障害者手帳（　　級） → □精神障害者保健福祉手帳（　　級） → □療育手帳（A・B）	
		・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表の写し　等	
	□疾病・疾患	・医師の診断書（病名　　）	
介護・看護の状況	□自宅介護・看護　（□週　□月　＿＿＿＿日程度）		
	□家事援助　□食事補助　□衣服着脱　□入浴補助　□排泄補助　□その他		
	□通院・通所付添　（□週　□月　＿＿＿＿日程度）		
	通院・通所先名称		所在地
	所要時間	＿＿＿時間＿＿＿分（通院・通所時間＿＿＿＿分を含む）	
その他の具体的な介護・看護内容			
実介護・看護時間 ※下段スケジュール表を記入してください	週＿＿＿日・月＿＿＿日　／　月＿＿＿時間＿＿＿分		

【スケジュール表】介護・看護状況について、下記の内容で記入してください。（週によって異なる場合は、平均的な状況を記入してください。）
①家事援助、食事補助、通院・通所付添等（上段「介護・看護の状況」）に要する時間を〇で記入してください。
②ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉サービスを利用している時間を■で記入してください。
※実介護・看護時間には、ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉サービスの利用時間を含めません。

時間帯	月	火	水	木	金	土	日	記入例
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								○
7:00								｜
8:00								｜
9:00								｜
10:00								○
11:00								
12:00								
13:00								○
14:00								■
15:00								｜
16:00								｜
17:00								■
18:00								
19:00								■
20:00								
21:00								
22:00								◯
23:00								
実介護・看護時間								7：30（■を含めない）

（R6.10.1改正）

記入例

介護・看護状況申告書

受付施設№.

記入した日を記入してください。

（宛先）新潟市長

記入日：令和 7 年 10 月 31 日

介護・看護にあたっている状況について、下記のとおり申告します。

児童氏名	1	新潟　柳都　（令和 6年 10月 5日生）	第1希望または在園施設名	こあら保育園
	2	（令和　年　月　日生）	第1希望または在園施設名	
介護・看護者（保護者）氏名		新潟　太郎	児童との続柄	父

介護・看護が必要な方	氏名	新潟　冬美	児童との続柄	祖母
	生年月日	□大正 ☑昭和 □平成 □令和　38 年 6 月 9 日（ 62 歳）		
	住所	☑同居 □別居（住所：　）		
		（☑別居の場合、他の親族が介護・看護できない理由）		
		別居の場合は他の親族が介護・看護できない理由を必ず記入してください。		

介護・看護を必要とする理由 ※☑した理由に応じた右記の書類の添付が必要です	☑介護	・介護保険被保険者証の写し［要介護 ☑5 □4 □3 □2 □1］ ・ケアプランの週間サービス計画表の写し 等
	□障がい	・手帳の写し → □身体障害者手帳（　級） → □精神障害者保健福祉手帳（　級） → □療育手帳（ A ・ B ） ・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表の写し 等
	□疾病・疾患	・医師の診断書（病名　）

介護・看護の状況	☑自宅介護・看護	（□週 ☑月 12 日程度）		
	☑家事援助 ☑食事補助 ☑衣服着脱 □入浴補助 ☑排泄補助 □その他			
	☑通院・通所付添	（☑週 □月 4 日程度）		
	通院・通所先名称	○○デイサービス	所在地	新潟市○○区○○
	所要時間	9 時間 00 分（通院・通所時間 60 分を含む）		

その他の具体的な介護・看護内容	上記介護・看護の状況のほか具体的な介護・看護内容を記入してください。
実介護・看護時間 ※下段スケジュール表を記入してください	週　日 ・ 月 12 日 ／ 月 144 時間 00 分

スケジュール表の実介護・看護時間の週あたりの合計時間×4（週）で月の実介護・看護時間を計算してください。

【スケジュール表】介護・看護状況について、下記の内容で記入してください）
①家事援助、食事補助、通院・通所付添等（上段「介護・看護の状況」）
②ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉サービスを利用して
※実介護・看護時間には、ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉

時間帯	月	火	水	木	金	土	日	記入例
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								○
7:00								｜
8:00	○			○		○		｜
9:00	｜	■	■	｜	■	｜	■	｜
10:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	○
11:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
12:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
13:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	○
14:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	■
15:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
16:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
17:00	｜	■	■	｜	■	｜	■	■
18:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
19:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	■
20:00	○	｜	｜	○	｜	○	｜	｜
21:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
22:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	◯
23:00	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
実介護・看護時間	12:00			12:00		12:00		7:30（■を含めない）

（R6.10.1改正）

医療機関診断書（保育認定用）

患者氏名		生年月日	年　月　日
病名			
症状			
療養見込み期間	年　月　日 から　年　月　日まで ※期間の判断が困難な場合は、1年を限度に日付を記載いただきますようお願いします。		
受診状況	□　通院（月・週　日程度）　□その他（　） □　入院（期間など：　）		
保育への影響	上記疾病等により、自宅での保育は（　支障あり　・　支障なし　）と認めます。		

（宛先）新潟市長

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

医療機関名

所在地

医師名

※主治医様
　本診断書は、患者様が疾病を理由にご自身のお子様の保育所等利用を希望しており、保育の必要性を確認するうえで、提出を依頼しております。児童が保育所等に入所している期間、現況の確認が必要なため最低でも１年に１回は診断書の提出が必要となりますので、ご理解ご協力くださるようお願いします。
　なお、医療機関指定の診断書となる場合は、上記項目を全て記載いただくようお願いいたします。

診断書の内容について、病院等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

	在園（または第一希望）施設名	児童氏名
保護者記入欄		

（R5.5.25）

誓　約　書

私は、教育・保育給付認定申請（継続）または施設等利用給付認定申請（継続）にあたり、下記の理由により誓約書を提出いたします。

もし、求職活動事由での認定開始日から３か月を経過する日が属する月の末日までに、求職活動以外の保育必要事由を満たさない場合は、「保育実施解除（退園）」または「認定取り消し」の決定を受けても異議を申し立てません。

〔理由〕該当する番号に〇をつけてください。

１．　現在、求職中　（ 退 職 日　　年　　月　　日 ）

※ 退職日は、就労から求職活動に変更になる場合に記入してください。また、退職日を確認できる書類の写しを併せて提出してください。（保育施設に在園中または認定を受けている方のみ）

２．　就労内容が実働月６４時間未満

※ 現状を証明する就労証明書を併せて提出してください。

令和　　年　　月　　日

（宛先）新　潟　市　長

住　　所

保護者(誓約者)氏名　　印

自署押印不要

児 童 名

施 設 名

（第１希望施設）

（R5.10.1 改正）

記入例

誓　約　書

私は、教育・保育給付認定申請（継続）または施設等利用給付認定申請（継続）にあたり、下記の理由により誓約書を提出いたします。

もし、求職活動事由での認定開始日から３か月を経過する日が属する月の末日までに求職活動事由を満たさない場合は、「保育実施解除（退所）」の決定を受けても異議を申し立てません。

求職中の場合は１．に〇を記入してください。新規申請の場合は退職日が確認できる書類の写しは必要ありません。

下記の理由に該当する番号に〇をつけてください。

１．　現在、求職中　（ 退 職 日　　年　　月　　日 ）

※ 退職日は、就労から求職活動に変更になる場合に記入してください。また、退職日を確認できる書類の写しを併せて提出してください。（保育施設に在園中または認定を受けている方のみ）

２．　就労内容が実働月６４時間未満

※ 現状を証明する就労証明書を併せて提出してください。

就労内容が６４時間未満の場合は２．に〇を記入してください。就労証明書を併せて提出する必要があります。

令和　7　年　11　月　1　日

（宛先）新　潟　市　長

住　　所　　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

保護者（誓約者）氏名欄は、求職活動事由で申請する保護者氏名を記入してください。
※代表保護者氏名ではありません。

保護者(誓約者)氏名　　新潟　太郎　　印

自署押印不要

児 童 名　　新潟　柳都

施 設 名　　こあら保育園

（第１希望施設）

（R5.10.1 改正）

育 児 休 業（雇 用）証 明 書

保護者記入欄

被証明者（保護者）氏名
児童氏名
第1希望施設名

事業主の方へ

（事業主様より証明書の記載をお願いします）

右記児童の保育施設入園申請・継続申請の要件確認に必要となりますので、二重枠線内に証明をお願いいたします。
なお、証明事項は、後日担当職員から確認をさせていただく場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

本証明が必要となる場合

1．現在、保育施設を利用しており、
育児休業取得中も継続して保育施設の利用を申請する場合
⇒ ①③について、ご証明ください。

2．現在、育児休業を取得していないが、
今後育児休業を取得することを前提として、保育施設の利用を申請する場合
（この場合、育児休業取得前に保育施設へ入園することが要件となります）
⇒ ①②③について、ご証明ください。
①については、取得予定期間をご証明ください。

①育児休業取得期間	平成・令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
②雇用期間 ※育児休業取得中でない場合	平成・令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 ※雇用期限に定めがない場合は、終期は未記載としてください。
③育児休業取得 対象児童氏名	 ※出生した子の氏名（出生予定の場合は未出生）を記載してください。
証明欄	（宛先）新潟市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和　　年　　月　　日 所在地 事業所名 事業主・代表者名 電話番号　　（　　）
証明内容についての 問い合わせ先	ご担当者様：　　ご連絡先：

※復帰後は、改めて就労証明書の発行をご依頼いたしますので、ご承知おきください。
※本証明書は事業主が作成する書類です。事業主に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

＜問い合わせ先＞　幼保運営課（事務センター）　025-223-7372（平日９：00～17：00）

育児休業（雇用）証明書

保護者記入欄

被証明者氏名は育児休業を取得している保護者氏名を記入してください。

申請児童氏名は保育施設への入園を希望する児童氏名を記入してください。育児休業の対象児童ではありません。

被証明者（保護者）氏名
新潟　花子
児童氏名
新潟　柳都
第1希望施設名
こあら保育園

本証明が必要となる場合

1．現在、保育施設を利用しており、
育児休業取得中も継続して保育施設の利用を申請する場合
⇒ ①③について、ご証明ください。

2．現在、育児休業を取得していないが、
今後育児休業を取得することを前提として、保育施設の利用を申請する場合
（この場合、育児休業取得前に保育施設へ入園することが要件となります）
⇒ ①②③について、ご証明ください。
①については、取得予定期間をご証明ください。

①育児休業取得期間	平成・令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
②雇用期間 ※育児休業取得中でない場合	平成・令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 ※雇用期限に定めがない場合は、終期は未記載としてください。
③育児休業取得 対象児童氏名	※出生した子の氏名（出生予定の場合は未出生）を記載してください。
証明欄	（宛先）新潟市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和　　年　　月　　日 所在地 事業所名 事業主・代表者名 電話番号　　（　　）
証明内容についての 問い合わせ先	ご担当者様：　　ご連絡先：

※復帰後は、改めて就労証明書の発行をご依頼いたしますので、ご承知おきください。
※本証明書は事業主が作成する書類です。事業主に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

＜問い合わせ先＞　幼保運営課（事務センター）　025-223-7372（平日９：00～17：00）

きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票　(　　／　　枚)

※記入にあたっては必ず、てびき裏表紙の問い合わせ先まで、ご相談ください。

※希望選考方法が①～⑦の場合、本調査票の提出の必要はありません。入園申請書の該当箇所に✔してください。

	児童氏名	生年月日	申請区分(該当区分に〇)
❶		令和　年　月　日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更
❷		令和　年　月　日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更
❸		令和　年　月　日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更

【記入方法】
・**希望する組み合わせ**を希望順位の高い順に記入してください
・同一こども園内の認定区分変更の児童については、1号認定継続を希望する場合、園名のあとに「(1号)」と記入してください

希望順位	児童名❶		児童名❷		児童名❸	
	申請番号	施設名称	申請番号	施設名称	申請番号	施設名称
第1希望						
第2希望						
第3希望						
第4希望						
第5希望						
第6希望						
第7希望						
第8希望						
第9希望						
第10希望						

※希望の組み合わせが11以上ある場合は、本用紙をコピーしてご提出ください。

※4人以上同時申込の場合は、任意の用紙に本調査票の項目を記入してご提出ください。

※本用紙は原本を上の子の申請書に添付し、下の子はコピーを申請書に添付してください。

市処理欄	内容確認①	内容確認②	システム入力	システム確認	結果確認
対応日					
対応者					

記入例

きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票　（ 1 ／ 1 枚）

※記入にあたっては必ず、てびき裏表紙の問い合わせ先まで、ご相談ください。

※希望選考方法が①～⑦の場合、本調査票の提出の必要はありません。入園申請書の該当箇所に✔してください。

	児童氏名	生年月日	申請区分(該当区分に○)
❶	新潟　秋菜	令和 1 年 8 月 8 日生	新規 ・ 転園 ・ (区分変更)
❷	新潟　柳都	令和 5 年 5 月 5 日生	(新規) 転園 ・ 区分変更
❸		令和　年　月　日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更

【記入方法】
・**希望する組み合わせ**を希望順位の高い順に記入してください
・同一こども園内の認定区分変更の児童については、1号認定継続を希望する場合、園名のあとに「(1号)」と記入してください

希望順位	児童名❶	秋菜	児童名❷	柳都	児童名❸	
	申請番号	施設名称	申請番号	施設名称	申請番号	施設名称
第1希望	001	こあら保育園	001	こあら保育園		
第2希望	001	こあら保育園(1号)	001	こあら保育園		
第3希望	002	ひよこ保育園	002	ひよこ保育園		
第4希望	003	いるか保育園	003	いるか保育園		
第5希望	001	こあら保育園(1号)	002	ひよこ保育園		
第6希望	001	こあら保育園(1号)	003	いるか保育園		
第7希望	001	こあら保育園		未決定		
第8希望						
第9希望						
第10希望						

※希望の組み合わせが11以上ある場合は、本用紙をコピーしてご提出ください。

※4人以上同時申込の場合は、任意の用紙に本調査票の項目を記入してご提出ください。

※本用紙は原本を上の子の申請書に添付し、下の子はコピーを申請書に添付してください。

令和６年分　外国居住期間収入状況申立書（利用者負担額算定用）

令和　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

【記入にあたっての注意点】

①入園（在園）児童が複数いる場合は、年齢が一番上の児童分のみご提出ください。

②**記入例を必ずご確認の上**、記入してください。

③「収入に関する項目」は支払いを受けた通貨で、**手取り額ではなく総支給額（非課税手当を除く）を記入**してください。

④「所得控除に関する項目」は支払った通貨で記入してください。複数の通貨で支払った場合はそれぞれ記入してください。

⑤「収入に関する項目」「所得控除に関する項目」に**記入した金額が分かる書類（給与明細、支払証明書、領収書など）を添付**してください。なお、添付書類が外国語で作成されている場合は、記入した金額の根拠となる項目名に日本語訳を記載してください。

⑥「人的控除に関する項目」のうち、障害者に該当する場合は障がい者手帳等の写しを添付してください。

⑦国内で住民税が課税されていることが判明した場合は、本申立書の内容よりも住民税の課税内容を優先して利用者負担額を算定する場合があります。

令和6（2024）年中の収入等について、下記の状況にあったことを申し立てます。

申立者	住所	
	氏名	（印）※自署押印不要
	電話番号	

【申請児童と同居の世帯員（おじ・おばを除く）】

入園児童との続柄	氏　　名	生年月日	勤務先・学校名など	収入の有無
ふりがな				
児童本人		・　・		有□　無□
父		・　・		有□　無□
母		・　・		有□　無□
		・　・		有□　無□
		・　・		有□　無□

【収入確認期間について】※令和6年1月1日～令和6年12月31日について記載してください。

	父について	母について
外国居住期間	令和６年　月　日～令和６年　月　日 ⇒居住国（　　）	令和６年　月　日～令和６年　月　日 ⇒居住国（　　）
	□外国居住期間がない ⇒父について、以下の記載は不要です。	□外国居住期間がない ⇒母について、以下の記載は不要です。
国内居住期間	令和６年　月　日～令和６年　月　日 ⇒国内居住期間の収入等：有□　無□ ※有に☑の場合、国内収入についても記入必要	令和６年　月　日～令和６年　月　日 ⇒国内居住期間の収入等：有□　無□ ※有に☑の場合、国内収入についても記入必要

【収入に関する項目（裏面に続く）】※記入した金額が分かる書類を添付してください

※①給与収入については手取りではなく総支給額を記入	父の収入について		母の収入について	
	国外収入（通貨：　　）	国内収入（円）	国外収入（通貨：　　）	国内収入（円）
①給与収入				
②事業収入				
③事業収入の必要経費				
④事業所得（②－④）				

【収入に関する項目（続き）】※記入した金額が分かる書類を添付してください

	父の収入について		母の収入について	
	国外収入 （通貨：　　）	国内収入（円）	国外収入 （通貨：　　）	国内収入（円）
⑤その他収入 （　　）				
⑥その他収入の必要経費				
⑦その他所得（⑤－⑥）				

【控除に関する項目】※記入した金額が分かる書類を添付してください

		父の控除について	母の控除について
社会保険料支払額			
一般生命保険料支払額	新制度		
	旧制度		
個人年金保険料支払額	新制度		
	旧制度		
介護医療保険料支払額			
地震保険料支払額			
旧長期損害保険料支払額			
小規模企業共済等掛金			
医療費控除	支払医療費		
	補てん金額		
セルフメディケーション	支払医療費		
	補てん金額		
雑損控除	損害金額		
	補てん金額		
	災害関連支出額		

【人的控除に関する項目（本人に関する項目）】※該当する項目に☑をしてください

	父の控除について	母の控除について
寡婦控除・ひとり親控除	□死別　□離婚　□未婚 （　　年　　月から）	□死別　□離婚　□未婚 （　　年　　月から）
勤労学生控除	□勤労学生	□勤労学生
障害者控除	□障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付	□障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付

【人的控除に関する項目（配偶者控除について）】※該当する項目に☑をしてください

	父の控除について	母の控除について
配偶者控除	有□⇒障害者控除：□障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付	有□⇒障害者控除：□障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付
配偶者特別控除	有□	有□

【人的控除に関する項目（扶養控除に関する項目）】※該当する項目に〇をつけてください

扶養者	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	被扶養者の障害者控除 ※障がい者手帳等の写しを添付
父　母		・　・		障害者・特別障害者・同居特別障害者
父　母		・　・		障害者・特別障害者・同居特別障害者
父　母		・　・		障害者・特別障害者・同居特別障害者
父　母		・　・		障害者・特別障害者・同居特別障害者

新潟市処理欄（※令和7年度課税）

平均為替レート	算定結果	所得割額	均等割額
	課税・非課税	円	円

受付日　　.　　.　　受付者

（R6.2.21改正様式）

記入例

6年分　外国居住期間収入状況申立書（利用者負担額算定用）

令 和 7 年 8 月 1 日

（あて先）新潟市長

【記入にあたっての注意点】

①入園（在園）児童が複数いる場合は、年齢が一番上の児童分のみご提出ください。

②**記入例を必ずご確認の上**、記入してください。

③「収入に関する項目」は支払いを受けた通貨で、**手取り額ではなく総支給額（非課税手当を除く）を記入**してください。

④「所得控除に関する項目」は支払った通貨で記入してください。複数の通貨で支払った場合はそれぞれ記入してください。

⑤「収入に関する項目」「所得控除に関する項目」に**記入した金額が分かる書類（給与明細、支払証明書、領収書など）を添付**してください。なお、添付書類が外国語で作成されている場合は、記入した金額の根拠となる項目名に日本語訳を記載してください。

⑥「人的控除に関する項目」のうち、障害者に該当する場合は障がい者手帳等の写しを添付してください。

⑦国内で住民税が課税されていることが判明した場合は、本申立書の内容よりも住民税の課税内容を優先して利用者負担額を算定する場合があります。

令和６（2024）年中の収入等について、下記の状況にあったことを申し立てます。

申立者	住所	新潟市北区〇〇
	氏名	新潟　太郎　　（印）　※自署押印不要
	電話番号	090-1234-5678

【申請児童と同居の世帯員（おじ・おばを除く）】

入園児童との続柄	氏　　名	生年月日	勤務先・学校名など	収入の有無
ふりがな	にいがた　じろう			
児童本人	新潟　二郎	R３・４・５	〇〇保育園	有□　無☑
父		S59・６・７	〇〇貿易株式会社	有☑　無□
母		S62・８・９	〇〇株式会社	有☑　無□
兄		H26・６・７	〇〇小学校	有□　無☑
		・　・		□

外国に居住していた期間と国内に居住していた期間がある場合は、「外国居住期間」と「国内居住期間」の両方を記入してください

外国に居住していた期間がない場合は、記入終了です。

【収入確認期間について】※令和6年1月1日～令和6年12月31日について記載してください

	父について	
外国居住期間	令和６年１月１日～令和６年 ８月３１日 ⇒居住国（　　アメリカ合衆国　　）	令和６　　日 ⇒居住国　　）
	□外国居住期間がない ⇒父について、以下の記載は不要です。	☑外国居住期間がない ⇒母について、以下の記載は不要です。
国内居住期間	令和６年９月１日～令和６年１２月３１日 ⇒国内居住期間の収入等：有☑　無□ ※有に☑の場合、国内収入についても記入必要	令和６年　月　日～令和６年　月　日 ⇒国内居住期間の収入等：有□　無□ ※有に☑の場合、国内収入についても記入必要

【収入に関する項目】※記入した金額が分かる書類を添付してください

※①給与収入については手取りではなく総支給額を記入	父の収入について		母の収入について	
	国外収入（通貨：　ドル　）	国内収入（円）	国外収入（通貨：　　）	国内収入（円）
①給与収入	14,000	3,500,000		
②事業収入				
③事業収入の必要経費				
④事業所得（②－④）				

【収入に関する項目（続き）】※記入した金額が分かる書類を添付してください

	父の収入について		母の収入について	
	国外収入 （通貨：　　）	国内収入（円）	国外収入 （通貨：　　）	国内収入（円）
⑤その他収入 （　　）				
⑥その他収入の必要経費				
⑦その他所得（⑤－⑥）				

【控除に関する項目】※記入した金額が分かる書類を添付してください

		父の控除について	母の控除について
社会保険料支払額		480,000円、1,750ドル	
一般生命保険料支払額	新制度	180,000円	
	旧制度		
個人年金保険料支払額	新制度	240,000円	
	旧制度		
介護医療保険料支払額		68,000円	
地震保険料支払額		80,000円	
旧長期損害保険料支払額			
小規模企業共済等掛金			
医療費控除	支払医療費	380,000円	
	補てん金額	75,000円	
セルフメディケーション	支払医療費		
	補てん金額		
雑損控除	損害金額		
	補てん金額		
	災害関連支出額		

医療費控除とセルフメディケーション税制は同時に受けることはできません

【人的控除に関

・本人や被扶養者が障害者控除に該当する場合、障がい者手帳等の写しの添付が必要です
・特別障害者とは、身体障害者（1～2級）、知的障害者（重度）、寝たきり老人に準じます

さい

		母の控除について
寡婦控除・ひと		□死別　□離婚　□未婚 （　　年　　月から）
勤労学生控除		□勤労学生
障害者控除	☑障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付	□障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付

【人的控除に関する項目（配偶者控除について）】※該当する項目に☑をしてください

	父の控除について	母の控除について
配偶者控除	有☑⇒障害者控除：□障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付	有□⇒障害者控除：□障害者　□特別障害者 ※障がい者手帳等の写しを添付
配偶者特別控除	有□	有□

配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません

【人的控除に関する項目（扶養控除に関する項目）】※該当する項目に〇

扶養者	被扶養者氏名	被扶養者生年月日		控除 を添付
(父)　母	新潟　一郎	H26・6・7		居特別障害者
父　(母)	新潟　二郎	R3・4・5	子	障害者・特別障害者・同居特別障害者
父　母		・　・		障害者・特別障害者・同居特別障害者
父　母				障害者・特別障害者・同居特別障害者

1人の被扶養者を複数人が扶養控除につけることはできないので、父・母いずれかに〇をつけてください

新潟市処理欄

平均為替レート	算定結果	所得割額	均等割額
	課税・非課税	円	円

受付日　　.　　.　　受付者

（R6.2.21改正様式）

ひとり親世帯に関する申立書

（宛先）新潟市長

令和８年度 教育・保育給付認定兼入園申請において、ひとり親世帯の状況について、下記のとおり申し立てます。

１．申し立て事項

申請時点では父母同居となっているが、令和８年４月１日時点では別居（住民票上においても）しており、代表保護者が単独で申請児童を監護します。

２．誓約事項（該当する項目にチェック（レ点記入））

＜新規申請・認定区分変更の場合＞

□ 令和８年４月１日時点で上記申し立て事項の内容を満たさない場合、入園（内定）が取り消しとなることに同意します。

＜転園申請の場合＞

□ 令和８年４月１日時点で上記申し立て事項の内容を満たさない場合、入園（内定）が取り消しとなること及び、令和７年度中に在籍していた施設へも戻ることができないことに同意します。

令和　　年　　月　　日

児　童　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１希望施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護者署名）※必ず自署してください

代表保護者（児童との続柄：　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（必須）

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

教育・保育給付認定兼入園申請取下げ書（入園辞退届）

下記の理由により、　□　教育・保育給付認定兼入園申請について取下げます。
□　教育・保育給付認定兼入園申請について取下げるとともに、認可保育施設の入園（決定）を辞退します。

記

申請者氏名 （代表保護者） ※自署の場合は押印不要	印 ※申請書等の申請者名（代表保護者）を自署または記入してください。 住　　所（　　） 連絡先電話番号（　　）
児童氏名	 生年月日（　　年　　月　　日生）
入園希望日	令和　　年　　月　　日　入園
第１希望施設名 または 入園決定施設名	
取下げ（辞退）理由 ※当てはまる理由に☑をつけてください。	□　市外へ転出するため □　保育が必要な事由がなくなったため □　求職活動を休止するため □　育児休業を延長するため →　□　希望する施設へ入園できなかったため □　希望により復帰日を変更できたため □　希望する施設へ入園できなかったため □　その他（　　）

提出日を記入してください

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

教育・保育給付認定兼入園申請取下げ書（入園辞退届）

結果通知受領前はこちらにチェックを記入してください

下記の理由により、　☑　教育・保育給付認定兼入園申請について取下げます。

□　教育・保育給付認定兼入園申請について取下げるとともに、
認可保育施設の入園（決定）を辞退します。

結果通知受領後はこちらにチェックを記入してください

申請者氏名 （代表保護者） ※自署の場合は押印不要	新潟　太郎　　印 ※申請書等の申請者氏名（代表保護者）を自署または記名・押印してください。 住　　所（　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１　） 連絡先電話番号（　０９０－XXXX－XXXX　）
児童氏名	新潟　柳都 生年月日（　令和６年　１０月　５　日生）
入園希望日	令和　８　年　４　月　１　日　入園
第１希望施設名 または 入園決定施設名	結果通知受領前は第１希望施設名 結果通知受領後は入園決定施設名　を記入してください
取下げ（辞退）理由 ※当てはまる理由に ☑をつけてください。	☑　市外へ転出するため □　保育が必要な事由がなくなったため □　求職活動を休止するため □　育児休業を延長するため 　□　希望する施設へ入園できなかったため 　□　希望により復帰日を変更できたため □　希望する施設へ入園できなかったため □　その他（　　）

結果通知受領後の取下げ時は、本取下げ書とあわせて、
入園結果通知一式を返却していただきます。

（14）新潟市保育関係ホームページ

掲載内容は、令和７年度の内容です。変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

令和8年4月　認可保育施設への新年度入園について

・てびき４８～８８ページに掲載している様式のデータを掲載しています。
・新潟市内の認可教育・保育施設等の情報について、各施設の詳細の情報を掲載しています。

（令和7年5月から令和8年3月）認可保育施設への年度途中入園について

・令和８年３月まで、月１回の募集を実施しています。
・募集スケジュール、年度途中入園のてびき、施設ごとの空き状況を掲載しているため、申請前にご確認ください。

保育コンシェルジュについて

・就園前のお子さまの預け先に関する保護者の相談に応じ、入園や保育サービス等について情報提供を行う専門の相談員です。各区役所健康福祉課に配置されています。
・相談は予約制のため、ページ内のリンクからお申し込みください。

保育園・幼稚園など　入園の申し込み

・保育園や幼稚園などの入園についてまとめて掲載しています。
・教育標準時間認定（１号認定）や認可外保育施設等のページへのリンクも掲載しています。

保育料等の算定について

・入園後の保育料・副食費(おかず代)について掲載しています。
（掲載内容は令和７年度の内容となります。令和８年度の金額・取り扱いは変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

休日保育～令和7年度の利用登録について

・認可保育施設に在籍している児童で日曜日や祝日に、仕事などによりお子さんの保育ができない場合、市内 24 か所（令和７年度）の休日保育実施施設でお預かりします。
・在籍施設以外でも利用可能です。年度ごとに事前の利用登録が必要です。

その他、施設に在籍していない方でも利用可能な制度

・詳細は、各ページに掲載の内容をご確認ください。

病児・病後児保育	一時預かりについて	令和７年度新潟市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

問い合わせ先

【新潟市　こども未来部　幼保運営課（事務センター）】
〒９５１－８０６１
新潟市中央区西堀通６番町８６６番地　NEXT21　１７階　　☎０２５－２２３－７３７２
（平日９：００～１７：００）

（発行）
新潟市 こども未来部 幼保運営課 認定・入園調整グループ
〒９５１－８０６１
新潟市中央区西堀通６番町８６６番地　NEXT21　１７階
☎０２５－２２３－７３７４

（令和７年１０月発行）